

会 議 録

第 1 日

(昭和60年9月12日)

○議事日程第1号

昭和60年9月12日(木) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第 85号ないし議案第 100号……………説明

議案第 85号 昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定に  
ついて

議案第 86号 昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決  
算認定について

議案第 87号 昭和59年度四日市市農業共済事業剰余金処分並び  
に決算認定について

議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

議案第 89号 昭和60年度四日市市競輪事業特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 90号 昭和60年度四日市市国民健康保険特別会計補正予  
算(第1号)

議案第 91号 昭和60年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 92号 昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 93号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支  
給条例等の一部改正について

議案第 94号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 95号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 96号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一  
部改正について

議案第 97号 四日市市駐車場条例の一部改正について

議案第 98号 動産の取得について

議案第 99号 市道路線の認定について

議案第 100号 農業共済事業無事戻しの実施について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (44名)

相 松 尚  
青 山 峯 男  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 雅 敏  
小 川 四 郎  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 口 洋 二  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
訓 覇 也 男  
粉 川 茂  
小 林 清 隆  
小 林 博 次  
後 藤 寛 次  
後 藤 長 六

坂 口 正 次  
佐 野 光 信  
高 木 勲  
田 中 基 介  
谷 口 廣 睦  
豊 田 忠 正  
中 村 信 夫  
永 田 正 巳  
野 崎 洋  
野 呂 平 和  
橋 本 増 蔵  
古 市 元 一  
堀 新 兵衛  
堀 内 弘 士  
前 川 辰 男  
益 田 力 子  
水 野 和 幹  
水 野 幹 郎  
毛 利 道 哉  
森 真 寿 朗  
森 安 吉  
山 口 孝  
山 路 剛  
山 本 勝  
渡 辺 一 彦

○欠席議員 (0名)

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	坂倉哲男
助役	片岡一三
収入役	藪田裕
調整監	伊藤長爾
市長公室長	奥山武助
総務部長	毛利道男
財政部長	鈴木一美
市民部長	鵜飼滋
福祉部長	岩山義弘
商工部長	川村得二
農林水産部長	竹村二郎
環境部長	樋口照一
都市計画部長	東寛
建設部長	島内清治
下水道部長	前川鉦一
消防長	山口博
次長	鈴木勲
病院事務長	田中利夫
水道事業管理者	奥村仁人
次長	尾中忠邦
教育長	岡田久江
次長	西村正雄
代表監査委員	伊藤涼一

○出席事務局職員

事務局 長 宮田 勉  
 議事課 長 板崎 大之丞  
 議事課長補佐 石原 隆  
 議事係 長 岡崎 雄治  
 主 事 金 森 伸 夫  
 主 事 井 上 紀 久 夫

午前10時1分開会

○議長（小林博次君） ただいまから、昭和60年9月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、43名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ24名であります。

○議長（小林博次君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小林博次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において川口洋二君及び久保博正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（小林博次君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から9月25日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 議案第85号昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第100号農業共済事業無事戻しの実施について

○議長（小林博次君） 日程第3、議案第85号昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第100号農業共済事業無事戻しの実施についての16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第85号は、昭和59年度市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、70億3,229万1,540円で、予算額に比べ8,162万1,540円の増収となりました。これは、主として医療環境の整備充実に努めたことにより、利用患者数が増加したことによるものであります。

収益的支出におきましては、決算額が70億1,179万6,505円となり、5,848万9,495円の不用額を生じましたが、これは、材料費等において予定額を下回ったことなどが挙げられます。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては、2,049万5,035円の純利益を生じました。その結果、当期末累積欠損金は、1億7,188万2,640円となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は、出資金、企業債、寄附金、負担金、固定資産売却代金、長期貸付金返還金及び補助金で、6億9,609万8,083円となり、予算額に比べ、433万1,083円の増収となりました。これは、医療施設等施設整備費補助金等の増によるものであります。

一方、支出の決算額は、建設改良費、償還金及び投資で、9億2,790万1,590円となり、563万3,410円の不用額を生じました。これは、看護学院学生修学資金等が予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額、2億3,180万3,507円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益70億3,216万2,407円、費用69億5,535万9,768円、差引経常利益7,680万2,639円で、これに特別利益12万9,133円、特別損失5,643万6,737円を加減して2,049万5,035円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金1億9,237万7,675円を、当年度純利益で補てんいたしましたので、差引、当年度未処理欠損金は、1億7,188万2,640円となりました。

資本剰余金は、本年度において配膳車等の寄附による受贈財産評価額689万1,400円、医療器具購入指定寄附金600万円、看護学生等修学資金負担金572万4,000円、及び医療施設等施設整備費補助金821万3,000円、合計2,682万8,400円の増となり、前年度繰越額4億6,317万9,767円と合わせて4億8,720万8,167円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金1億7,188万2,640円全額を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産総額90億2,642万3,036円、負債総額11億14万5,629円、資本総額79億2,627万7,407円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきまして

は、本年3月、診療報酬が改正されましたが、同時に大幅な薬価基準の引き下げが実施され、依然として厳しい状況にあります。引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として診療体系の充実を図り、その期待に応えるため、医療サービスの向上に一層の努力を傾注する所存であります。

議案第86号は、昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、46億 121万 1,996円で、予算額に比べ、2億 1,292万 8,996円の増収となりましたが、これは主に水需要の伸びにより生じた給水収益の増収によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額39億 5,333万 4,891円となり、1億 29万 6,109円の不用額を生じましたが、これは主に受水子定量に対し、受水実績が下回ったことによるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額9億 1,972万 3,342円で、予算額に比べ 230万 4,342円の増収となりましたが、これは主に工事負担金の増収によるものであります。

支出の決算額は、14億 4,836万 5,083円で 2,645万 917円の不用額を生じましたが、これは主に配水管布設工事の材料費が、予定額を下回ったことによるものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額5億 2,864万 1,741円は、過年度分損益勘定留保資金2億 9,905万 990円、当年度分損益勘定留保資金1億 9,259万 751円及び減債積立金3,700万円で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益46億 121万 1,996円、費用39億 5,333万 4,891円となり、差引6億 4,787万 7,105円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高79万 4,087円に当年度純利益6億 4,787万 7,105円を加算して6億4,867

万 1,192円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高33億 7,140万 3,663円に、当年度発生高1億 6,812万 3,566円を加算して、翌年度繰越資本剰余金35億 3,952万 7,229円となりました。

剰余金処分計算書は、当年度未処分利益剰余金6億 4,867万 1,192円のうち、減債積立金2億 3,000万円、建設改良積立金4億 1,800万円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。また、利益剰余金を処分した残額67万 1,192円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額173億 6,493万 1,772円、負債総額8億 1,124万 8,309円、資本総額165億 5,368万 3,463円となっております。

以上が水道事業の決算の概要であります。今後の事業収支を見通すとき、量・質ともに、より安定した水の供給を確保していくためには、水源の確保、配水管の整備事業等の諸施策を実施する必要があり、今後の事業収支は、厳しい状況が予測されます。

したがって、今後の事業運営に当たっては、より一層効率的な運営に努め、経営の健全化に配慮し、住民サービスの向上に一層の努力をいたす所存であります。

次に、農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の各勘定を総合しますと、1億 8,729万 3,430円となり、予算額に比べ 8,706万 4,570円の減収となりましたが、これは、共済事業の性格上、ある一定基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度は、その基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額1億 3,802万 2,080円で、予

算額に比べ1億3,633万5,920円の不用額を生じましたが、収入と同様に当年度は、基準より被害が少なく、共済金の支出減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計1億7,005万8,473円、事業費用合計1億3,670万6,114円、差引事業利益3,335万2,359円で、これに事業外収益合計1,723万4,957円、事業外費用合計131万5,966円を加減して4,927万1,350円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、繰越不足金年度末残高100万7,461円と、当年度純利益4,927万1,350円で、当年度未処分剰余金は、4,826万3,889円であります。

剰余金処分並びに不足金処理計算書は、まず、剰余金計算書では、農作物共済、蚕繭共済及び園芸施設共済の当年度未処分剰余金の合計4,904万1,016円を関係法令に基づき、各共済勘定ごとに法定積立金及び特別積立金へ積み立てようとするものであります。不足金処理計算書は、当年度未処理不足金77万7,127円を家畜共済勘定の繰越不足金として処理しようとするものであります。

貸借対照表におきましては、資産合計3億653万5,884円、負債合計1億6,100万1,338円、資本合計1億4,553万4,546円となりました。

以上が農業共済事業の決算の概要であります。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を推進してまいりたいと存じます。

議案第88号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回補正の主たる内容は、国庫補助割当の決定もしくは見通しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等のほか、災害復旧費の追加補正とこれらに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出の追加額は、8億5,508万4,000円となり、補正後の予算総額は、498億5,818万4,000円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主な内容をご説明申し上げます。

第2款総務費は、国庫補助事業の決定に伴う日永八郷線ほか2線の交通安全対策事業費を追加いたしました。

第3款民生費は、国民健康保険高額療養費資金貸付金等の追加と、民間における特別養護老人ホーム建設に対する補助金並びに関連する債務負担行為を計上いたしました。

第4款衛生費は、公害保健事業のための視聴覚機器購入費を計上いたしました。

第6款農林水産業費は、いずれも県支出金の決定等によるもので、農業費は、新農業構造改善事業費を計上したほか、水田利用再編対策推進事業費、農林業地域改善対策費等を追加いたしました。畜産業費では、自給飼料利用推進事業費等を計上し、農地費は、土地改良事業費及び市単独事業として同和対策農業基盤整備事業費を計上いたしました。水産業費は、漁港改修事業費等を追加いたしました。

第8款土木費のうち、土木総務費は、自然環境保全対策関係経費を新たに計上いたしました。道路橋梁費は、国庫補助事業の決定による松本貝家1号線ほか6線の事業費と、新たに制度化された地方道路整備臨時交付金による西山、堂ヶ山ほか5線の整備事業費を計上するとともに、市単独道路改良事業費を追加いたしました。河川費では、名前川等の改修事業費を国庫補助事業の決定に合わせて追加計上いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の決定により、塩浜駅東西連絡線等の街路事業費と、これに関連する債務負担行為を計上するとともに、単独事業として、北条公園整備事業費等を計上いたしました。公共下水道費は、公共下水道特別会計への繰出金を増額し、都市下水道費では、国庫補助事業費の決定に基づき、羽津・茂福都市下水道等、各都市下水道の新設、改良事業費の補正のほか、関連する債務負担行為を計上いたしました。住宅費においては、国庫補助の決定に基づき、新たに、がけ地近接危険住宅移転事業費を計上いたしま

した。

第10款教育費は、小、中学校費において、それぞれ教材備品費を所要見込額により追加し、社会教育費は、補助決定による子ども広場整備費を追加するとともに、文化財保存事業費及び「交響連詩四日市」の制作演奏費補助金を計上いたしました。体育振興費につきましては、海星高校の甲子園出場に対する補助金等を追加計上いたしました。

第11款災害復旧費は、去る6月の梅雨前線による豪雨と6号台風によるものでありまして、農林水産施設災害復旧費につきましては、本年度割当見込額と、施越工事分を含めた補助災害復旧費と単独災害復旧費を、また、土木施設災害復旧費については、おおむね国の災害復旧基準に従い、認定見込事業費の50%の補助災害復旧費と、道路、河川、公園に係る市単独災害復旧費の計上を行いました。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源及び一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第89号競輪事業特別会計の補正は、最近、単勝式、及び複勝式投票券の購入者が急増してきたことに伴い、発券機を増設するための機器使用料を追加し、これに関連する債務負担行為を計上いたしました。なお、歳入につきましては、前年度繰越金を計上いたしました。

議案第90号国民健康保険特別会計の補正は、過年度分の療養給付費に係る国庫支出金及び退職者医療給付費交付金の額の確定に伴う返還金を計上し、歳入では、前年度繰越金を計上いたしました。

議案第91号公共下水道特別会計の補正は、国庫補助事業費の割当により、幹線管渠布設費並びにポンプ場築造工事費を補正し、新富洲原合同ポンプ場築造工事に係る債務負担行為を計上するとともに、南部排水区幹線及び大井の川ポンプ場築造事業に係る債務負担行為の変更を行い、また、市単

独事業として、各排水区の整備費及び大井の川改修関連事業費等を追加計上いたしました。歳入につきましては、補助金、市債の特定財源のほか、一般会計繰入金及び前年度繰越金を追加いたしました。

議案第92号市営駐車場特別会計の補正は、現在建設中の本町駐車場が予定より早く、本年12月には、供用開始の見込となりましたので、年度内の運営費について所要見込額を追加いたしました。なお、歳入につきましては、使用料を計上いたしておりますが、別途、条例改正案により使用料の改定をお願いしているところであります。

以上が、昭和59年度各公営企業決算及び昭和60年一般会計並びに特別会計の補正予算案の概要であります。

続いて条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第94号市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に基づき、長期譲渡所得に係る市民税課税の特例期間の延長、特定住宅地造成事業等のために、土地を譲渡した場合における特別控除の選択適用の創設、特定市街化区域農地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期間の延長、軽減税率の廃止等を行おうとするものであります。

議案第95号国民健康保険条例の一部改正につきましては、一般被保険者の保険料の賦課額の算定方法の改正、退職被保険者の保険料算定方法の新設、保険料の減免についての基準額の引き上げ等、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第96号は、浄化槽法の施行により、浄化槽清掃業の許可等について規定の整備を行おうとするものであります。

議案第97号駐車場条例の一部改正につきましては、昭和48年開設以来、駐車料金を据え置いてまいりましたが、維持管理経費の増加、及び近傍民間駐車場の料金との均衡を勘案して、本年12月から駐車料金を改定するとともに、本町駐車場の供用時間を終日とするものであります。

議案第98号は、現在の地方行政用無線を、新たな機能を有する防災行政

用無線に更新するため、基地局及び移動局合わせて、指名競争入札により金額 4,390万円をもって松下電器産業株式会社中部特機営業所から購入しようとするものであります。

以上が、主な議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただきご決議、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

---

○議長（小林博次君） この際、報告いたします。

専決処分報告及び監査結果の報告がまいっております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長（小林博次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月17日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分散会

## 会 議 録

第 2 日

（昭和60年9月17日）

○議 事 日 程 第 2 号

昭和60年9月17日（火） 午前10時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（44名）

相	松	尚
青	山 峯	男
小	井 道	夫
伊	藤 信	一
伊	藤 雅	敏
小	川 四	郎
大	島 武	雄
大	谷 茂	生
金	森	正
川	口 洋	二
川	村 幸	善
喜	多野	等
久	保 博	正
訓	覇 也	男
粉	川	茂
小	林 清	隆
小	林 博	次
後	藤 寛	次
後	藤 長	六

坂口正次  
 佐野光信  
 高木勲  
 田中基介  
 谷口廣睦  
 豊田忠正  
 中村信夫  
 永田正巳  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本増藏  
 古市元一  
 堀新兵衛  
 堀内弘士  
 前川辰男  
 益田力子  
 水野和幹  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 森安吉  
 山口孝剛  
 山路本勝  
 山本勝彦  
 渡辺一彦

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	坂倉哲男
助役	片岡一三
収入役	藪田裕
調整監	伊藤長爾
市長公室長	奥山武助
総務部長	毛利道男
財政部長	鈴木一美
市民部次長	久志本幸彦
福祉部長	岩山義弘
商工部長	川村得二
農林水産部長	竹村二郎
環境部長	樋口照一
都市計画部長	東内清治
建設部長	島内清一
下水道部長	前川鉦博
消防長	山口勲
次長	鈴木利夫
病院事務長	田中仁人
水道事業管理者	奥村忠邦
次長	尾中忠邦
<hr/>	
教育長	岡田久江
次長	西村正雄
<hr/>	
代表監査委員	伊藤涼一

○欠席議員(0名)

○出席事務局職員

事務局長	宮田 勉
議事課長	板崎 大之丞
議事課長補佐	石原 隆
議事係長	岡崎 雄治
主 事	金森 伸夫
主 事	井上 紀久夫

午前10時1分開議

○議長（小林博次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、43名であります。

市民部長が都合により欠席のため、市民部次長が代わって出席しますので、ご了承願います。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（小林博次君） それでは、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 おはようございます。

質問に入らせていただく前に一言お礼を申し上げたいと思いますが、去る7月6日から2週間にわたりまして坂口議員と2人で、皆さん方のご支援のもとにヨーロッパを視察させていただきました。本当にありがとうございました。いろいろとお国柄が違いますので、参考になったこととかいろいろございますが、今後とも行政面、市勢発展のために努力してまいり

ますので、厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、当面の問題となっております行政改革の問題、それからまちづくりの中で、特に旧市街地の活性化について、さらには豊田商事にまつわる悪徳商法の問題の点についてご質問をさせていただきます。

ことし、戦後40年という歴史的な節目に当たりまして、日本の経済というものが混乱期から飛躍し、昨年に至っては450億ドルという貿易黒字を出すようになりました。国民1人当たり所得水準も向上して、先進諸国の中では中の上と言われるものの、その平準化によって、生活水準は他国よりもおおむね高く、貧弱と言われた住宅でさえも、1戸当たりの面積では、アメリカ、西ドイツ、スウェーデンに次いで世界第4位となってきました。しかし、今日の貿易収支大幅黒字による諸外国からの完全貿易自由化要求、エレクトロニクスの発展による急速な技術革新の波、21世紀早々に世界一になると言われる社会の高齢化問題、また若者を中心とした価値観の多様化、個人行動化など、さまざまな問題も提起されてまいりました。松下幸之助氏がこの問題を取り上げまして、「産業社会は、大量生産、大量販売の時代から多品種少量生産時代に移行しつつあり、これらのさまざまな変化に適切に敏速に対応できなければ、これからは、どのように伝統があり、花形の企業であっても衰退していかざるを得ない。現代は、企業にとって真に厳しい時代である」というふうに述べられております。さらに、「この厳しい環境を乗り切っていくためには、そこに働く人間の質的向上を図るとともに、その能力や持ち味を最大限に生かしていくことしかないと思う」というふうに述べられております。「物をつくる前に人をつくる」ということが極めて大切であると語っておられます。

このことを行政面に置きかえても、同様に考えられるのではないかと思います。自治省が8月作成を求めました「地方行革大綱素案」が四日市市から提示されました。何だか少し物足りないように感じており

ます。引き続き第二次として整備計画を作成されようといたしておりますが、私ども新風クラブはいろいろと各議会ごとにご提言を申し上げ、ご意見を申し上げてまいりましたが、この諸問題、提言、意見というものをさらに突っ込んで伺ってまいりたいというふうに思います。

厳しい財政状況下にある今日、財政面からまずお尋ねをしてまいりたいと思います。国も地方も押しなべて、ゼロシーリングだとかマイナスシーリングというふうに叫ばれております。市長は、財政状況が一層厳しさを増していることを深く認識され、受益者負担の適正化など財源確保について厳しい選択に迫られていることと思います。厳しい財政でありますから、何を残して何を切るか、厳しい選択を求められることは当然であります。どのような時代であっても、切るとか残すではなしに、育てるといものがなくてはならないと思います。時勢だからといってじっとしていたんでは、年々先細りになり、じり貧に追い込まれてしまいます。どのように対応されるか、その仕方いかんでは、5年後、10年後に大きな違いが生ずるのではないかと存じます。四日市のまちづくりの体系として、基本的観点から市長の所信をお伺いいたします。

新規予算は原則的に全面ストップとか、一律マイナスとか、何%カットというやり方はとられるでしょうか。厳しい中であっても、伸ばすべきものは伸ばさなくてはなりません。一律カットではなく、削るべきものは徹底して削り、浮いた財源を伸ばすべきものに充てるといった、積極的に前が出る姿勢が必要であります。この点、市長はどのように認識されておられるのか、削るべきもの、また伸ばすべきもの、大変申しにくいことだと思いますが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、行政改革の最大のねらいというものは、行政の人員や組織をできるだけ小さくして、小さな自治体にすることです。現在施行されている何かを切ることも大事ですが、切るべきものは切ってしまうべきですが、切り得ないものについては、経費の安上がりにつく方

策の検討も必要であります。窓際の電気を消すとか旅費や需用費を節約するといった基本的姿勢ももちろん大事ではありますが、それ以上に大切なのは、コストの低減方策を考えることであると思います。幼稚園は金がかかるし、なくしても命に別状がないとして切るとは簡単ではございますが、切るのではなく、コストの安い方に転換を図るべきではないでしょうか。例えば、前に申し上げましたように、幼稚園については、市立ではなく私立ということにするについて、同じ幼児教育としてもコストがダウンするはずであろうと私たちは思っております。事務事業の外部委託にしても明示されておりますが、まだまだ各部局にはたくさんあるのではないかと思います。こうして浮いた金を住民サービスに振り向けることによって行政水準を向上し、密度の高い行政が執行できると考えます。コストの低い方に切りかえることについての基本的な考え方と具体策がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

次に、職員数の適正化、給与の適正化ということですが、高齢化社会、中経済成長、成熟社会という今日の経済社会情勢の中で、働く者の基本姿勢は、生涯にわたり豊かで、生きがいと安らぎのある安定した生活を確保したいという念願があるでしょう。そのためには、賃上げ、賞与、処遇改善など、人事・労務管理制度は非常に大事なことであり、今さら申し上げる必要はないと思います。今回自治省から、四日市の給与が国の公務員よりも高いという指摘がありました。この大綱の中でも、検討すると述べられております。私たちの会派は意見としては、行政の活力と職場の活性化を生み出すと同時に、まじめに働けば、そのことが正しく評価され、個人のやりがい、モラルの向上が図られ、全面的に下げる方法をとるよりも、高能率・高賃金であるべきだと私は考えます。

一部の方から聞いた話ですが、庁内には立派な職員がたくさんお見えでございます。一生懸命仕事をして上役が認めてくれない、余分なことをして上司からにらまれるより、将来のことを考えてじっとしておこうとい

う職員が見受けられる現状でございます。年功序列賃金も一部にあってもよいとは思いますが、信賞必罰で、業務に著しいよし悪しが出た場合には適切に処理し、職員にやる気を起こさせるべきではないでしょうか。人事管理、労務管理についてはどのようなお考えを持っておられるのか。また、現在の職員数とか給与、これは適正であると私は信じております。どの部課でも人が足りないということは聞きますが、さらに臨時アルバイト、こういうもので処理することを職員がまたやらなきゃというふうな機運もあるのではないのでしょうか。行政改革が進められれば、余裕人員の整理ということは常識でございます。これは、消極的な学者で言うスクラップアンドビルドでありまして、課を統廃合して増員はしない、言うはやすく、行方は難しいというのは通例であります。服務規律を遵守し、また管理監督者が常に部下の統括と指導、訓練、教育に意を用いるならば、士気の高揚とともに能率も向上し、いわゆる少数精鋭によるとてもいいでしょうか。これは急速にまいらないとは思いますが、人事・労務面から、考え方を再度お伺いしたいというふうに思います。

次に、大きな2点目でございます。まちづくりの課題についてをご質問申し上げます。

工業高校跡地の諸問題につきましては、数年来の議会における検討、さらには11日の議員説明会により、いろいろと各持ち場において十分論議がなされておりますので、要望といたしまして、特に高価な用地でございます、また、四日市の表玄関でもある商業業務ゾーン、種々問題があるかと存じますが、私たちとしては要望として、早期に処理されるようにまず最初に切にお願いをしておきたいと思っております。

今回特にお尋ねしたいのは、国鉄四日市駅を中心とした名四国道沿いの旧市街地は、今後どのように取り組んでいかれようとしておられるのか。また都市の防災体制も強化したと言われても、あのような住宅、商店の混在したところの再開発、避難地や避難路の整備、いつ発生するかもしれな

い災害を想像いたしますと、全力を挙げて取り組まなきゃならない課題だと思います。

角度を変えて申し上げますと、交通は我々の生活において、また進歩のためにも不可欠なものであって、その機能の発展は、基本的に我々の幸福に寄与していくはずのものであることは、だれしも疑わないものでございます。しかし近年、自動車交通に伴い、公害や混雑現象は、人として交通の発展はそのままに、率直に、望ましいものとして受け入れてよいのだろうかという疑問をもたらしつつございます。特に商業施設が自動車の便のよい郊外部に分散し、また公共料金のアップ、不採算路線の切り捨て、一般住宅は公共交通の路線に縛られずに、より低価な用地を求めて郊外に等等、自動車が他の交通手段よりも便利に、有用なものとなってきております。四日市の町の発展を見ても、同様に郊外へとドーナツ化現象で、肝心の都市中心の人口は減少に悩まされている現状でございます。

今年3月まとめられました商業近代化地域計画報告書を拝見いたしますと、1つに、近代化に対するイメージが各人まちまちで、商店街全体の改造から部分的な共同事業、さらには販売促進活動に至るまでさまざまな事業がありますが、現状から、どのレベルの事業を重点に行う必要があるかという認識が十分に統一されていないというふうに言われております。2番目に、事業に伴った負担と効果とのバランスが明確でないため、事業実施に向けて検討意思が十分固まっていない。3番目に、四日市地域の商業が置かれている厳しい状況に対して危機感というものが十分高まっていない。近代化のエネルギーが不足している等々が率直に取り上げられています。

去る12月議会において野崎議員から住宅行政について質問いたしました。管理戸数とか質的、高額者入居等々の問題は、ほぼあのご回答のとおり理解をさせていただきますが、昭和20年代に建設されました住宅も木造で、第1種、第2種とも合わせますと170戸、相当老朽化をして、現況の住宅、

質的な面でも不備な面があると思います。また、国鉄四日市駅の近くに本町駐車場の立体工事もあり、この年末には完成する運びとなってきました。そこで、特に近代化、再開発として商店街住宅、これは公営で、公団といいますか、そういうものを建設されてはいかがなものでしょうか。げた履き住宅というふうに、これからいわゆる旧都市部に向かって人口を呼び戻すという施策、こういうものについてどのようにお考えがあるのか、お尋ねをしてみたいというふうに思います。

最後に、豊田商事の問題について、いささか時間がずれてしまいましたが、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

豊田商事の問題は、日航機の墜落事故というふうなことで、何か宙に浮いたようになっておりますが、9月15日の敬老の日を後にして、非常に私たちは心を傷めたものでございます。私どもとしては、一番大事なことであると思いますので、簡単に伺っておきたいというふうに思います。

まず、被害者になられた方は老人が多いというふうに聞いております。そういう方々が目標にされたのですから当然のことですが、これからの高齢化社会で施設も満足になく、一人暮らしのお年寄りも、8月1日現在では、1,085人という方がお見えになります。市民の被害状況とその対応はどのようにされましたのでしょうか。このような悪徳商法から市民を守るための、行政としてとるべき施策というものがございましたら、お尋ねをしてみたいというふうに思います。

これにて第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お尋ねの第1点について、私からお答えを申し上げます。

今日、国、地方を通じまして行政改革の問題が世論的に大きく取り上げられておるのでございますが、私ども本市の行財政面について、合理化す

べき点は逐次合理化を進めまして、新たに発生をいたします市民の方々の行政に対するご要望におこたえをするということが必要ではないかというふうに思っておるところでございますが、61年度の予算編成にそろそろ当市も入っていかねばなりません、国の方では今概算要求の段階になっておりまして、経常経費につきましては、国の方では対前年度比マイナス10%、投資的経費につきましてはマイナス5%というふうに一応先日定められまして、各省から大蔵省に対する要求が出されておりますが、総額で56兆4,000億円弱ということで、対前年度比7.4%増というふうになっております。ただ、この中身を見てみますと、国債費と地方交付税交付金を除きました一般歳出の伸びは1.5%程度にとどまっているわけでございます。

この概算要求をめぐるしまして、いろいろと新聞紙上報道をされておりますが、大蔵省の中での発言として、これは正式な発言ではございませんが、陰での発言だろうと思うんですが、60年度単年度限りとされました高率補助金の一律カットの継続、あるいは普通交付税の不交付団体、四日市もそうでございますが、そういったゆとりある自治体に対する補助金の支給停止でありますとか、あるいは補助率の切り下げでありますとか、財政力に依じて補助金給付に格差をつけるというような話、あるいは箱物の補助金は廃止をするというようなことがうわさとして出されておるわけでございますが、私どもはこういった国の動きに対しましては、財政再建の名をかりて、その負担を地方に転嫁するだけだということで、六団体一致をいたしまして反対をしているところでございますが、いずれにしても国の財政状況大変厳しい実態にあるようでございますから、そのしわ寄せがこちらへ全く来ないというふうには考えられませんので、私どももできるだけ合理的な財政運営をする必要があるかというふうに考えておるわけでございますが、もしばらく国の動きを注視しながら、最終的な調整をやっていくつもりでございます。

ただ、その場合に私は、国で言うておりますように、一律カットというようなことは、今日の段階で各部局に要請をするというようなことはいたしておりません。必要なものはやはり必要でございますので、私はそういった一律カット方式というものはとらないつもりでございます。もちろん、今日我々が抱えている課題の中には大変大きな課題が幾つかございまして、来年度はそれらの課題が表面化してくることも事実で、そういったものを踏まえながら、新しい計画、3ヵ年になるわけでございますが、これを今年末までには完成いたしまして、できるだけその新しい計画に盛り込まれたものは、本市の将来の都市建設、あるいは都市像というものの実現のために積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、さようご承知をお願い申し上げます。

いずれにしても、義務的経費というものは、都度、絶えず見直すことによりまして、その節減をして、浮いた財源で投資的経費に充てていくということが一つの方策でございますし、いま一つは、例えば土地開発公社でありますとか、財団法人開発公社でありますとか、あるいはその他基金でありますとか、そういったような機関あるいは機能というものをフルに活用いたしまして、できるだけ市民のご要請に対応してまいりたいと、かように考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、今日行財政改革というものは、ただスリム化すればいい、あるいは小さな自治体になればいいということではなくて、その本質的な目的というのは、私は効率的な行政を生み出す、あるいは財源の効率的な運用を図るということにあらうかと思っております、やはり終局的には都市の活性化に向けての基盤づくりのための財源確保であると考えておるところでございます。

もちろんご指摘のように、行政側が仕事をしていく上において、従来いわゆる原価意識というものが比較的なかったんじゃないかということが言

われておりますが、私は行政の各事業についてすべてコストがどうかという、あるいはコストとそれに見合う成果との比較というものは大変難しいものがあるかと思うんですが、本年度は公共施設の維持管理費、これは94項目ございますが、その所要経費の分析を行っているところでございます。こういった分析をしながら、行政経費の節減というものを図ってまいりたいと思っております。この具体的な項目については、本年度に策定予定の第2次行財政改善整備計画の中で、その主な措置・改善事項を含めて、できる限り明らかにしてまいりたいというふうに思っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員数、給与の問題でございますが、本市の職員は3,234名ということで、同格類似都市に比較をいたしますとやや多い数字になっております。これは、清掃事業を直営でやっておりますとか、あるいは保育園、幼稚園、あるいは地区市民センターといったような施設が多いということ、あるいは海岸線が非常に長いので、しかもゼロメートル地帯であるために全部ポンプアップでやらなければならないというような特色がございまして、私は現在の職員数は決してむだな配置をしているというふうには思っておりません。これは本市の特質、あるいは地域性としてご理解をいただけるものだろうというふうに考えておるところでございますが、その中にありましても、やはり事務事業の見直しを行いまして、可能な限り事務の簡素化、OA化、あるいは業務委託等を行って、経費の節減を図ってまいりたい。こういうことで努力をしてみたいまして、56年度から事務改善委員会を中心に検討をしてみたいわけでございます。57年度以降で40名の減員を図ることができたわけでございますが、今後も各種のご議論を踏まえながら、職員数のあり方を引き続き、不断の仕事として検討をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

ただ職員数が少なればいいのかというわけではございません。やはり職員の働きぶりなりやる気をいかに引き出すかということが大切でございませ

て、そういった意味で、職員の士気の高揚と職場の活性化ということが大事であろうと、ご指摘のあったとおりでございます。現在、管理監督者の責任において、それぞれの職場において資質向上のための職場研修というものを実施いたしておるところでございます。今後は目標管理制度を確立する、あるいは昇格管理等の基準を明らかにしていくというようなことで、職員がその働きぶりを正当に評価をされるというような方向で努力を重ねてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、給与の点でございますが、去る7月25日に自治省から当市の給与は、個別の助言指導団体というふうに指定を受けました。これは、国の公務員の給与水準を100とした場合のラスパイレズ指数が112以上の153団体に対して指定をされたわけでございます。本市は112.5ということでございますから、この中に入るといってございます。全国641都市の水準が108.3ということになっております。もちろんその地方地方によりまして賃金の状況等がございますので、画一的にというわけにはまいりませんが、元来国家公務員の給与に準ずるといふようなことになっておりますので、そういう指導を受けることになったのではなからうかというふうに思っておるところでございます。

今後この給与をどうするか、いわゆる低ければいいということではなくて、やはり給与こそ職員のモラルというものにつながっていくものではないだろうかというふうに考えておりますが、四日市の今日の給与体系、必ずしも現状でいいということではなくて、若干体系上不合理な面もありますので、そういった面を直しながら、しかも今後人事院勧告で改革が打ち出されることになっております国家公務員の給料表との整合性の問題も含めて、適正な給与のあり方を検討してまいりたいというふうに思っておる段階でございます。

以上、第1点について私からお答えを申し上げ、第2点、第3点については、それぞれ担当の方からお答えを申し上げます。

○議長（小林博次君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 第2点目のまちづくりの課題、旧市街地の活性化につきましてお答え申し上げます。

旧市街地のドーナツ化現象による人口減につきましては、ご指摘のとおりでありまして、これに対処するために、住居住宅開発、また商業の活性化というものを考えながら、再開発ということは非常に必要なことであるというふうに考えます。

特に国鉄四日市駅周辺の活性化問題でございますけれども、これまで再開発事業によるまちづくりということで、地元関係者である自治会の方々や、また商店街の役員の方々、またある場所につきましては個々の方々とお話し合いをいたしまして、勉強会や意見を種々交換してまいったところでございますが、新道通りの整備や商工サイドの地区活性化と相まって、特に本町通り商店街につきましては、この1月に振興組合も設立されました。商業の振興だけではなくて、地区一帯のまちづくりのプラン策定ということも十分考えながら、この振興組合を中心にいたしましてまちづくりの研究会をやっているということになりまして、60年、61年において一つの方向を見出してまいろうという考え方でございます。

また、振興組合以外の地元自治会でも再開発についても、夜間人口の増加対策を含め、さらに深めていきたいという機運が、少しずつでございますけれども、高まってきております。市といたしましても、活性化を図る上で、商店付住宅の再開発ビルを中心といたしました地区の再開発を地元の方々と真剣に検討・協議を重ねて実現を図ってまいりたいと思います。よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 商工部長。

〔商工部長（川村得二君）登壇〕

○商工部長（川村得二君） 3点目の悪徳商法問題についてお答えを申し

上げます。

豊田商事に係る8月末現在の三重県下の被害総数は495件、18億3,294万円に上っております。そのうち四日市市内の方々の被害状況でございますが、件数にいたしまして82件、2億2,312万円にも上り、特に60歳以上の高齢者の方々が、市内全体の82件のうち31件という数字で、39%にも及んでおるといふ状況でございます。

一方、被害者の救済についてでございますが、7月1日、豊田商事の破産によりまして、個別の示談と申しますか、交渉ができなくなったということで、県の弁護士会等のあっせん・協力によりまして、窓口を県の消費者センター及び豊田商事被害対策三重県弁護団というものに絞り、被害の受け付けと調査を行っておりますとともに、今後の対応がこの場で図られておるといふ現状でございます。

なお、私ども四日市市の消費者センターに寄せられました被害相談、自主交渉の段階で21件ございましたが、そのうち5件については解約が成立しておるといふ状況でございます。

また、ここ数年、私どもの消費者センターに寄せられております消費生活相談というものの伸びが非常に大きいということでございますが、その内容についても、今までと違った傾向があらわれておるといふ現状でございます。それは、特殊販売に関する苦情が非常に多くなったこと、2点目に、高齢者の被害が大変増加しておるといふことでございます。また、被害の1件当たりの額が非常に高額化しておる。最後に、手口が大変悪質、巧妙化してきておるといふのが現状でございます。

このような、現在の消費者の置かれております環境は大変厳しく、ちょっとした心のすきにとんでもない結果を招いておるといふのが現況でございます。このような被害から住民、市民の方々を守るには、まず啓発啓蒙が第1であると考え、市の発行する消費者ニュース、あるいは私どもが開催いたします消費生活展等において啓発に努めておりますところござい

ますが、今後は消費者センターの有効な活用をさらに進めますとともに、地区市民センターの催し物を通じて各地域への啓発運動を積極的に展開し、再びこのような被害の発生を招くことのないように努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林博次君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございました。

行政改革の問題については、今まで本当に数年間にわたっていろいろ真剣にお取り組みいただいたわけでございますけれども、住民というのはなかなか、これだけのことをやっても納得されない、また市役所へ来て、目に見えてよくなってきたということはなかなか難しいと思っておりますが、ひとつ引き続き事務改善委員会並びにその他の諸会合において、高能率、効率的な行政というものを推進いただくように特に要望しておきたいと思っておりますし、私も当初の質問の中で申し上げましたように、給料を下げよと言っているわけではございません。いわゆる高能率・高賃金ということを我々は言っておりますので、適正な人員だとか給与という面についてご論議を賜れば幸いですというふうに思います。

次に、2点目の問題でございますけれども、我々も特別委員会として過去数年来いろいろと論議を重ねてまいりました。どうも工業高校跡地問題の方に論議が、目が移っておるといふふうなことでございますので、今後いろいろと実現を図りたいということでございますので、できるだけ我々の方に対しても報告なり資料をいただければ幸いです。

3点目でございますが、十分理解をさせていただきましたが、いろいろ広報だとか発行していただいても、まず読んでいただく対象者というのが今回はどうもお年寄りでございますして、読んでいないというのが現状でございます。いわゆる詐欺まがいの商法、本当にいろいろ被害にたくさん遭われ、事例を挙げますと、消防署で推薦しているんだからということで消

火器を売りに来たり、教育資料であるということで売りに来たり、また最近では電力会社であるのでということでお年寄りの家へ来て、修理をするとか言って金を取り上げている。いろいろ考えてみますと、いろんなものが出てまいりました。私として特に、いわゆる地区の民生委員並びにいわゆる向こう三軒両隣という方が、いろんなことでそういうお年寄りだとか、そういう方々を保護してやっていただければというふうに思いますので、今後とも市民に対するPRは当然やっていただかなければなりません、未然防止とか、そういうものについて相談にも応じてやっていただいて、ひとつ独居老人、いわゆる一人暮らし老人について目を向けてやっていただければ幸いだというふうに思います。今後とも高齢化社会に向かって、お年寄りが被害を受けないように、最小限に被害を食いとめるためにもどうか行政面でも、努力いただきたいことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林博次君） 谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口 陸君 それでは、通告に従いまして3点について質問をいたします。

1点目につきましては、情報公開制度の問題であります。

今や自治体の情報公開制度の問題については、全国的な地方自治体行政における行政と市民との中心的話題、テーマの一つになっているのでしょうか。行政への市民参加の時代を迎える中で、行政と市民とのコミュニケーションを図る上においても、重要なテーマの一つになっていることについては確かな問題であります。言うまでもなく、市政は市民の民意に基づく信託によって行われるものであり、この基本的な考え方に立つならば、行政における情報提供はおのずと行わなければならないというふうに思うわけであります。自治体の提供する市民情報には、行政側から、

その事務事業遂行や市民意識の啓発を目的として提供されるものと、市民の側から、知る権利に基づき提供が要求されるものがあると思います。私は、3月議会においても、市民としての権利と義務の問題についても少し触れたところでありますけれども、やはり市民の知る権利というものを考えるならば、行政担当者としてもそれなりの努力が必要であるというふうに思います。確かに、現在行政の事務事業遂行や市民の意識啓発を目的とした情報提供としては、「広報よっかいち」を中心としてかなりきめ細かく広報されておるといふふうに思います。しかし、後者の市民の側からの知る権利に基づく情報提供については、まだまだ閉鎖的であり、十分であるとは思えないわけであります。行政への市民参加を行政側からも市民の側からも強く求めるならば、市民の知る権利に基づく情報提供には効果的に対応する必要があるというふうに思うわけであります。

今回三重県においても、62年度に情報公開条例の制定を目指して、本年度には庁内に情報公開準備委員会を設置されることをこのほど明らかにされたところでありますが、三重県下最大の都市四日市においても、それなりの多角的な準備なり、その方策、風土というものを考えなければならぬ時期に来ていと思うわけであります。当局としてそのようなマスタープラン等でもあればお聞かせ願ひ、そのご所見を伺いたいところであります。

2点目については、納税貯蓄組合の実態についてであります。

先日の議員説明会において、自治省から示された行財政改革大綱素案に基づき、四日市市としての行革大綱素案なるものが説明されたわけでありましてけれども、住民の、あるいは市民のための行政を、効率的かつ公平に遂行しようと各部局においてどれだけ真剣に討議、検討されているかを考えるときに、私はいささか寂しさを感じるわけであります。私は3月議会においても市民税の滞納状況を伺い、納税貯蓄組合の実態についても、これでよいのかどうか、若干触れたところでありますけれども、問題提起も

行いました。以後何ら部内討議、検討もされていないところに問題を感じるところであります。納税貯蓄組合は、昭和26年に戦後の徴税施策の一環として納税貯蓄組合法が制定され、行政指導により組合設立の働きかけを行い、その拡充を図ってきたものであります。納税貯蓄組合法の第1条には、「この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。」というふうにあります。しかしながら、法の目的である納税資金の貯蓄については、時代の変遷とともに、銀行の窓口から納税準備預金を利用する者は減少し、昨今ではその預金の存在すら忘れられているのが現状であります。法の制定から34年を経過した今日、納税貯蓄組合は法の趣旨に合った組合であるのかどうかを考えると、決して満足のいくような団体ではないと考えるわけであります。納税貯蓄組合の今後の育成指導・改善をどのように考えておられるのか。さらに、納税貯蓄組合に対する納税奨励金の交付について、今後の納税額は年々増加する傾向の中で、交付基準も現行のままでよいのかどうか、あわせて財政部長のご所見を伺いたいものであります。

3点目につきましては、羽津緑地公園の指定の問題についてであります。

羽津緑地公園指定については、昭和22年に羽津地区公園指定区域として、現在の近鉄霞ヶ浦駅西に約13.2haを指定されて以来、44年に四日市市内の全体の公園の見直しの中で、羽津公園区域と名称変更をされたわけであり、しかし、単に名称変更のみで、何ら事業計画もないまま今日に至っておるわけであり、59年3月には羽津地区連合自治会から、公園指定区域内への住宅また倉庫等が建設されていく中で、その公園指定廃止を求め声も大きく、59年5月には市当局から、近隣公園クラスに縮小し、その内容について地区内の住民に対してもその計画の説明があったわけであり、また協力も求めてきたところではありますが、その後1年有余たつわけ

でありますけれども、何の説明も現在は行われておりません。説明を受けた地主また関係者はその後どうなっているのか。また縮小された指定地域外の住民からは、その指定を外してほしいとの要望も多くあるわけであり、建設省との関係もいろいろあろうとは思いますが、その計画等現在どうなっておるのか。外すものは外す、あるいは事業計画に立つものは立つ。もう少しスピードを上げた対処が必要と思われるわけであり、また、どうなっておるのか、都市計画部長のご所見を伺いたいものであります。1回目の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時7分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） ただいまのご質問の第1点目についてお答えを申し上げます。

ご指摘の情報公開制度は、知る権利というものを具体的に、実効的に保障いたしまして、行政が持っております情報を広く一般の市民の方々に公開することによりまして、開かれた市政を実現する、あるいは市政に対する市民の理解と信頼を得るということとでございます。本市におきましても、こういったことから従来「広報よっかいち」、あるいは公報等を通じまして、またパンフレットを通じて、いろんな情報提供を積極的に行っており、また、この情報公開制度は、さらにこういった形を一步進めまして、市民が行政機関の保有しております情報を知りたいと思うときに利用できるように、公開制度を義務づけるという仕組みでございます。もちろんこの制度化に当たりましては、文書管理システム面、あ

あるいは法制度の面から大きな研究課題も残されておりますけれども、特に今までの文書管理につきましては、職員が利用するということから、どちらかといいますと職員向けの保存が主の目的で、市民の方々に公開をするという観点から整理・保存の形にはなっていない向きがあるわけでございます。

そういったことで、去る5月1日に、文書管理の適正化を図るべく、各部の主管課長16名で構成をいたしました文書管理調査研究会を設置いたしまして、現在市の全機関に対して、58年度、59年度の文書の実態調査を実施しておるところでございます。

また、この制度実施に当たりましては、職員の意識改革など、情報公開制度の趣旨を十分に理解させるために、専門家の講師を招きまして、各課に置いております文書取扱主任、約120名でございますけれども、こういった職員を対象に研修も実施したところでございます。

ご指摘のように、三重県が62年度に条例制定を目指して研究をしておられるようでございますけれども、ちなみに全国的には今6都府県、12区市、9町の27団体が制度化をしておるところでございます。本市におきましても、ただいま申し上げましたような調査研究を十分に踏まえまして、本年度中には、この情報公開の制度化をいつから実施するかという时期的なものを明確に定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご了承を賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 第2点の納税貯蓄組合の実態についてご質問いただきました。この点についてお答え申し上げたいと思います。

現在本市に登録されております納税貯蓄組合は、549組合でございます。内訳といたしましては、いわゆる町内会を中心とした地域別が499組合、それから業種別に組織されたものが26組合、その他窓口等を通じて組織され

たものが24組合ということで、総数で約3万4,000人ほどの組合員になってございます。さらに、これらの単体の組合は、連合会組織といたしまして、本市と三重郡4町をもって三泗地区納税貯蓄組合連合会というものを組織いたしております、この連合会の事務局につきましては、四日市税務署の担当になってございます。

ただいまご指摘のように、納税貯蓄組合法の目的といたしましては、税の納付を容易かつ確実なものとするための貯蓄を行うということの主旨であったわけでございますが、法が施行されました昭和26年当時とは、既に経済情勢の変化、あるいは住民の生活形態、貯蓄に対する考え方というものも大きく変化してきておりまして、ご指摘のように納税準備預金も、国の施策といたしまして、法に定められたもののフォローとして、普通預金よりも年利で0.75%、これだけ高い、いわゆる2.25%で利率が決められ、しかもこの利息については非課税ということになってございますが、実態といたしましては、利用されていないのが実情でございます。

したがって、現在この納税貯蓄組合の位置づけといたしまして、国あるいは市・町ともどもこの納税貯蓄組合を、税を理解し、かつ納税の法に守られた唯一の協力団体であるという位置づけでございます。活動といたしましては、この連合会を通じまして、納税意識の高揚を図る税の啓発活動、あるいは地区懇談会等開催を行いまして、納税貯蓄組合の目的でもございます貯蓄精神の喚起とあわせて納税の円滑化を図るために、現況口座振替を促進するための機関として、また連合会といたしましても、納税の奨励普及、あるいは口座振替の普及ということを重点目標として活動をいただいております。

現在ちなみに、口座振替納税の普及率としましては、特に固定資産税・都市計画税が主な対象でございますが、本市といたしましては19%、あるいは市県民税の普通徴収分で15%となっておりますわけでございますが、組合関係の加入者の実情といたしましては、固定資産税・都市計画税で35%、

市県民税では22%ということで、納税貯蓄組合加入者による口座振替の利用というものが一般よりは高まっている。また、税の納期限内納付という点につきましても、市の一般的な平均といたしまして75.5%が納期限内納付を見ておるわけですが、納税貯蓄組合といたしましては、一応納付率は90%という、これは金額での数字ですが、一応の成果が見られるところでございます。しかしながら、納税貯蓄組合 549組合、この中には個々の実態がそれぞれ異なった内容でございまして、また必ずしも現状のまま問題なしとはしない面も多々ございます。ご指摘のとおりでございますが、ここ4年ほど前に納税奨励費の見直しをいたしておりますが、それから引き続き、再度改めて本年中にはこれらの実態をできるだけ深くまで調査したいということで、現在準備を進めておるところでございます。それによりまして、今後の納税貯蓄組合というものの合目的な効果を高める方策、こういったものも探って努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、納税奨励費でございますが、納付件数、金額ともに90%以上納期限内に納付された組合に対して100分の1.6、100%納付された組合に対しては100分の2.4という納税奨励費の基準をもって交付を行っております。今後、市税納付額、それぞれ増加してまいるのでございますが、この交付基準額をそのまま据え置くのかどうするのかというご質問でございますが、過去におきましても3回ほど交付基準率の引き下げを行ってきておる経過がございます。ご参考までに、前回、直前の見直しといたしましては、昭和57年におきまして、当時100分の1.8を現行の100分の1.6、あるいは100分の2.7であったものを100分の2.4に引き下げた事実がございまして、この基準につきまして、私としましては次年度、61年度においては再度基準の見直しをして、実施をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 第3点目の羽津緑地公園指定についてでございますが、お答え申し上げます。

ご指摘のとおり羽津公園につきましては、昭和22年、13.2haが都市計画決定されましたが、その後公園整備事業が着手できず、またその背後にあります垂坂公園にも近いところから、近隣公園級への縮小案が地元から要望されてまいりました。地区の方々の意見を十分聞きながら、市といたしましては他の公園の規模拡大を考えながら、この縮小案を県、国と協議を重ねてきたところでございます。基本的な考え方は県も了承いたしまして、国についても大方の線の協議は終わったところでございまして、これに基づきまして、本年度春から原案を建設省と正式に協議に入ったところでございます。この4月、担当者の変更ということもございまして、面積規模2haの確保の問題と、外したところの土地利用を計画的にどういうふうに利用するのかというような問題点がございまして、こういう諸点につきまして現在いろいろな資料をつくりながら、鋭意詰めているところでございます。縮小案につきましての実現に今後とも努力いたしますので、もうしばらくご猶予願いたいと思います。

○議長（小林博次君） 谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 どうもありがとうございました。

1点目の情報公開制度の問題につきましては、今後四日市としても、テレビア構想を踏まえる中でいろいろな関連を考えてまいりますと、この情報公開制度云々ということだけを余り意識すると、かなり慎重にならざるを得ないというように行政担当者の頭にあるのではないかと思うわけがありますけれども、情報公開制度を行っておる他都市の内容を少し調べてまいりますと、機密文書、いわゆる行政として公開をしたくないというような個人的な人権の問題、あるいはいろいろな問題については、そう大き

く要求されるような内容はない。窓口を開いても、既に広報されておるような内容の再確認の意味合いにおいても、そういう窓口を開いておるといふ姿の中で問い合わせ等があり、また調べもあるというようなことございますので、これはできるだけ早く、今総務部長の話では、「今年度中にその時期を明確にしたい」というふうなご答弁でございますけれども、これは一日も早くそのような制度の開設をお願いしたいというふうに、要望程度にとどめておきます。

2点目の納税貯蓄組合の問題については、これは一応財政部長の答弁については大綱的にはわからぬでもないわけですが、私の知りたい、あるいは改善をしてほしいというような内容については少し触れられておらない、あるいはまたいま一步答弁には薄いのではないかというふうに思うわけですが、例えば奨励金交付についても、決してこれは交付基準が高いとか低いとか私は言っておるのではないわけなんです。この中身が問題である。今、昭和26年に施行されてからの納税貯蓄組合の名簿の実態、これ等についても、かなり確実なものではないということでございます。納税奨励金が、今のお話では、納付率90%以上については100分の1.6、100%については2.4%の給付内容になっておるわけですが、果たしてこの納税貯蓄組合の責任者が、自分なりの貯蓄内容から見て、組合範囲の中から見ると、そういう完全納付を行い、その中から、じゃ私の組合はこういうことですから、こういう内容で給付をしてほしいというような、具体的な市長への給付要求請求書というものが出ておるのかどうか。私が少し調べてまいりますと、ただ自動的にそういう名簿に従って納付率100%あるいは90%というのは、どの時点でどうとらえておるのか、行政者として、これは私はかなり不鮮明な面があるというふうに思うわけがあります。それとまた一面には、自分が納税貯蓄組合に加入しておるかいないかも知らない人がそういう会に入っておって、そういう会からの給付金が受けられておる。その給付金がどのような形で使われておるのかどうかもわ

からない。こういった実態もあるわけでありまして。

もう一つは、納付率90%、100%に絶えずしていくためには、その名簿の中身から、いわゆる納付不良者がおる場合については、その納付不良者その名簿から外していってしまう、そして絶えず90ないし100%に近い内容にして、そして還付を受ける。こういった中身の問題を少し整理もし、検討もし、もう少し身のある内容にしていかないと、本当にこの納税貯蓄組合法の内容がざる法に終わってしまっていて、形だけを整理しておる、こういったことも考えられるのではないかと。そのことを少し整理することが、やはり貴重な市民税を使う行政の真剣味ではないかというふうに考えるわけでありまして。その辺もう少し、どのようにこれから中身を、財政部長としてもどこまでとらえられておるかわかりませんが、いま一步の考え方についてのご答弁をいただきたい、このように思います。

それから、羽津公園指定の問題については、確かに指定13.2haの中には、いわゆる指定以後、住宅あるいは倉庫等がどんどん建っていつておるわけですが、そういう形の中でいち早くその整備がされるのなら、もう少し明快にスピーディーにやってほしい。そして、その縮小された内容については、いわゆる近隣公園近くにしようという内容については、その地主等についても、その市の交渉を受けて、こういうような縮小傾向にあって、今後こういうふうにしていきたいということで相談を受けた方については、やはり1年もほうっておかれると、どうなっていくのか、やはり自分たちは自分たちの将来設計というものを考える中で思案しなけりゃならぬというような実態もありますから、もう少しスピーディーに、これは建設省との関連等もあると思いますけれども、都市計画部としてもいま一步の努力をお願いしたいと、このように思います。以上で2回目の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

納税貯蓄組合につきまして、ただいまご指摘のございましたように、個々の組合におきます実態というのがまちまちでございます。549の組合の中で実際に90%以上の納付が行われておる組合というのはおよそ370程度でございます。あとはいわゆる休眠的な組合ということで、特にこれら組合員の自覚というものが欠けておる組合に、この納期限内納付率の低いところがあるわけでございます。これまでのところ、正直申し上げまして、こういった休眠的な組合に対しては納付奨励という具体的な市の支出というものが伴っていないこともございまして、これらについては、ある意味でなおざりにしてきたということは深く反省をしておるところでございます。今後こういった休眠組合の組織としてのあり方、あるいは既に納付を履行されておるところにつきましても、一部ご指摘のございましたように、納められる者だけが組合員になっているのではないかとということも多少耳にする点もあるわけございまして、これらについて、地域における地域内組合がどういった範囲で組織されておるか、こういったことを、先ほどご答弁申し上げましたように、本年できるだけ深く掘り下げて調査をして、それぞれの実態を踏まえて今後改善に向けていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（小林博次君） 谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 ただいまの財政部長のご答弁では、私の意のあるところを若干わかっていただいたような気がするわけですが、これを完全にこの法に従って内容できちっと整理しようとする、これはやはり財政部としてもかなりの労力がかかるのではないかと、このように私は考えます。そういうような意味合いから言っても、これはどうしてもやっていたかなきゃならぬというふうに思ふわけでありまふ。いわゆる特別徴収を行っ

ておる団体等についての関連性、それからまた少し、固有名詞を挙げてどうかというふうに思ふわけでありまふけれども、例えば医師会等の大きな団体等については個々の納付書については個々に送られておるというふうな経過もあるわけですが、それは事務的に個々の事務局でいろいろ事務手続きをやりながら四、五百万円の奨励金も入ると、こういうようなことで、若干その辺の矛盾性が、私はどうしても納得のいかない内容があるわけなので、これはきちっと名簿から納付率等を整理しようとするなら、やはりそれなりの、先ほど申し上げたように労力もかなりかかるというふうに思ひますので、あえて助役、あるいは市長にもお願いをしておきまふが、一度短期間でもいいから、そのような人材投入の中からもう一度きちっと整理をする中で身のある内容にさせていただきたい。そういう身のある中身にきちっとされるんなら、これは1.6%あるいは2.4%が私は決して高いとは思わないわけですが、もう少し高くてもいいと思ひます。そういった中身も踏まえて、今後の努力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告に従いまして質問をいたします。

最初に、常時浸水地区とされておりますところの北部地区、特に富田、富洲原、大矢知地区の治排水についてお尋ねをいたします。

この問題は、過去幾たびか関係の議員の方々より質問がなされておりましたし、そして工事の早期実施が強く要請をされております。私も過去56年9月、あるいは57年9月と、定例議会にほとんど同様の質問を申し上げ、そしてこれから申し上げます具体的な工事の促進を強く要請してきた次第でございます。さらには、毎年のように市長の地区懇談会に關係地区の懇談会の議題としてこの問題が取り上げられております。さきに申しました地区住民の生活を水より守るのには、どうしてもこの工事が完成しなければ

ば、抜本的な解消とはなりません。理事者の皆さん方は十分にこのことはご承知のことをごさしまして、工事の完成に努力をされておりますが、財政事情の絡みから思うように工事の進捗はできず、当初計画より現時点において3年ぐらいのおくれを見ております。まだまだこのままでは今後ともおくれが出るのではないかと推測をする次第であります。

幸いにいたしまして、近年台風の上陸もなく、また大きな集中豪雨もないので、これらによる水の被害は全くありません。したがって、関係住民の声も下火となっております。「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、一たん災害が発生すれば、以前にも増した被害が出て、関係住民の声は行政不信になって大きく押し寄せてくることは間違いないと思えますし、それを心配する次第でございます。

前回の質問よりちょうど3年を経過いたしておりますので、いま一度、前回の復習となりますが、当時の工事の計画を、第1期事業認可区域と第2期事業認可を受けようとする区域とに分けて申し上げますので、その後変更なり、あるいは取り消しの部分がありましたらご説明を願いますし、あわせて今後の工事の見通しをお聞かせ願います。

まず、第1期の事業認可区域の塩役幹線、これは1号幹線と申しておりますが、既に四日市高校の北側まで工事完了をいたしております。2号幹線は、富田二丁目より国鉄富田駅前を経て、富田三丁目より西富田町の近鉄線までであります。この幹線につきましては、一番ネック箇所とされておりました国鉄線の横断、それから国道1号線の横断も無事工事を完了いたしました。残る国鉄駅前より近鉄線までの工事は未着工であります。聞くとところによりますと、富田地区の区画整理との関連性があり、区画整理がはっきりするまでは工事着工ができないとのことですが、富田地区の区画整理は、ご承知のように大変な事業でございまして、総論賛成各論反対というような向きもあり、今後相当の年月を要するものと私は思います。それまで現状のまま放置されるならば、せっかく受け入れ

先の運河の管布設工事が完成いたしましても、効果は非常に薄くなりますし、2号幹線計画地域の水の心配を解消することはできないと思います。この点はどうなっているのか、お尋ねを申し上げます。

3号幹線は、松原幹線とも申しまして、富洲原の合流点より松原町を経まして近鉄線まで既に工事は完了いたしております。4号幹線は、3号幹線より分かれまして、八風街道を西へ近鉄線までとなっており、工事未着工であります。朝明都市下水道は、一番先に松寺町の国鉄線まで工事完了をいたしております。さらに、さきに申しました4つの幹線の受け入れ先である運河の下を通して新富洲原合同ポンプ場までの管布設工事が58年度ごろより始まって、現在工事中であります。

以上申しました公共下水道の雨水幹線の1号から4号までと朝明都市下水道の5つの幹線が、富田、富洲原、大矢知地区の治水排水が行われる主要幹線でございます。

さらにその後、第2期の事業認可を受ける区域への、この5つの幹線のうち1号幹線、それから2号幹線、それから4号幹線の3つの幹線は西の方へ延び、1号幹線は四日市高校北側より十志町からあさけプラザの南側を通りまして、下之宮町の西の端まで、それから2号幹線は、富田三丁目の近鉄線より三幸糸糸工場の北側を経まして、西富田町の西の端にある若宮神社付近まで、4号幹線は、平町の近鉄線よりさらに八風街道を西へ進み、蒔田町の信号機のある交差点より南へ曲がり、西富田町の北の端を経て、三岐鉄道線沿いを下さざらい町までとなっております。

以上が、第1期事業認可を受けた区域、第2期事業認可を受けようとする区域の雨水処理の現況と今後の計画について私の認識でございます。冒頭申しましたように、その後計画変更なり取り消し部分がありましたら、ご説明を願うとともに、各幹線、あるいは受け皿であるところの運河の下を通る管布設工事の今後の見通しについてもご説明を願います。

あわせて、第2期事業認可を受ける区域の現在の関係箇所への働きかけ

の状態と今後の取り組みについてご説明を願います。

次に、市立四日市病院についてであります。過ぐる昭和53年11月に、総額約71億円をかけ、地上8階、一般病床557床を有する市立の病院が建設をされ、加藤市長の目玉的功績の一つとなっております。その後、杉江病院長をはじめ関係職員のご努力によって公益病院としての真価を発揮しまして、患者数も増加をし、昭和59年度には外来患者数1日平均1,322人、入院患者数1日平均498人という数値になっております。開院以来満7ヵ年間に、厳しい諸情勢のもとに、病院長をはじめ関係職員のご努力に対しまして心より敬意を表する次第であります。

この反面、この間同病院に対する市民の声も、またかなり厳しいものがあり、医師なり看護婦の対応、あるいは待ち時間の問題、駐車場の問題等をはじめ、種々批判をされ、私もよく聞かされたものでございます。過日私は体調を悪くいたしまして、市立病院に約1ヵ月間ご厄介になりました。皆様方より心温まるご厚情をいただき、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げる次第でございます。この約1ヵ月の間私の見た病院、私の感じた病院の様子はいろいろとございましたが、特に感じた次の3点について申し上げます。初めの2点につきましてはご答弁を、最後の1点につきましては要望としておきたいと思っております。ご答弁はでき得るならば、最近私と同じように病院に関係のあった片岡助役をお願いを申し上げる次第でございます。

最初の1点目は駐車場についてであります。今市立病院でネックとなっている問題の一つとして、駐車場が狭いということでもあります。ちなみに、朝10時ごろから午後3時ごろまで、病院の玄関の前に行ってごらんください。駐車場の白線をはみ出して駐車をしてある車、駐車するところを探してうろうろしている車、南側の通路には片側いっぱい駐車している姿等が一目瞭然とわかります。さきに申しました1日平均1,322人の外来患者と、入院患者は利用しないといたしましても、その付添人、それから見

舞いに来る人たち、それから食堂に出入りする業者の人たち、駐車場利用は大変多いのであります。加うるに、病院に全く関係のない人たちも、無料駐車場として利用している向きもございます。入院中ほとんど毎朝6時半ごろより玄関前に出て、駐車してある車を見ましたところ、大体60ないし70台は常に駐車がしてあります。調べてみますと、現在病院の患者用駐車場の駐車台数は、院内に約200台、それから院外に約50台の能力となっております。玄関の受付における職員の方々にちょっと聞いてみますと、「現在の状態では、毎日のように不法的な駐車をしてある車を取り締まるということは不可能です。駐車場をもっと広くしてもらって、あと少なくとも100台分ぐらいは必要だ」と言っておりましたが、さきに申しましたように、外来患者数、付添人の数、それから見舞いに来る人たちの数、業者数等を勘案するときに、あと150台分は十分必要だと私は思います。現在の病院の敷地内では、将来のことを考えるとき、駐車場拡張は無理と思います。したがって、院外の借用地を何とか購入して、そこに立体的な市営駐車場を建設するよりほかに道はないと思いますが、このことにつきまして産業公営企業委員会でも真剣に検討されていると私は聞いております。市立病院利用者の強い要望であり、必要性は十分ございますので、ぜひ早く実現をしていただきたいのであります。ご答弁をお願い申し上げます。

次の1点は、患者用の給食についてであります。朝7時45分、昼11時45分、実際は12時に近いのでございますが、夕は16時30分、これが市立病院の患者の給食時間割りでございます。朝の7時45分は、別に仕事に出るわけでもございませんので、これでよいと思っておりますし、また昼の12時に近い時間も問題はありますが、夕食の16時30分に問題がございます。既に、くどくどしく説明しなくても、賢明なる皆さん方には十分ご理解をいただいていると存じますが、念のために申し上げますならば、朝食から昼食までが4時間20分ぐらい、それから昼食から夕食までが4時間30分ぐらい、それから夕食から明るる日の朝食までが15時間10分ぐらいとなっ

ております。健康体の人でも、この時間間隔では無理ではないかと私は思いますし、まして食欲の乏しい病人にとって、夕食を100%食べることは難しいことでもあります。その上、朝食まで15時間余りと実に長く、逆の現象が起こるわけでございます。ぜひ夕食時間を現在より1時間30分から2時間ぐらい遅らせてほしいというのが、患者なり付添人の気持ちでございます。

なお、献立の内容につきましては、季節的な趣向を取り入れまして、でき得る限り食欲を出そうと工夫をされておりますので、決して悪くなく、不平の声はなかったことを付言しておきます。

給食時間変更の声は最近出始めたのではなく、開院当時よりの懸案事項と聞いております。最近の新聞にも載っておりましたが、長野市の市長さんが長野の病院に入院をされ、同じような体験を味わったので、早速是正に取り組むような記事が載っておったことを見受けております。ちょっと考えると、極めて簡単な時間変更がなぜ実施できないのか、どこに問題があるのか。聞くところによると、人手の関係で多額の超過勤務手当が必要なことが支障の最大原因というようなことを聞いておりますが、その点どうなのか、ご説明を願いたいと思います。

最後の1点は、医師なり看護婦等の対応についてであります。通常病人は、心身いずれかに、あるいはまたその両方に健康人に比べて異常があり、ややもすれば不安定な気持ちになりやすいのであります。したがって、不平なり不満の感も強いものがあります。このような人たちを、1,322人の外来患者、498人の入院患者と付き添いを必要とする入院患者の付添人を相手の毎日が業務であります。過去私も、国立病院なり、あるいは国鉄病院、県立病院等、公立病院で診察を受けましたし、また人のお見舞いにも行きましたので、若干公立病院の内容も知ってはおります。そして、昔からよく言われることは、公立病院は地方の開業病院に比べるならば見識が高く、態度が横柄であると批判をされております。私のお世話になったの

は市立病院の8階のA病棟で、1ヵ月足らずのまことに短い日数でありましたが、結論的に申しまして、ちまたでささやかれているようなことは全くなく、先生をはじめ看護婦さんは実によく働いて、何と申しましうか、すべて仕事に本当にまじめに取り組んでおみえになります。若干金を支払う窓口の職員の態度が官僚的な面があるという声は聞きましたが、それ以外は別に何も聞いておりません。看護婦さんあたりは常に、「どうですか」、「ありがとうございます」、「お大事に」という言葉を忘れずに患者に接して、まことに感じのよい態度であります。退院はいたしました。今後一定期間ごとに通院治療を受ける私にとって、下手なことを言うと、「江戸のかたきは長崎で」というようなことを考えて褒めているのではなかろうかというふうに考えられるとまことに心外でございますが、決してそのようなことはございませんので、念のためご理解を賜りたいと思いません。機会を見て、ぜひ病院長なり、あるいは事務長の方から褒めて、励ましていただきまして、今後さらに患者サービスに頑張って、病院運営向上に一段のご努力あらんことを強く要望する次第であります。

以上をもちまして、私の1回目の質問といたします。よろしくご答弁願います。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時2分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 北部地区の治水・排水についてお答えを申し上げます。

ご質問の要点は、1点目が全体計画に変更があるのかどうか、2点目が

雨水2号幹線の国鉄富田駅上流部の整備をどう進めていくのか、3点目が雨水1号幹線富洲原運河内工事の今後の見通しはどうか、そして4点目が事業認可区域拡大についてどう取り組んでいくのかといった、以上4点かと思えます。

当北部地区一帯の雨水対策につきましては、ご承知のように北勢沿岸流域下水道関連公共下水道事業として整備を進める計画となっております。現在の事業認可区域は、十四川より北、近鉄線の東側、それに富洲原運河より南の約149haの区域であります。これまでの事業の進捗状況を見ますと、雨水対策につきましては、ただいま古市議員からお話がありましたように、雨水1号幹線は四日市高校より下流、富田ポンプ場に至るまでの間が既に工事を完了し、目下富洲原運河内の奥地工事を実施中でございます。雨水2号幹線につきましては、最大のネック箇所となっていた国鉄線及び国道1号線の横断工事も昨年度既に完了し、本年度はその下流部、塩役運河までの間の工事を実施する予定となっております。また、雨水3号幹線につきましては、近鉄線以東、下流部の塩役運河までの間が既に完了いたしております。

さらに、1号幹線流末の新富洲原合同ポンプ場につきましては、昭和53年以来建設工事を進めてまいりましたが、現在1,200mmポンプ1台と2,000mmポンプ3台が設置され、既に台風時には一部ポンプが稼働いたしております。また引き続きまして、来年度完成の予定で2,000mmポンプ1台を、本年度四日市港管理組合へ追加委託する予定となっております。

以上ご説明申し上げましたように、現在北部地区におきましては浸水対策を最重点といたしまして、下流部一帯の雨水整備に全力を挙げているところでございます。

ご質問の第1点目の全体計画に変更があるかどうかでございますが、基本的には当初計画どおり事業を進めてまいりたいと考えております。ただ、事業の実施に当たりましては、現地調査の段階で若干の変更は出てまい

かと存じます。

次に、第2点目の雨水2号幹線の国鉄富田駅付近より上流部の整備についてでございますが、今後予定されます区画整理など市街地整備の事業との整合を十分図りながら進めてまいらなければならない必要はあるかと存じますが、当面は在来水路を基本に有効利用を図る方針で対処いたしてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の雨水1号幹線の運河内工事の見通しについてでございますが、今後の工事は、海運橋、富田ポンプ場など施工上非常に難しい区間の工事に入るわけでございますので、引き続き周辺の方々のご協力を得ながら、昭和62年度末完成を目標に一層の努力をいたしてまいりたいと考えております。

最後に、第4点目の事業認可区域拡大の問題でございますが、面的に区域を拡大するとなりますと、過去の議会においてもご答弁申し上げましたように、国の方針としまして、現在認可区域内の整備率が雨水、汚水合わせまして8割程度に達しませんと区域の拡大は認められないというのが現状でございます。したがって、当面は面的な区域の拡大よりも、雨水対策上重要な幹線が実質的に着工できるよう線的にラインとして事業採択されるよう、国・県と協議を続けておりまして、まず手始めといたしまして雨水1号幹線の上流部への延長について本年度調査を実施し、来年度に一連の手續を終える予定で八風街道沿いの雨水4号幹線とあわせ、新年度からスタートいたします国の第六次下水道整備5ヵ年計画の中で対応いたしてまいりたいと考えております。

ご存じのように、ここ数年来国の公共事業の抑制策によりまして、下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しておるわけでございます。こうした状況の中でありまして、市北部の雨水対策として重点的に進めてまいっておりますこれら各幹線管渠が、一応1号幹線と接続をいたしまして、これが新富洲原合同ポンプ場に直結をいたしますと、治水・排水上相当の

効果が出てまいると期待をいたしておるわけでございます。今後とも下流部より順次整備を進めてまいるとともに、ネック箇所の改良、支派線水路の改修につきましても、重点的、効果的に事業を進め、治水・排水対策にさらに一層の努力を払ってまいると考えでございますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） ご質問の第2点の市立四日市病院問題につきましては、病院事務長からお答えするのが適切ではないかと思いますが、同じような入院体験者として特にご指名をいただきましたので一応お答えを申し上げます。

その前に、先ほどのご質問をお聞きし、拝見いたしておりますと、古市議員には以前にも増してますますお元気の様子でございます。ご同慶にたえません。今後とも一層ご自愛いただきまして、市勢進展にご助力をいただきたいと思っております。

さて、駐車場の問題でございますが、実態はご指摘のとおりでございます。曜日あるいは時間帯によって相当不足している状況でございます。患者数も年々増加いたしておりますし、来院者の方にご迷惑をおかけしているところでございます。この対策としましては、駐車場の適正な管理もさることながら、やはり現状から判断して、根本的には駐車場が狭い、足りない、駐車場の拡張が必要なんじゃないかというふうに考えられます。したがって、幸い、現在病院の方で南側駐車場の隣接地約2,000㎡を土地所有者と賃貸方式で話し合いを進めておりまして、ほぼ土地所有者のご了解を得られることになったというふうに聞いております。したがって、早ければ11月以降で約100台分程度収容可能な駐車場ができるんじゃないかというふうに聞いておりますので、いましばらくご猶予をいただきたいというふうに思います。

それから、病院給食の夕食時間でございますが、私も全く同じように感じておまして、もう少し何とかならないか、1時間か1時間半遅ければいいなというふうに思っておったんですが、これも聞いてみますと、やはり随分以前からも患者の方から同じような希望があり、病院の方でいろいろ検討をしておっていただいたようでございます。ただ、ご指摘のように勤務体制の問題もあるようでございますが、現在、現行勤務体制のままで1時間ないし1時間半夕食時間を遅らすよう努力をいたしたいと、それで、早い時期にそういった形で夕食時間だけは皆さんの希望も入れて対応したいというふうに聞いておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

また最後には、市立病院の職員の患者さんに対する対応について大変お褒めの言葉をちょうだいいたしましたので、かわりまして厚くお礼を申し上げます。

○議長（小林博次君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 ご答弁をいただきましてありがとうございます。北部の治排水については、くどいようですが、5つの水路が基本となっております。どうか一段とご努力を願ひまして、一日も早く工事完了をされんことを心から願ひするとともに、第2期の事業認可を受ける区域につきましては、今のご答弁で面から線になったと、このように解釈をしましたけれども、面でも線でも点でも結構でございますので、ぜひひとつ精力的に実施方を強く要望いたしますが、何といたっても先立つものはお金ではなからうかと思ひます。市長は十分働きかけておみえになりますが、どうかさらに一段と関係行政機関の方へ、資金調達にひとつ取り組んでいただきますことを心から要望いたしまして、治排水についての質問は終わりたいと思ひます。

次に、市立病院の駐車場につきましては、片岡助役のご答弁でその必要

性を十分認めていただきまして、暫定的に南の方の土地を 2,000㎡だったかお借りをして、11月以降に約 100台の駐車可能を実施したいというご答弁でございまして、まことにありがとうございます。当面の措置としては、それしか私もないと思いますので、ぜひ一日も早くひとつ実現方をお願いするとともに、あわせて恒久的な駐車場についてひとつお考えを願いたいと思います。もちろん相当の費用が必要だと思いますし、財政難の折から非常に難しいとは思いますが、今の四日市の市立病院の運営状態をちょっと見ますと、ほかの市立病院ではないような出費もいたしております。それは2次救急に要する費用でございまして、これは夜間等の救急に対する費用が支出と収入の差引で、大体年間 7,000万円程度の赤字となっております。当然これは一般会計で負担すべき性質の費用でございまして四日市の市立病院については、病院経営の方から出しております。したがって、こういうような点も勘案されまして、恒久的な駐車場、例にとってみまするならば、この本庁舎の西側にあるような駐車場を、公社なり、そういうものに委託しても結構ですが、ひとつつくっていただいて、一定的な病院利用患者につきましては一定時間無料にするとか、その他は有料になってもやむを得ぬと思はれるけれども、そういうような恒久的な駐車場をひとつつくっていただきたいと思はれるし、さきに申しましたように、この問題につきましては産業公営企業委員会で検討もされておみえになるというふう聞いておりますので、そういう点を十分踏まえて、産業公営企業委員会の方で今後ひとつよろしくご配慮のほどを願うことをお願いしまして、この問題も終わりといたします。

最後に、夕食時間の変更については、片岡助役も入院してみえて十分わかったということでございまして、大体1時間ぐらい遅らしていこうと、こういうようなことを言っておみえになりますけれども、そういうことで患者なり、付添人の方々は非常に喜ぶんじゃないかならうかと思はれるけれども、もう一つ具体的に、勤務時間の変更とかなんとかおっしゃいましたけ

れども、どういう方法でやるんだというような具体的な方向をお示し願いたいと思います。

労働条件の変更等によりますと、職員組合との対応もありましてなかなか難しいというので、踏み切りにくいんじゃないかならうかと、これは私の推測でございするが、思います。それと並行して、現在病院の給食をやってみえる方は、給食婦が大体30名お見えになりますし、それから栄養士が5名、それから事務員が2名お見えになりまして、この方々によって給食はなされておりますが、直接給食時間の変更とは関係ないと思はれるけれども、この30名の給食婦の方々のうち多くは、いろんな勤務時間の時間帯等の要因によって、ほかの部門に配置替えをしてくれというような要望も強うございするし、私もいろんな給食婦の方々からそういう要望を聞いております。理事者の方々もそういう点があるので、毎年2月か3月ごろになりますと配置転換いわゆる人事異動で頭の痛い種の一つになっておるんじゃないかならうかと思はれる。給食時間の変更といい、この問題といい、何ら解決策というものが今までなかったんで、いたずらに時間を費やしてきたわけなんです、またそして、今片岡助役の答弁では、今後その辺ずるずるといふような内容の答弁ではなかったかなと私は推測をいたします。

最近、多くの公立病院あたりで、直営の給食制度から外部委託による給食制度というようなものも採用されております。そういう方法も一つの方法ではなかならうかと、私思はれるが、この外部委託が果たして四日市の市立病院にメリットがあるのか、あるいはデメリットになるのか、その点についての調査を私はいたしておりませんので、はっきりとわかりませんが、そういう点も踏まえて、いま一度この点についてのご答弁だけお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林博次君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 恒久的な駐車場の問題でございするが、財政上の

問題もありますし、また病院全体の景観というか環境保全の問題もござい  
ますので、今後の課題として研究をさせていただきたいと思えます。

それから、夕食時間を遅らすことについてどういう方法でというか、具  
体的に示せということですが、私が聞いておりますのは、現体制  
で対応が可能であるというふうにやっと結論を得たようでございますので、  
そのような形で遅らせていただくんじゃないかと思えます。

それから外部委託の点ですが、私も、これなども余りよくわかりませ  
んが、病院給食というのはもともと治療食ということにして、種類も百何種  
類に及んでおると聞いております。したがって、単純にこれを外部委託と  
いうことは若干そぐわない問題もあろうかと思えますが、部分的に委託す  
ることは可能かというふうな点もあるかと思えますので、これも今後の問  
題として検討していきたいと思えます。

○議長（小林博次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 午前中中村議員に対するご答弁がございましたが、市長の  
方でまだ補足してご説明いただければ結構ですし、なければ結構ござい  
ます。

国庫支出金の削減の問題、あるいは地方行革の問題、そして若干は地方  
大学の問題とも関連をしております。今日の国の政策への対応は大変厳し  
く、市長の選択も難しいものを含んでおると思えますので、それを含めて、  
以上3点についてのご見解を承りたいと思えます。

第三次全国総合開発計画、つまり三全総から今は四全総を策定してい  
ると言われておりますが、それは大規模地域開発政策が大きな特徴である  
と思えます。したがって、その反面のまちに住む住民の暮らしについては、  
とかく見逃しがちになるのではなかろうかと思えます。新全総では広域圏  
と言い、三全総では、経済重視の上での人間居住の総合性を目指した開発

として定住圏を打ち出しております。そしてさらに、これは21世紀の定住  
圏こそが基本的な地方公共団体であると、つまり住民が日常生活という意  
識の範囲は、全国で300から400ぐらいの地区であろうと、これを新たな  
公共団体制にしようという意図があるというふうにも聞いております。

そこで、第1番目の国庫支出金削減についてであります。3月議会に  
おきます代表質問で渡辺議員の、ないしは6月議会での前川議員の質問が  
あり、ご答弁がございました。我々が予想したように悪い方に進んでお  
ることについては、午前中のご答弁のとおりでございます。そこで、市長は  
「もうしばらく国の動きを見ていきたい」と言われましたが、つけ加え  
るところがあればもっと詳しくつけ加えていただきたいと思えますのは、補  
助金問題の閣僚会議、あるいはそれに関係する補助金問題検討会の動きは  
どうなったのか。

そして市長も言われたように、問題は、財政力に応じて補助金の交付に  
格差をつけようといううわさがございますが、うわさ程度であると言いま  
すけれども、実際は市長の見通しはどうでありますか。

2番目、いわゆるこれも触れられましたが、箱物に対する補助金等々の  
関係から、市長がかねて言明しておられましたような福祉会館、あるいは  
保健、教育、労働、職員等の総合的な会館、さらには博物館の構想も考  
えられているようでございますが、予想したとは言うものの、工業高校の跡  
地あるいは大学等の出費が大変多いのでございますが、市民側の要望も大  
変強い会館でございますので、来年度の見通しについて、この辺のところ  
までという点でおわかりの点をお漏らしいただければ結構でございます。

3番目、四日市が不交付団体になりましたが、一体基準財政需要額をど  
れくらい上回っておるのでありましょか。というのは、さらに財政力に  
応じて補助金交付に格差をつけようというようなところまで来ておるので  
ありますから、市の課税率やら、あるいは手数料等々、努力をしても、場  
合によってはむなしなことになるのではないかと、こう思われるのであり

ますが、いかがでしょうか。

4番目、市長会としては、経過を待つまでもなく、6月議会にもご報告がございましたが、6月5日に4項目の決議と33項目の要望を公表されております。それを通じて全国市長会としては、あるいは六団体とも含めて政府の決定をいい方に向けるような運動をされるおつもりはございませんか。

なお、5番目、定住圏構想によって、3,300の地方自治体を画一化し骨抜きにし、あるいは現行の枠の再編成も考えられるという時代でございます。まだ先のことでございますが、市長としての見通しがあればお聞きしたいと思います。我々としては、どんな行政区画になろうとも住民の暮らしを守るとりでとして小学校区を守る地域づくりをし、さらには住民自治を取り戻すために強力に働きかける拠点ともいたしたいと考えておるのでございます。

次に、地方行革でございますが、1月22日に自治省が知事あてに通知しました、いわゆる地方行革大綱の策定についてその重点事項は7項目と聞いております。ところが市の大綱は、議会関係を除いても7項目であります。政府の示したのは議会の合理化が入っておりました。何がどのかと照合してみましたら、職員・職場の活性化であることがわかりました。まことに適切な項目であり、その態度には大きく私どもは救いを見出したのであります。評価いたしたいと思えます。

1つ、大綱策定の提出について。国会議論の中では、自治省は決して強権的にやるものでもない、あるいは法的根拠も拘束力もないと言っておりますが、事実上何の制裁措置もないものでありますかどうかですか。

2つ目は、地方自治の問題でございますが、県の地方課自体は、これに対する対応はどのような熱心さでありましたか。

3つ目は、昨年知事会議では、知事会は首相に権限の移譲を強く求めたのであります。これは国の出先を整理統合するなど、地方の自主性ある

いは多様性を重視するということであり、地方の時代にふさわしいことであると思えますが、ことしも地方の分権について進められそうでございますか。

4番目、主として県に対する分権による簡素化ないしは効率化が、大綱には示されておきませんが、お考えはありますか。

同様に、市は地区市民センター館長の専決権限の拡大を推進するとあります。かねてからの懸案であります。どの程度のことをお考えでありますでしょうか。

6番目、市の独自政策として地区市民センター方式をとっており、市長も外部委託は考えてないと、3月議会ではご答弁がございました。これは地域振興について具体的なモデルとして全国に誇り得るものであります。行革重点の職員定数管理の上から避けて通れないことも来るのではないかとありますが、自治省を説得することができるでしょうか、心配をするものでございます。

7番目、市の6枚にわたる大綱の中に効果とか効率的とか、効率化とかという文字だけでも10ヵ所以上に及んでおります。先ほどの自治省説得のためにも、行政効果の測定が一つのポイントになりそうでございます。私どもはこれに対する代案がございませんので、申しわけありませんが、納得のいく説明の方法をお考えになっているかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

8番目、職員・職場の活性化について、「意識改革の促進と問題意識の高揚に努める」とありますが、どのような具体策をお持ちでございますか。参考のために、関東の10万人余りの市の報告でございますが、直接参考になるかどうかわかりませんが、お伝えをいたしたいと思えます。まず地区づくりについて、住民参加の地区づくりの前に、職員参加ということをおっしゃいます。「プロジェクトをつくって行財政の3年計画を立てたのであります。結果として、自転車地区を回って見たら見えないも

のが見えてきた。地区をはいずり回ってみて、かすんでいた住民がはっきり見えてきた。行政は住民のためにあるものだというを身にしみて感じた。仕事には興奮を伴ってきた」というのであります。見事な意識の改革ではありませんか。

次に、臨時職員の増加は、一般産業と違いまして職場管理、労務管理が大変困難な事業体でございます。また、外部委託については委託契約を十分に作る等々如才はないと思いますが、その中でもし出向職員がいるとしたら、大変人事管理上大事な問題でございますので、一つひとつ職場の指名はいたしませんけれども、これにつきまして十分ご配慮をいただきたいと思いますが、お考えを承りたいと思います。

職員数の適正化のうち、学校給食調理業務の臨時職員の活用はもう既に始まっておるようであります。文部省が示した基準が、行革によって臨時職員にかえられてくるという指示があったようであります。命にかかわる大事な職場でありますので、その労務管理についても十分配慮をしなければならぬと思いますが、我が四日市が当面いたしました大変古い話で恐縮でございますけれども、30年の昔、当時は貧困のために学校を長期欠席をする子供がおった時代であります。また、県下の半分ぐらいはパンとミルクの給食でございました。四日市では正職員のほかに半数以上も、いわゆるPTA雇いの職員がございました。この正職員化のために、PTAはもとより婦人会などに協力を求めて、最後には議会の教育民生委員会を開いていただき、そして承認を得たものでございます。その当時は市長もたしか議席を持っておられたと思うので、ご存じかと思いますが、結果は準職員ということになりました。待遇は正職員と同じでございますから、いわば名を捨てて実をとった形となったわけでございますが、何しろ貧困な財政、定数も問題であり、ある市は50名首切りを募集して、30名しか応募がなかったといって慌てたような時代でございました。定期昇給分の差額分は、そっくりそのまま返上するというようなことでもありました。そういった

中で、こういうことが当市の委員会でもご承認をいただいた経過がございます。

問題は、PTAの採用でありましたから職員の身体検査は済んでおりませんでした。さて、身体検査をしてみたら、結核患者がございました。中でも、開放性結核が2名、梅毒性のものが2名ございました。時の教育長の顔色は、今でも忘れることができません。しばらくしてから、「訓覇君ありがとう」という感謝の言葉をいただきました。やむを得なかったとはいえ、安かろう悪かろうの例でございます。さらに、こういたしますと、一番困難なのは、小さな職場で身分が違いまして同一労働をしておるのでありますから、やっぱり労務管理が一層困難であります。そういったことにならないようについてのご配慮について、市長のお考えを承っておきたいと思っております。

次に、給与の適正化、これも重要事項の一つでございますが、第2回の行革の推進委員会では「優秀な人材を確保し。」とあります。国家公務員よりも精神的にも肉体的にも困難な仕事が、地方公務員でございます。国家公務員よりも安い月給で優秀な人材を確保するのは、無理ではなかろうかと思っております。中小企業、商店、いわゆる職人の方々もある面においては、大企業よりも高い初任給ではありませんか。特に役所では人事管理の80%は採用にありと言われております。当市は、市当局と長い歴史の上で大変困難な問題で意見の一致を見ましたのは、初任給のほかに6ヵ月短縮をして、つまり1号俸上げることが合意をされたことでございます。それはいい職員を採用したいという願いからでございました。いつも民間の賃金を上げないために、公務員が目標にされてまいりました。四日市はこの歴史をずっと守ってきたはずでございますが、また定数におきましても、地方公共団体は一種のサービス機関でありますので、質も量も多いにこしたことはありません。しかし、その時代の収支バランスの問題もあり、深く追及するつもりはございません。当時の市はこれらのことを真剣に考えて、

決して楽しんで銭取れ式の宙ぶらりんのことではございません。市長も長い経験の中でご存じと思いますが、今後はこの問題については、時代の流れもあり、市長の手腕に期待するものでございますので、ご決意のほども伺いたいと思います。

次に、推進委員会議の概要によれば、第3回の会議で「大綱の基本方針は国に対する市の決意表明にもなる」とあります。くどいようでございますが、地区市民センター方式を守るという意味も含んでおられるのかどうか、また、これは自治省へでなしに、市民に対してもそういうふうな決意表明にもなると思いますが、そのとおりに承知してよろしゅうございますか。

なお、これはついでございますが、議会の合理化については省かれましたけれども、広聴、広報は民主的な市政の運営に欠くことのできない問題でございます。手近な、市長がいながらにして行政情報が得られるのは議会であり、議員であると思います。副議長までなされました市長のことですが、よろしければご感想をちょっと承りたい。私どもの参考にしたいと思うからでございます。別に他意あるものではございません。

次に、地方にとって大学とは何かということにつきまして、四日市に大学という声があったのは、私の知る限りでは昭和40年の初めごろでございます。時の議員、日沖武男氏の訴えが胸にきゅんと迫ったのであります。彼は締めくくりの要望のときに、「私は高等教育を受けておらないので切実に思うのです。市長は出ているのです。考えに開きがある。私の気持ちも十分くんで大いに努力していただきたい」という発言でありました。当時、鈴鹿工専は鈴鹿にとられ、三重大の工学部の誘致の話やら音楽大学やら薬科大学等々話がありました。場所も桜地区を予定しているということでもございました。たしか市長は、一流大学の学生が強盗に入ったり、老教授が失神しても見過ごしたり、あるいはそういった意味で大学を高く評価しない、名古屋のせいとか四日市に来るとしたら、工学部なら、港湾工学と

か石油工学とか、特殊な科目でないと難しいんだと、まして高崎経済大学が市立であります、10年近く争っているというようなことなど、大学卒を珍重する必要はないとまで言われました。しかし、後で言い直されておりますが、「国立の工業大学の設置には当時12億円の地元負担金が必要だ」などともお答えになりました。我々は、大学は人材の養成という教育本来の機能だけしかとらえることができませんでした。その後我々は、行財政調査会や地域問題調査会が、学者先生の指導のもとでその答申が出され、今日なお市のために脈々と生きていることを知り、大変この知能の集団の大事さを思ったわけでございます。

それからこの後、初めにも触れましたように、三全総で、当地区で言えば東海環状都市帯構想によって理工科系の大学の必要が説かれたのであります。当市は、ご承知のようにその土地を準備してこれに応じたのであります。これは国土庁でございます。しかし、文部省の方は大都市の大学の行き詰まり、再配置を意図しておりまして、なかなかうまく乗ってくれません。その辺が国土庁と文部省との違いであろうかと予想される節もございます。しかし、それにもかかわらず、四日市市民の要望は大変強く、しかも4年制大学を要望しておりますが、多くはむしろ理工科系よりも文科系ではなかったかと思えます。もとより、先ほども申し上げたとおり人材養成という教育機能のほかに研究機能があり、高度の知識を持つ頭脳集団としての意義がございます。これほどの金をつぎ込む地方におきましては、この地方には研究機能がないので、大学の存在は極めて貴重なものであります。ともすれば我々素人には思い及ばないところでございます。発表された大学設置構想にはちょっとあいまいな点がございます。私たちが憂うのは、これほどの金をつぎ込んで、社会科学系を対象として地方の諸問題を解決をし、研究をするという問題がございますが、これが設立に当たって、今でこそ本当に地方の大学を育てる、望まれるような地方の大学を育てる手段が将来にわたってあるのか、その辺が少し現在この席にある

我々としては、心配をするところでございます。以上につきまして、ご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時6分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 訓覇議員のご質問にお答えをいたします。

その前にちょっとお断りをいたしておきますが、大変たくさんの項目、しかも重要な項目にわたってのご質問でございますから、あるいは意を尽くしたご答弁にならないことがあろうかと思ひますが、お許しを賜っておきます。

まず最初に、補助金問題に絡んでのご質問がございました。ちょっと全体お答えする前に、これは私の感想でございますが、冒頭に訓覇議員がおっしゃられました、三全総から四全総へと移っていく、その間の国の動きでございますが、特に最近の景気浮揚ということに関連しての国の動きというもの、あるいは、国が主催をいたしますあるいは地方自治体が集まってやりますいろいろな会議で出されております問題点、特に感じておりますことは、どうも最近はいろいろな大きな政策というものが、いつの間にかこの東海道メガロポリスに集中をしてしまっているのではないだろうか、残念ながら地方都市というものがだんだんに忘れられていってしまっているような感覚を受けておられて、これは大変残念なことだと、何かの機会に私はそういった点を強く中央の方々に訴えてみたいというような感覚に今なっておるということだけを、最初に申し上げておきたいと思ひます。

そこで、補助金問題でございますが、これは3月議会でもご答弁を申し上げたとおりでございますが、今、来年度予算の編成に向かって、国は一生懸命予算調整をやっておる段階でございますが、61年度の各省の要求を見ておりますと、各省とも経常経費は10%ダウン、それから投資的経費については5%のシーリングの範囲ということで要求を出しております。これは統一されておるんでございますが、ところが、例えば厚生省では補助率というものは明示をしないで、60年度予算額と同額で要求をすると、あるいは文部省、農林水産省は60年度の補助率で要求をすると、運輸省は59年度の補助率で要求をするというように各省ばらばらになっております。

そこで補助率のカットの問題は59年度、60年度限りということになっておるわけでございますが、大蔵省内部の話というのが若干漏れてきて、新聞紙上等で書かれておるのはけさほど申し上げたとおりでございますが、正式な意思表示というものはなされておりません。それは、補助金問題閣僚会議、あるいはその下部組織としてあります補助金問題検討会が現在審議中であるということで、知事会の方でやっております補助金問題委員会も、委員会が形成されただけで具体的な動きはやっていないというような状況で、国の検討会を待っておるというような実態にあると私は考えております。この前のときには、6月第3回まで審議をされておりましたが、その後7月の12日、9月の13日と、いわゆる老人福祉関係が7月12日、それから9月13日は生活保護に関する項目というようなことで論議がなされておられて、その後第6回、7回とずっと重ねていく予定と聞いております。9月27日あるいは10月に2回、以後隔週ごとに月2回程度開催をされるというふう聞いております。最終報告は12月になってからまとめられるというふうに私は聞いておりますが、そのスケジュールがまだ定かに決まっておらないというような実態にあるようでございます。

そこで、この検討会の中には、地方団体から宮城県知事、浜松市長、長野県の木島平村長が参画をしておりますし、特に第3回の会合においては

補助金等の特例法の国会の審議状況の説明がありまして、浜松市長が六団体の意見を集約して反対の意見を申し上げているわけでございます。そこでは、補助率そのものよりも、制度の運用面でいろいろな議論があったようでございますが、国の財政が苦しいからといって、一方的にそのツケを地方に回されるというのはおかしいということで六団体の方から意見が出されているわけでございます。そういう状況でございますが、財政力によって差をつけようというような話もないわけではないのでございますが、これは大体交付税制度で調整をされているということになるわけでございますので、本来言ったら二重のことになるんじゃないかならうかと、私はそういう意味でこういった問題に対しても反対をしないかざるを得ないということだろうと思っております。

それじゃ私が何をやるかということでございますが、主として市長会あるいは市長会の事務局での財政部長等との連携をよく保ちながら、個人的には臨調委員さんの中に存じ上げている方もおりますので、そういった方に上京の都度お目にかかって、地方自治体、特に四日市の状況を陳情申し上げているというような形でございますが、市長会としては、さきに全国市長会で決議をされました決議事項と要望事項、これは市長会の会長、副会長でそれぞれ内閣総理大臣をはじめとして大蔵大臣、あるいは自民党の幹事長等々、必要な箇所に直接決議事項をお渡しをしながら陳情をしてきておる。自治大臣、厚生大臣、もちろんでございます。

なお、この要望事項というのは、全国市長会がそれぞれ6つの分科会に分かれておまして、その分科会でそれぞれ取り扱って、関係省庁並びに国会議員の方々に対して陳情を申し上げる、私は特別委員会の会長または副会長をやっておりますので、自分の関係する事項につきましてはそれぞれの関係の閣僚あるいは国会議員の先生方に陳情をしているというようなことであるというふうに、ご承知おきを賜っておきたいと思っております。そこで、こういったような動きが今あるということでございますが、これ

は議会を終了しましたら私も上京いたしまして、その後どうなったか確認をしつつ、一応市長会と連絡をとってそれなりの運動を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、こういった補助金カットという問題が起きた場合に、福祉会館でありますとか職員会館、あるいはその他、いわゆるただいま私どもがやっております次の3ヵ年の基本計画でございますが、その中に盛り込まれたものをカットするんじゃないかというようなご心配があるやにお伺いをいたしましたわけでございますが、私どもは既に定められた路線としてこういったものを考えておまして、もちろん財政の収支バランスによって完成年度の早い遅いは出てくるかもしれませんが、これを一切カットしてしまうというような行き方はやらないつもりでございますが、できるだけその実現に向かって努力をしていく所存でございますので、この上とも皆さん方のご支援をお願い申し上げたいと思うわけでございます。

それから次に、基準財政力の問題でご意見がございました。不交付団体となっておりますが、その算定数値は基準財政需要額は231億5,800万円、基準財政収入額が243億2,300万円ということになっておまして、差引交付基準額では11億6,500万円の収入超過という計算でございます。財政力指数は、これによりますと単年度で1.050ということでございますから、昨年のはたしか1.06ぐらいだったと思っておりますので、若干落ちておるわけでございます。そこで税率をいじる、あるいは手数料を上げるような努力をすることというようなことをやって交付団体が変わるというようなことはありませんので、一定の計算方式によって算入をするわけでございまして、市税、地方譲与税、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金だけが算入をされております。手数料等、これ以外の収入については算入をされていないわけでございますし、また市税が標準税率によった場合の75%が算入をされている。したがって、標準税率以外の税率を用いたとしても、交付税制度上は算入をされないということになっており

ますので、この点は関係ないというふうにお考えおきをいただきたいというふうに思っております。

それから定住圏構想で、300か400ぐらいの定住圏があるということが言われておりますが、これは三全総でこれぐらいの定住圏として考えて、そこにどういう施設を整備をしていくかと、それぞれの地域での自主性を尊重した動きをやっていくというようなことが書いてあったと思うんですが、これをもとにいたしまして、今の私どもがやっております地域社会づくりの単位を変えていくというような考え方は、私どもとしては今とっておりません。将来とも地域社会づくりというものを本当にきめ細かくやろうと思ったら小学校区単位というのが一つのいい単位ではないだろうか、私はかように考えておるわけでございます。この点は、ぜひ今後も国に対して私どもの考え方を訴えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、地方行革というのは、これは国の方が強権的にやるものではないことはもちろんでございますし、ただ、全体の世論として地方も国と同じようにといえますか、できるだけ合理的な、あるいは効率的な行政運営をすべきであると、そのための見直しは必要ではないだろうか、こんなようなことから始まったことでございますし、特にこの場合、国の方から「これをやらなきゃ制裁措置を講ずるぞ」というようなことは、今のところ出ておりません。

ただ、給与水準が国を著しく上回る場合には地方債の借入れ制限というような財政措置があるということは、59年度に地方債許可方針で明記をされておるわけでございまして、この点は借入れ制限というようなことが、過日東京都が、ちょっと賞与であったか賃金であったか、記憶が不確かですが、国の基準を上回って支給をしたときに、地方債の500億円ぐらいの発行を抑えたというような事実があったことは承知をいたしておりますが、それ以外には余り聞いたことはございません。そこで、ただ給与水

準というものについては、非常な関心を全国的に持たれておるということも事実でございますし、地方自治体、特に市町村の給与が国家公務員に準拠すると、こういうことになっておりますので、国家公務員どおりにやれということではないというふうに私は理解をいたしております。

ただ、いろんな場面で議論がされます場合は、非常に高いところがあるじゃないかと、ぜいたくしているじゃないかというような議論が極めて鋭角に出ておると。そういうようなことを配慮をして自治省の方としても、地方自治体の給与のあり方について指導をしようという考えになったんではなかろうかというふうに思っておるわけでございまして、やはり適切な給与水準をどこに求めるべきかということは真剣に考えて、討議をしながら、職員の士気が衰えないような配慮をやっていくべきではないだろうか、私はそう思っております。したがって、ラスパイレズ指数というものが必ずしも給与の高い低いの実態をあらわすには十分でない指数でございますが、何が何でもラスパイレズ指数だけですべてを判断しようという気持ちはございません。やはりそれぞれの自治体に見合った給与にすべきであると、こう考えておるわけでございます。

ただ、今の段階では本市は112.5と、112以上のところは指導団体ということでございますから、これにむやみやたらに抵抗して、単体で抵抗をしていっても私は余り効果がないというふうに思っておるわけでございまして、合理的な水準というものをできるだけ早く見出して、適切な給与の体系を編み出してまいりたいと考えておるところでございます。

それから権限の問題で、地方自治体と国、県との機能分担ということについて既に今年の6月ですが、地方自治協会が市町村の規模・能力に応じた事務再配分のあり方に関する調査・研究結果を最終報告として出しております。そしてこの報告も勘案をされたと思うんですが、臨時行政改革推進審議会では「行政改革の推進方策に関する答申」ということで、事務配分のことを、機関委任事務あるいは団体委任事務、その他に分けてか

なり詳細に答申を出しておるわけでございます。ただこの中には、私も拝見をいたしました、県に対する権限移譲ということははっきり出しておりますが、市町村に対するものについては比較的抽象的な表現に終わっている嫌いがあるなというふうに読んでおりますが、この地方自治協会の出しております最終報告書の中では相当具体的に都市を4つの分類に分けております。政令指定都市は10市、A分類の都市は65市、B分類の都市は113市、C分類の都市は463市と分けまして、それぞれの段階に応じた事務機能の配分案を提出をしておるわけでございますが、四日市はこの中でA分類の中に分類をされておるわけでございまして、今後こういったものを参考にしながら国ないし県の方に働きかけをやってまいりたいというふうに思っておる段階でございます。

なお、県の方は比較的権限移譲ということについては、むしろ市の方に移譲をしたい意向がありますが、必ずしもこれは市の方が移譲してもらいたいものと一致をしてないという点もございまして、今後よく話し合っ  
てまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、地区市民センターでございますが、これは何といたしましても地域社会づくりを進めていく上での一つの拠点でございますから、行革に絡んでセンターをなくすでありますとか、整理統合するでありますとかいう考え方は、私は全く持っておりません。

館長の権限につきましても、これは今検討をしておるわけでございまして、全庁的に取り組もうということで連絡調整会議、及び特に地域社会づくりに関係の深い市民部、教育委員会、福祉部、環境部等が連携をいたしまして、どのような権限をゆだねることが適切であるかということについて検討をしている段階でございます。本年度は、地区市民センターの運営委員会や諸会合を開催するために必要な食糧費というものを館長の裁量にゆだねたわけでございますが、地域の各種団体の活動に対する助成等が今ばらばらに行われているわけでございますが、今後それが活動の実態を踏

まえて地区市民センターの館長にゆだねることが可能ではないだろうかというようなことで、今検討をしている段階でございます、これがまとまり次第、またご相談をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから外部委託、地区市民センターそのものを外部委託するという考え方はないわけで、公民館を地域でやってもらうというようなところが、たしか鎌倉市であったかと思いますが、自主的な運営をやってもらっているということでございますが、やはり地区市民センターというものの取扱業務のOA化を図りまして、できるだけ地区市民センターに在籍をする職員が地区の皆さん方のお世話ができてというような方向で今後も考えてまいりたい。

自治省を説得できるかというようなお話がございましたが、定数管理の問題は一応自治省の方で標準めいたものを作成をするというような話でございますが、私は四日市の地区市民センターというものは、よそにはない、誇り得る一つの設備ではないだろうかというふうに思っておりますので、自治省がどう出てくるかわかりませんが、自治省に対して、十分お話し合いを進めていくことができると、こういうふうに今の段階で思っております、今後さらに努力を進めてまいりたいと思っております。

次に、行政効果の測定ということなんですが、実際は午前中もちょっとお答えをいたしました、ただ計算上出てくるものと出ないものがあるということで、行政原価がどうなっているかということも十分検討する必要はある、あるいはその補てん率がどうなのかということも十分検討をしなければならないというふうに思いますが、行政効果の測定はこういうふうにやっておるということを説明すれば、わかるだろうというふうに思っております。

それから職員・職場の活性化でございますが、これについては午前中もご返事を申し上げましたが、また、あれだけで十分だとは思っておりませ

んが、まず現場のそれぞれの部局において現場研修というものが、大切ではなかろうかと、それは私は一番大切なことだろうということで、各部の方でそれをやってもらうように進めておる段階でございます。

それから、臨時職員の問題と絡みまして出向職員の配慮ということでございますが、とにかく出向した職員の方々が、いつの間にやら忘れられたような存在になるということに対するご注意かなというふうに思うんですが、私どもはそういうことのないように十分注意をして今後に対処をしまいたいと思います。

それから、学校給食の問題については、教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

最後に、大学の問題でございますが、私は大学に対して反対をした覚えはございません。学園紛争当時いろいろな意見があった、そのことを踏まえてご発言なさった方もいらっしゃるかと思いますが、私は「四日市に大学を」というのは、これは鈴鹿工専当時からの痛切な願いであるということをご承知をいたしておりますし、四日市に大学設置の運動をしている中央の関係の方々も、その当時からの話だということをご承知をいたしておられますので、私は今はそういう心配は全くないと、大学というものは確かにご指摘のあったようなことでございますから、その面で今後も努力を続けてまいりたいと思います。

なお、行革に絡みまして、議会の問題について私の意見を参考までにとお話をさせていただきますが、これはもう議会の皆さんのご判断によるものでございますから、どうぞ皆さんで十分ご審議を賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 先ほど学校給食の問題が出ましたのですが、ただいまの訓覇議員さんのお話を伺っております、最初PTA雇用から始まった給食の問題が、今日の基礎になっているという歴史がよくわかって、

講義を聞いているような気分でございます。大切な児童の保健衛生の問題でございますので、現在検便は実施しておりますが、レントゲンなども職員並みに実施いたしまして、学校給食に遺漏のないように努めたいと思っております。

○議長（小林博次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 大変時間をいただきましてありがとうございます。何分にも国の政策に対応する問題でございますから、大部分は理事者も我々も一本になってやるところでございまして、争点はそんなにないわけでございます。歴史は繰り返すといいますが、時移り、人変わりという感がなきにしもあらずでございますが、それにいたしましても、今こんな時期に市長の選択、ほんの残されたわずかなことでございますけれども、市長の姿勢は大変重大な問題になろうと思います。それにつきましても、全体の感想といたしましては、市長の姿勢については高く評価いたしたいと思います。終わります。

○議長（小林博次君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告してあります項目は1点だけありますので、簡単なようではございますが、三重県が直接相手ですので、担当助役、担当部長は市民の不満をなくするため、特に民間の住宅開発時の模範になろうかとも思われますので、ひとつ腹を据えてお答えを願いたいと思います。

なお、通告の表現は「住宅建設（宅地造成）と交通対策」となっておりますが、具体的には県営のあごづ団地の建設と交通対策ということですので、よろしく願いいたします。

三重県土木部では、三重県住宅5ヵ年計画の中で四日市市内に新規建設を計画し、入居者の利便性を考慮し、四日市市の協力・推挙のもとに、条

件を満たす赤水地内に公営住宅の建設を計画をしたいとし、基本方針としましてはいわゆる魅力のある住宅環境づくり、その中身は団地の美観だとか、我が町意識の醸成だとか、親しみの持てる空間づくりなどがあります。さらに、人のふれあいを回復し、これを保てる魅力のある場をつくる、こういうことでもあります。

次に、快適な居住性を維持する住宅づくりとしまして、居住専用室を3室とし云々と、それから周辺地域との調和するまち並みの景観を重視するとしております。

実施計画の具体的な内容としましては、総敷地面積としまして約1万5,600㎡、住宅の方式としましては1棟が32戸建ての4階、耐火構造、建設戸数としましては敷地側の面積がまだ確定していないそうでございますから、百三十数戸から160戸程度、建設年度では60年度に用地買収をし、61年度から64年度の4ヵ年で建築をしたい、それから住宅の附帯施設としましては、上水道、受水槽及び圧送ポンプ、汚水の合併処理施設、処理後の水質につきましては、BOD20ppm、SS50ppm以下、それから公益施設としましては、集会所1ヵ所、あるいは幼児遊園地、通路専用歩道ということ。それから駐車場、塵芥の集積場、環境的には棟と棟との間の広場の確保だとか、それから外周への高いあるいは低い樹木の植栽、憩いの場で停留できるベンチあるいは腰かけの施設をしたい。

こういうような内容になっておりますが、この計画は6月に立てられておりまして、9月に入ってから関係の地区に説明をするということで先日三重地区にも、特に汚水の排水の同意を得たいとしまして説明が持たれたのであります。そのとき三重地区の自治会長から出されました意見でございますけれども、要約をいたしますと、1つは、「汚水、排水の水質をBOD20ppm、SS50ppm以下にするとと言われても百姓の僕たちにはわからない。我々は稲のできぐあいを見てしかわからない。現に部田川水系で団地などからの排水でそのような被害が出ているが、だれも責任をとってく

れないではないか。いわゆる稲が太り過ぎて実がならない」ということでもあります。

2つ目としましては、「県営住宅の建設そのものには反対をするものではないが、排水問題と同時に、県では全く計画の中で触れられていない交通対策が問題である。今でも県道田光四日市線の交通安全は守られず、三重地区からの大池中への通学生はわざわざ遠回りさせられ、山道、田んぼ道のため痴漢などの心配、安全施設の不足がPTAから訴えられているのに、たとえ160戸とはいえ、住宅が増えることは車も増えるということであり、交通対策について具体的実施計画を約束してくれないことには、建築に簡単に同意することができない」との意見が自治会長から出されたのであります。その説明会には市の方も同席しておりましたから、出されました意見につきましては、十分に知っているはずであります。車優先の現状は、市内の中学校でも1番か2番ぐらいにランクされております。通学距離を持つ生徒に、わざわざ遠回りをさせる通学路を指定したり、関係地区・町には事前協議が全くないままに、田光四日市線に沿った畑地内に幅2.5mの通学専用道路をつくりたいから協力してくれと言われても、これは以前の話であります。通学専用道路だから農耕用の自動車の通行は困ると、こういうふうに言われたんでは協力のしようがないのであります。

原則的には、現在の田光四日市線を改良することにあると思います。しかし、私は現在の県道を改良させることも、これはまた大変なことだと思っております。石垣がつぶされたり、コンクリートの塀が取り壊されたり、あるいは住んでおります家本体までもが掛かるんじゃないかと思われる箇所があります。それでも原則的には現在の道路の改良であり、通学専用ではなく、農耕用自動車も通れるバイパス的な道路建設は、2次的、3次的に検討すべきことではないかと思っております。私は以前に、奥山市長公室長の建設部長時代に提起したことがございます。田光四日市線の改良工事が困

難というのであれば、県小学校の西から国道 365号線までの竹谷川、海蔵川沿いに左右岸の道路改良をして、田光四日市線のバイパス道路としたらということを行いました。私は先日この道路を通ってまいりました。ちょうど県小学校の児童が下校するときに当たりました。相当数の児童が通っております。上海老、下海老、あるいはあがたハイツの児童が、今申し上げました竹谷川の道路を利用しておりますので、これを見まして、これまた大変な相当の安全施設をつくらないことには、例えばガードレール、歩道橋などをつくってもらわないことにはだめではないか、こういうふうには私は直感をしてきましたが、近く竹谷川右岸道路を一部改良するそうでございます。どういう改良内容で、将来構想としてはどうなるのか。私が言うような田光四日市線のバイパス的な道路になるのかどうか、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

その他時間の関係で多く発言できないことが残念でございますけれども、先ほど申し上げました県道田光四日市線の改良事業を進めてもらう場合には竹谷川右岸の道路の改良はこれは市でありますけれども、それ以外は全部県の事業であります。その県が事業の内容は違っていても、県直轄でありますあこづ団地を建設したいから排水の同意をと言われれば、目的・内容は違っていても県に対する不満が爆発するのは当然だと私は思います。ましてや県道田光四日市線で現在以上の交通渋滞となり、安全施設が必要となれば、なお当然だと私は思うわけであります。市が協力し推挙したあこづ団地どもなれば、私が今代弁しましたような三重地区の意見を実現させるために、どのような腹構えで折衝していただけるのか、その決意のほどをまずお聞かせをいただきたいと思っております。

弱い者がいつも隅に追いやられる、こういうことを見逃すことはできないと思っております。あこづ団地ができることによってどういう交通体系になるのか、交通渋滞はどうなるのかということを中心に基本的なことを考えていただかないことには、これは単に窓口が建設部長、建設部の仕事だということだけに

はならぬと思っております。もちろん交通安全対策を担当する部、あるいは下水を担当する部、ごみ収集などを担当する部、いろんな面で各部に影響する問題でございますけれども、それらを総合しまして建設部長あるいは担当助役の方から答弁をいただきたいと思っております。まず第1回目の質問でございます。

○議長（小林博次君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） ただいまの住宅建設と交通対策についてというご質問でございますが、県営住宅でございますが、あこづ団地ができることによって、今まででも旧県道が交通渋滞が著しく、飽和状態であったというようなことの解消策はどうかというふうなお尋ねでございますが、ご指摘のとおり大池中学校前の県道田光四日市線につきましては、非常に交通量が多く、また渋滞もひどいという道路でございます。そのため道路の拡幅や通学路の整備につきましては、これまでも地元の方から要望が出されておりました。したがって、市といたしましても、県当局に対しまして改良方を強く要望してきたところでございます。しかし、この田光四日市線につきましては、両側に人家が連檐しております。現道の拡幅につきましては、極めて困難なことではないかと思われまいます。したがって、竹谷川周辺に新しくバイパスの道路計画が必要ではないかと考えております。しかし、この事業化につきましては、昨今の公共事業に対します事業費のマイナスシーリングの中で、新規事業に対します事業費の採択はかなり厳しい状況であります。市といたしましても、県を通じまして今後とも実現に向けての要望をしてみたいと思っておるわけでございます。

このような中で、県当局といたしましては大池中学校への通学路の整備といたしまして、国道 365号線と県道田光四日市線の分岐点より以西におきまして、現道利用あるいは人家に影響を及ぼさない箇所では既に整備も

進めていただいております。人家連檐区域にありましては、現道の田光四日市線を外しまして、その南側に別ルートを考え、三重地区からの通学路としての整備を現在検討中でございます。関係各位の協力が得られれば、61年度より始まります第四次特定交通安全施設等整備事業5ヵ年計画の中で検討をしていきたいとのごことでございます。近く地元代表者の方々といろいろな問題につきまして協議をしていきたいと、県の方は申しております。

一方、市の方といたしましても、これらの事情を踏まえまして、当面の対応策といたしまして竹谷川右岸通りの県小学校から東へ、桜橋まででございますが、この区間、延長にいたしまして、800m幅4mの右岸線を本年度緊急地方道整備事業によりまして舗装工事を実施いたす予定でございます。これは県地区の方から、いわゆる小学校から以西でございますが、県地区の方から通学する道路を主に考えた整備でございます。

次に、県営住宅の建設に関連いたします道路などの整備につきましては、建設規模等を踏まえながら、その中で県と一体となって今後検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後はただいまのご質問の趣旨を十分踏まえて、県とよく協議しながら実現に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 何か少しかみ合わないところがあったような気がしますが、県が地元の方と協議をして進めていきたいというのが、先ほど言いました幅2.5mの、いわゆる畑の中の道路であります。2.5m幅ですから大したことございません。そこには、通学専用道路だから、農耕用の自動車が入ってもらったら通学に困るから、入れてくれたら困ると、こう言っているから、地主さんたちはそんなことはいやだと、こういうことで反対をしているわけですね。だから、その上に立ってどうしたらいいんかと

いうことで今申し上げているわけでございますから、その点行き違いのないように、まずお願いをしておきたいと思っております。

さらに、マイナスシーリングの話が出ましたけれども、四日市も協力をし推挙したあこづ団地でございます以上、ましてや大事な市民の命にも関係する大池中の通学路にも大きな影響があります。北勢バイパスができたらどうということになるのかということを考えても見ましたが、余りというよりも、ほとんど関係がございません。そればかりか、北勢バイパスができるまでに、できれば竹谷川左右岸の道路を利用したバイパス道路をつくっておいた方が、より市民のためには利便になるのではないかと、こういうふうにも考えられるのでございます。この際、田光四日市線は、県道ですから、県の手で抜本的にひとつ改良してもらうようお願いをしておきたいと思っております。

繰り返すようですが、補足的に畑の中に中途半端な道路をつくってみて、これが通学専用道路だ、こういうことにならないように、万が一、畑の中に道路を新設するにしましても、5m幅なり、あるいは6m幅をつくり、通学専用ということになれば歩道もできるような、そういう道路ができてこそ初めて県の事業であり、渋滞を来しておる田光四日市線の改良工事だと、こういうふうに言えるわけでありまして、そうなりますと、具体的には狭い土地の中でございますので、どうしてもなかなかできないんではないかというふうに思います。

それで、繰り返すようでございますけれども、竹谷川左右岸の改良工事は市であります。田光四日市線のバイパス道路というのであれば、これは田光四日市線が県道でございますから、私の考えでは、この竹谷川左右岸の市道を県に移管をしてでもバイパス道路として県の事業でやってもらいたいと、こういう気持ちでございます。

しかし、私は、先ほどから申し上げておりますことにつきましては県地区全体の意見も聞いておりません。私のひとりよがりになってしまっても

困りますので、県地区から皆さんのご意見もよく聞いてもらいたい。高木議員もおりますから、高木議員の意見も聞いてもらいたい。その上立って、この際公営住宅という県の施設ができるということにひっかけて言うわけでございませぬけれども、抜本的に田光四日市線の交通渋滞を解消してもらおうようお願いをしておきたいというふうに思います。

表面に出ている問題は、県営住宅5ヵ年計画でございますけれども、そう簡単な問題ではないというふうに私は理解をしておりますし、理事者の方につきましても、そう簡単な問題ではないんだと、こういう理解をぜひ持っていていただいて対処をしていただかぬことには、この問題はそう簡単に片がつかないんじゃないか。単に県地区にできる県営住宅の排水問題にBODはこれだけにするから、SSはこれだけにするから、水質は大丈夫ですから同意をしてくれと言われて、判を押せるような問題ではないというほど、ふだんから県道田光四日市線の被害を受けている地区住民がこの問題を重視をしているということを十分にご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

特に教育委員会は、答弁は要りませぬけれども、大池中の生徒の3分の2から4分の3近くは、この道路を通学しているわけでありまして。今市内でたしか2番目か3番目にランクをされております遠い通学距離の子供を、わざわざまたもや遠回りさせて田んぼの中の狭い道路を通学させているわけでございますので、そこらあたりもこの際十分に幅を広げた間隔の中で、取り上げていただくことをお願いをしておきたいと思っております。

これは単に教育委員会だけの問題じゃなくて市全体、やっぱりこの問題について前々からも私たちは指摘をしておりますし、それぞれの地区懇談会の中でも指摘をされているわけでございますので、ひとつ十分にご理解をまずいただいておきたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、先ほどの答弁で少しかみ合わないような点があったというふうに私は申し上げましたけれども、お答えの大綱を要約

しますと、大体地元の意見を十分に理解をしていただいて納得していただける上で実践してもらえそうな、そういうニュアンスで私は受けとめました。したがって、関係地区住民が納得できる内容で実施できるよう約束していただいた、そういう方向で取り組んでいただける、こういうふうに私は理解をして、質問はこの程度で終わりたいと思っております。

なお、理事者側にこの際一言申し上げておきたいと思っておりますが、議員の質問には要領よく答弁さえしておけばそれでいいんだ、こういうことではないと思っておりますけれども、どうもそういう気配がございまして。答弁は下手でも、実行面で質問事項にこたえていくんだと、こういう態度であれば私は幸いであると思っております。この壇上でお答えしていただいたことがそのものずばりでやっぱり実行面であらわれてくるように、今質問申し上げてきましたような内容が、事そのものずばりだと私は理解をしております。

大池中の生徒は毎日毎日生きているわけです。成長しているわけです。だから、今申し上げましたようなことが1日でも2日でも延ばされれば、それだけ迷惑を受けるのは、犠牲になるのは市民だ、中学生だということをおひとつまずご理解をしておいていただいて、実行に移していただくようお願いをして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時26分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林清隆君。

〔小林清隆君登壇〕

○小林清隆君 本日一番最後の質問者になりましたが、よろしくお願いたします。それでは、通告の順序により質問させていただきます。

まず最初に、特色ある学校づくりについてお尋ねいたします。

学校の校舎と申しますと、昔からだれもが想像できますように、直方体の形をしたものが多いのです。二十数年前、隣の朝日町に円形校舎ができた当時、多くの人々の耳目を引きました。「所変われば品変わる」という言葉どおり、近時各地で特色ある学校づくりを見かけます。去る8月末の会派視察のとき、松本市から長野市へ行く途中に信州新町という町があり、ここをバスで走っているとき、川口議員が山の上を指さして教えてくれました。山の上にガラス張りの学校らしいものが見えました。ソーラーシステムを取り入れた学校なのです。こんな山の中にも時代を先取りしたユニークな学校があるのです。ソーラーシステムと聞いて頭に浮かぶのが、あの太平洋をひとりぼっちで航海した堀江さんのボートのことです。ソーラーシステムは、今日の省エネの第一線で脚光を浴びています。四国の坂出付近には、大がかりな太陽熱研究所もあるそうです。例えば、四日市の場合、水を多く使う学校の給食室や老人ホーム、西南総合福祉センター、その他のふろなどにもこのシステムを取り入れるよう改造すれば、燃費が節約でき、相当経済的になると思いますが、いかがでしょう。また、四日市にある温水プールも、このシステムを導入すればより効果的だと思いますが、いかがでしょう。理事者のお考えをお聞かせ願います。

消防署やあさけプラザにはいち早く取り入れていただき、結構だと思いますが、さらにこのシステムを十分研究いただき、学校施設やその他の施設にも取り入れていただくよう要望しておきます。

また、同じ足で小矢部市を訪れました。ここは人口4万人足らずの砺波の散居地帯で、米づくりで有名な都市です。「メルヘンの街」とみずから言っているように、公共の建物の形がすっかり、おとぎの国に出てくるような建物でありました。市立石動中学校と大谷中学校を見学いただきましたが、実にすばらしい建物でした。文部省の補助ということは全然考えていないようです。東西南北には立派な門がつくられており、正門はバッキン

ガム宮殿の門、裏門は日本の迎賓館の門、北はケンブリッジ大学、南はオックスフォード大学等の門になぞらえてつくってあるのです。内部の1階は、教会の廊下に入ったような感じのする柱やともしびの像が建てられてあり、校舎の空間を利用して、純日本風の庭園もつくってありました。日本広しといえど、こんな学校も珍しいのです。ちなみに、市長さんは1級建築士とか聞きました。こんな学校を四日市に建ててほしいとは申しませんが、子供たちのため、特色のある個性的な学校をつくっていくよう考えてやってほしいのです。とかく行政は公正公平を考え過ぎるため、画一的なものになり、個性を生かした創造的な着想も生まれないのであります。この点理事者はどのように考えられるか、お伺いいたします。

また、最近の新聞に、「ソ連は9月の新学期から、日本のパソコンを輸入して全国の中学校に配置して、コンピューター教育のカリキュラムを導入する」という記事を見ました。これはソ連のことだと眺めているのではなく、四日市の教育界はどうなっているのだろうか、ついそう考えました。四日市の教育研究所を中心として、教育機器の研究や、この夏もパソコンの研修会が行われたと聞きましたが、研究の段階であり、現場まで及びません。現場へ導入するとなれば、財源の関係もあって容易ではありませんが、新しい時代には時代に即応した機器も必要なのです。時代を先取りするような教育への熱心が欲しいと思いますが、いかがでしょう。

また、今日国際理解教育とか国際親善、国際交流がしきりと叫ばれているとき、必然的に外国語、なかんずく英語の必要性を痛感いたします。三重県では、外国人による英語指導主事補佐制度が置かれていますし、また相模原市教育委員会では、独自でもって外国人の英語指導主事を置いて、英語教育に当たっているようであります。外国に門戸を開いた国際都市四日市においても、英語教育を振興していく上でぜひ外国人英語教師が必要だと思いますが、教育委員会では置くお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

今日四日市の小中学校で行われている児童生徒の成績評価について、どのように行っているのかお尋ねいたします。また、県下の状況はどうなっていますか。成績の評価は子供の学習到達度を示すものであり、子供たちを選別することではないと思いますが、いかがですか。

次に、四郷を中心とした大正村構想についてであります。去る6月議会で私どもの会派の粉川議員より、この構想推進に当たり調査委員会をつくって調査し、結果に基づいて条例を制定してはとの提言をいたしました。答弁に立たれた助役さんよりは、「できるだけ早い時期に調査委員会的なものを発足させ、いろんな角度より研究検討したい」との答弁がありましたが、その後どうなっているのかお伺いいたします。

私どもの会派では、この構想を早い時点で少しでも実現していただきたいので、去る8月下旬に、長野市松代地区にある旧真田藩の武家屋敷の保存状況について見学いたしました。現地での説明の中に、元最高裁長官横田先生の旧宅もありましたが、これなどは痛みがひどいので、約1億円ほどかけて修復するとの説明も聞きました。山口県の萩市とよく似ているけれども、萩市は早くから手をつけていたので、長野の場合よりよく整備されているように思いました。四日市の場合、去る7月半ばごろ関係職員が現地を視察されたとは聞いていましたが、今後どうしていくのか、私どもには見当もつかない状況であります。また一方では、私どもが保存しておきたいと思う建造物も、崩れかけたり、取り壊しの計画もあるように聞いておりますので、この問題の処理を急ぐのであります。理事者はどう対応しようとしてみえるのか、実情をお伺いいたします。

次に、市有地の登記についてお尋ねいたします。

昨年も9月議会で森真寿朗議員がこの問題を取り上げられましたし、またその前にも私どもの会派の高木議員も指摘いたしておりますが、一向に進展しない市の公有地の登記状況について再度お尋ねするのですが、8月末現在未登記物件は何件ほど残っているのですか。また、この登記事務に

携わる市職員は何人ぐらいが当たっておられ、年間登記済みの件数は約何件ほどとなるのか、お尋ねいたします。

地区住民の協力により道路拡幅や公共用地として提供いただいた大切な土地であります。その好意に報いるためにも、早く登記すべきだと思います。私の知っている中にも、30年ほどたった今日登記事務が始められたという例や、あるいは古いものでは、30年前後に行われた町村合併当時のものもあるように聞きます。昭和40年代に大がかりな登記事務をされたとも聞いていますが、それでも漏れてまだ残っていると、いずれにしましても、登記事務は財産にかかわる問題であり、正確にかつ早く処理しなくてはなりません。でないと、市の行政不信にもつながりかねないのです。人手が不足であれば、たとえ民間の機関に委託してでも早くすべきだと思いますが、これについての理事者のご所見と対応の仕方をお尋ねいたします。

私どもの会派の勉強会で出た意見ですが、昭和30年ごろの町村合併以前の物件については、市の関与しないものがほとんどであり、この物件の登記については、問題が出たとき対応するという気構えで進めたらどうかということであり、合併後の物件については、正確にかつ一日も早く登記すべきだとの意見を持っていますが、いかがでしょうか。

不動産物件の登記は、時代が変われば変わるほど手続きが難しくなり、また誤って登記される場合もあるのです。誤った登記はございませんか、お伺いいたします。

また、市に寄附採納された土地に固定資産税がかけられているということですが、この辺の状況についてもあわせてご説明くださるようお願いいたします。

次に、農業研究指導所についてお尋ねいたします。

県地区に市の農業研究指導所がありますが、その利用状況や利用内容についてお伺いいたします。私どもの会派では一昨年、熊本県八代市の農業研究指導所を見学いたしました。皆様もご存じのとおり、熊本県は全国一、

二を争うイグサの産地でございます。表作は米作であります、その裏作はイグサづくりで、農家の収入は裏作の方が多いのです。収入面から言えば、裏作のイグサづくりが主作とも言えるのです。イグサづくりは多量の肥料が必要だそうです。イグサに施した肥料が稲作にまで及ぶことがあると、稲作のためには極めて悪いそうです。そこで、この農業研究指導所の役割があるのです。農家より持ち込まれた耕地の土壌検査です。ここでは立派な土壌検査の設備を持ち、短期間にしかも正確に残留肥料成分を検出して農家へ指導したり、その他ザボンの栽培研究や後継者育成の研修会や講座を開設する等、大変重要な役割を果たしておられます。本市の農業研究指導所の場合、当四日市の農政に基づいた農業研究指導所の運営であるとは思いますが、私どもの側から見れば、何をどうしているのか一向にわかりません。本市として、時代に即応し、農家のニーズにこたえた農政の樹立が大切でしょうし、農業研究指導所は、市の農政に基づき、時代を先取りするような研究指導も大事なことだと思います。今日の休耕田政策にどう対応するのか、新しい農業研究や農村後継者問題をどう進めるのか、また従来から研究してきた温室ハウス園芸や近郊農業、果樹園芸をこれからもどう進めようとしておられるのか、お伺いいたします。

新しい野菜の産地づくりや、新聞に出た中国野菜の栽培結果はどうか、あわせてお尋ねいたします。

曲がり角に来た四日市の農政や農家指導をどうしていくのか。農業研究指導所に課せられた期待はまことに大きいのであると思いますが、現状で農業研究指導所が推移すれば、その存続すら危ぶむ意見が私どもの会派にあります。理事者のお考えをお伺いいたします。

本年も秋の交通安全運動期間を迎えることになりましたが、懸命の努力にもかかわらず、交通事故はなくなりません。交通事故死の本年の推定も、全国で9,000人を越えるだろうと、まことに暗い見通しであります。ちょっとした油断が事故につながるのです。

そこでこの際、事故につながるような障害物は一刻も早く取り除かなければなりません。市街地の歩道にまではみ出した立て看板、置き看板や自転車、道路上の不法な駐停車、また郊外地における生け垣等で見通しの悪いところ等、交通事故につながる原因がまだまだあるように思います。せつかくの交通安全の期間ですので、この期の協賛事業として、各地区市民センターを中心に、地区安全協会や関係諸機関協力のもとに、どんなささいなことでもきめ細かく点検して改善してはと考えますが、理事者のお考えをお伺いいたします。以上で、私の第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ただいまは、特色ある学校づくりという問題についてご質問がございましたが、特色ある学校づくりの大きなタイトルのほかに、小さい項目としまして4つに分かれておりましたので、それぞれについて順次答えさせていただきますと思います。

最初に、ソーラーシステムの導入のことでございますが、学校施設におけるソーラーシステムの利用につきましては、現時点では主として給食用の給湯設備が考えられますし、またご質問の中にもそのことが盛られておりました。給食用といたしましては、やはり衛生面での問題がございます。例えば湯の温度が真夏ですとかなり高くなるんでございますが、そうじゃないときもございますので、そういう衛生面からの問題もありまして、また年間の使用日数とか、効率の高い真夏には夏休みになりましたりいたしまして、そういう点で、コストという意味からは少し経済性が落ちるのではないかなと考えております。それで、給食施設としましては、そのようなコストと、それから沸点の問題などで、現時点では今すぐどうかという判断をいたしております。

また、2つ目の温水プールのことでございますが、当市の温水プールは

昭和48年度に建設されたもので、同施設は鉄筋コンクリートづくりになっておりますものの、壁面とか、それから屋根の部分にガラスと強化プラスチックを多量に使用しております、相当省エネルギーを考慮して建てられたものでございます。ソーラーシステムを導入する場合には、同施設の構造とか、それから設置するスペースのほかに経済効率などの問題がございますので、今後十分検討してまいりたいと存じます。

それから、大きなタイトルにも関連いたしますが、個性のある学校づくりにつきましては、先ほどからお二人の議員さんが、長野の小学校を見に行ったり、それから小矢部の石動の学校をごらんになったりいたしまして、大変ユニークな建物があったというお話がございました。壮年の先生方がごらんになっても、大変ロマンチックな夢をお感じになったと思うんですが、それが子供たちが見たらどんなに楽しいんだろうなということを想像しながら伺っておりました。

願みまして、本市に本年開校いたしました内部中学校がございまして、そこはそのようなメルヘンチックというのとは違いますが、やはり集会とか学習とか、あるいは語らいの場などの多目的な利用ができる上に、上履きのままおられる緑陰の中庭、あるいは図書館前のホールなどもございまして、ゆとりと学習のスペースが混然といたしておまして、大変結構だと思っております。それからまた、ひさしがございまして、和風のひさしを取り入れておまして、玄関のポーチと、それからロビーなどのところ、学習の場だけでなく、生活空間の整備にも意を配っております。新しい学校でございまして、今はもちろんきれいでございまして、そういうような近代的な中に、生活空間をうまく利用した場所があるという点も結構だと思っております。

それから、特別教室などの学校施設の基本的な条件の整備も進めるとともに、今後改築をするような場合、そういう機会をとらえまして、例えば新しい時代に即応した学習の場づくりとしての学校教室、あるいは一人ひとりの個性を生かした多様な学習が展開できる多目的なスペースの設置や、子供に夢を持たせる潤いのある緑のコーナーづくりなどを学校のそれぞれ

の個性に生かしまして、教育環境づくりに努めてまいりたいと思っております。それが1項目めでございます。

それから、次の2項目めの時代に即応した教育機器の導入についてでございますが、時代とともにいろいろ新しい機械が出てまいりましたのですが、ソ連の中学校で新学期から、日本のパソコンを利用してコンピューターの教育を導入するという新聞記事をごらんになったと申されましたんですが、そのように外国では日本のコンピューターの技術、そういうものを高く買ってくれているのでございまして、日本でも随分機械を導入するようになったのでございまして。機械もいろいろございまして、一口には申せませんが、こういう新しい機器の導入には、ご質問にもありましたように、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

教材備品の整備につきまして、国の補助制度を基本にして進めてまいりましたが、ご承知のとおり本年度からは、法改正によりまして補助金制度がなくなったり、かわりに地方交付税で賄うこととなるなど、本市にとっては大変財政的に厳しい措置となっております。学校現場での教材整備の重要性から、この9月議会に補正予算をお願いしておりますが、教育機器はわかりやすい授業に欠かせないものでございまして、中でも注目されているのはパソコンとかワープロなどでございまして。これらの機器の急速な発達ぶりによりますと、これを活用することによりまして子供たちの学習意欲を高めることができますし、また教育内容を確実に身につけさせることが期待できます。その意味で、教育用に開発されつつあるこれらの機器を整備して、積極的に導入を図ることは大変必要だと感じております。

ただ、最近開発されましたものであるだけに、まだ少し変わっていくところもございまして、導入に当たりましては、まずその機械を教師が理解

して使いこなせるということが大変必要なことだと思います。子供の中には、おうちにありまして、もうパッパッとやっちゃってしまっている子供もおりますが、教師の中には、学校に機械がないということもございますけれども、いろいろ理解等研修で自分たちの力や活用力をつけて、そして対処していきたいと思っております。

先ほどもおっしゃいましたように、教育研究所では、昨年の夏とそれからことしの夏にこういう研修を実施いたしまして、そして先生方もその後関心が少しずつ広がっております。ぜひ蓄えました力が発揮できますように、機器の導入と、それから学校への機械の配備というんですか、その学校づくりの一環にぜひ採用したいものと思っております。これらの機器を活用した個々の学習の推進のために研究とか職員の研修を行っております。一部の学校では、既に実行に移されているところもあります。今後、厳しい財政下にありますけれども、基本的な教材備品の整備を行うとともに、これらの導入に当たりましては、60年度より新たに発足した国庫補助金制度の活用も考慮して、当面は指導者である教師の研修をさらに充実させ、その日のために機器を整備して、そしてその後児童生徒の方に、活用の基盤となる体制をつくっていくなど、計画的に、段階的に順次導入していきたいと考えております。これが2番目の教育機器についての問題でございます。

3番目に、特色ある学校づくりの中の英語指導の外人教師の雇用についてということでございますが、ご質問の中にも、四日市は国際都市として英語教育が大変必要じゃないかということがございました。そして、四日市にその教師を置く気はないかというようなご質問でございました。英語指導の外人教師の雇用について、現在我が国ではMEF、文部省のイングリッシュフェローという制度がございます。これはアメリカ合衆国から、外国語教育としての英語教育を修得した若者、大学卒でございますが、それを招致いたしまして、英語指導主事助手として都道府県や市の教育委員

会に配置をして勤務させることによりまして、中学校や高等学校における英語教育の改善充実に資するためであって、渡航費とか、それから給与費の一部は国庫補助が受けられる制度でございます。今年はこの制度によりまして、全国では166人の指導主事助手が招かれておりまして、各地で活躍しております。その内訳は、各都道府県や指定都市のほかにも例えば福島とか日立とか船橋とか、そういうところなど29市が、それぞれ1名から6名の指導主事助手を置いております。三重県では現在2名の指導主事助手、女性の方ですけれども、県教委に配属されまして、活躍しております。ところが、本市の中学校から要請いたしましても、県下各地からの要請が多い上に、県立高校とか研究所への出張が多くて、2人もおられるんですが、予定がいっぱいのためになかなか当市へ回ってくるということが実現できません。年間に2程度程度だそうでございます。また、せっかく本市の学校が割り当てられても、1日だけの訪問でございますので、ごく一部の生徒とわずかの時間しか接触できない状況でございます。これからの教育は、国際社会に生きる人間の育成を目指さなければなりませんのに、特に当市はロングビーチとかシドニー、天津などと交流を図っておりますので、国際感覚を磨く教育の推進がぜひ必要でございます。教育委員会といたしましては、このMEF制度の活用をして、本市にも英語指導主事助手を置いて、全中学生に、フレッシュなアメリカ人から直接生きた英語を学ぶ体験を持たせたいと存じます。また、英語担当の教員の研修にも役立てたいと考えております。

なお、先般市長が訪米の折に、ロングビーチのシティカレッジの学長さんとの懇談の中でも、教員の交流が話題になったと聞いております。国際親善の、国際文化交流の意味からも、積極的に努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、4番目の児童生徒の成績の評価について申します。児童生徒の成績の評価、市内並びに県下の公立小中学校における成績の評定は、文

部省の「指導要録取り扱いの注意」に基づいて行われております。すなわち、小学校の低学年におきましては、普通というのを2とし、それよりもすぐれているものを3とし、それから普通よりも劣っているものを1とし、1、2、3の3段階で低学年は評価しております。小学校の中高学年から中学校におきましては、各教科の目標の達成度が普通の程度の際には3、特にすぐれた程度の際には5、甚だしく劣っている際には1として、その中間をそれぞれ4または2と評定するのでございます。

成績の評価をする目的は、ご指摘のように、選別するためではなくて、あくまで指導に役立てるためでございます。教師にとっては、自分の指導を反省し、今後の指導のあり方を考えるためでございますし、子供にとっても、今まで取り組んできたことの見直しということがございます。そして、今後の努力点を明らかにするためであります。ただ、最近子供の親の間では、過熱ぎみの入試への関心から、成績の評定結果に行き過ぎた判断や誤解のあることは事実であります。まことに遺憾だともおもいます。

簡単でございますが、特色ある学校づくりの4つの項目についてお答えいたしました。

それから続いて、四郷を中心にした大正村構想について申し上げます。

6月議会の答弁以後はどのようになっているかというお尋ねでございましたが、長野市へのご見学などのお話も伺わせていただきまして、その計画がどうなっているか、よそはどうなっているかということも踏まえてのご質問だったと思います。大正村構想を四郷地区を中心に計画してはということにつきましては、ご指摘のように、去る6月の市議会でご提言をいただいたところでございますが、7月に関係各課の職員が実際に現地へ赴きまして、代表的な歴史的建造物を視察してきたところでございます。個々の歴史的な建造物の保存、すなわち点としての保存につきましては、文化財保護法などの指定によりまして保存する方法もございますが、広い地域、地区として指定する、いわゆる面としての保存ということになります

と、基礎的な調査研究が必要でもありますので、四郷地区の現地調査を出発点として、こうした歴史的建造物の保存の問題について調査研究を進めるための調査研究会を設けて、協議を進めているところでございます。今後調査研究会で取り組む方向といたしましては、日本建築学会などでリストアップされている代表的な歴史的建造物を中心に、いま一度、明治、大正、昭和初期のいわゆる近代洋風建築を中心とした歴史的建造物の現状の把握を行い、四郷地区を中心に、その保存に関しまして必要な補足調査なども、幾つかの方法を試みまして行い、急速な環境の変化に対して、できるだけ早く実施する方向に向けて、委員会設置につなげていきたいと思っております。

6月の助役ご答弁の以後、それから前の議会でのご質問の以後はどうなっているかということについて簡単にお答えいたしました。

○議長（小林博次君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 土地の登記についてというご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘の公共用地の未登記につきましては、現在約8,000筆程度に上るものと推定いたしております。その原因といたしましては、町村合併以前からのものと、その後工事等の要望によりまして、工事が先行して、登記がおくれたということに原因をしておるものでございます。これらの処理につきましては、昭和40年代に未登記物件の調査をいたしまして、その時点で判明いたしましたものにつきましては努力をされ、登記がなされた。しかし、なお物件が残りました、残りましたものと、その後の事由によりまして発生したものがあるわけでございます。

これらの登記事務の作業員でございますが、建設管理課の方に用地係といたしまして4名配属されておるわけでございます。この4名の職務内容につきましては、道路・河川の用地買収等に携わり、また片や登記事務

をやるということでございます。4名のうち1名が登記関係に当たっておるということでございますが、58年には臨時職員1名、さらには60年には嘱託専従職員を1名増員して処理に当たって、計3名で執務しておるわけでございます。

それから、年間の未登記処理物件でございますが、55年には約280件でしたが、59年には約500件の処理をいたしております。なおこの500件とは別でございますが、年間の事業、用地買収等の登記につきましては、1,400件の処理をしておるということでございます。したがって、1,900件の登記を行っておるということでございます。また、現在の道路の拡幅工事等につきましては、未登記物件が発生しないよう努力をいたしております。

それから、誤った登記はないかというようなことでございますが、現在のところ把握いたしておりません。

次に、寄附されました土地の固定資産税につきましては、登記の有無にかかわらず課税対象外の処置をいたしております。また、発覚した場合でございますが、権利者の方とよく話し合いをいたしまして、対処しております。

それから、一番大きな問題でございます。ただいま合併前と合併後に分けて処理をしてはどうかというようなご指摘をいただいたわけでございますが、現に合併前のものよりも、合併後の、いわゆる四日市市となつてからのものの処理に主力を置いて現在進めておるわけでございます。ご提言にもありましたように、民間機関への委託というようなこともございます。したがって、現在公社との検討、あるいはこれに携わる増員の問題等も含めた中で、ご趣旨をよく踏まえまして、一日も早く処理のできるよう努力してまいりたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小林博次君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（竹村二郎君）登壇〕

○農林水産部長（竹村二郎君） ご質問の農業研究指導所についてお答えいたします。

農業研究指導所の役割につきましては、過去の議会においてもご提言がありました。私どもといたしましては、その後検討を重ね、四日市の農業風土に適した作物の技術開発と施設の整備に力を注いでまいってきております。ご質問の中で、農業研究指導所の研究なり農家の指導等は現在どのように行われているかという具体的な問題点を取り上げていただきました。お答えを申し上げます。

まず、休耕田、転作田への対策でございますが、県地区におきまして昨年から3ヵ年計画で30aの転作モデル園を設置いたしました。試作作物といたしまして、ブロッコリー、ハボタン、トウモロコシ、また中国野菜のチンゲンサイ等を選択いたしました。現在栽培中でございます。1年半の経過を見ますと、ブロッコリー、ハボタンにつきましては、ある程度収益性のめどを得ましたが、トウモロコシにつきましては、虫害の問題点があり、また中国野菜のチンゲンサイは、過度の日照等によりまして芳しくない成績でございました。いずれにいたしましても、今後は3ヵ年の実績を見た上で、収益性の確実なものを農家の方へ指導してまいりたいと考えております。

次に、新しい研究作物についてでございますが、昨今新聞等で報道されておりますが、野菜ではモロヘイヤ、これは中近東産の野菜でございます、花ではストレプトカーパスとか、またハナタバコ等を研究作物といたしまして、四日市での栽培の適応性を研究中でございます。

また、農家への経営指導面につきましては、昨年から土壌分析機を導入いたしました。農家から持ち込まれた土壌の分析・診断をいたしまして、59年度には323件ございました。その結果をもとにいたしまして、土壌の改良、また施す肥料の改善を指導しております。

それから、従来から研究してきた作物について今後どう進めるかということですが、従来から作物を研究してまいりまして、成功いたしまして、皆さんご承知のとおり、四日市の特産といたしましてシクラメン、メロン、ファーストトマト、こういったものにつきましては全国的な販売がなされているわけございまして、私どももいたしましては、こういった背景を踏まえまして、今後とも栽培農家と情報の交換を行い、的確な諸問題につきまして指導をしてまいりたいと考えております。

私どももいたしましては、今後農業の分野におけるバイオテクノロジーに対応・研究できる職員の研さんと施設の整備についても考えてまいりまして、農家の先導的な役割を一層果たす努力をいたしたい所存でございます。現在農業研究指導所が行っております新しい作物の研究とか土壌の改良、いずれにいたしましても短い期間に成果を見ることができませんが、私どもは地道に、息長く、気長くその成果を見守ってまいりたいと考えます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林博次君） 市民部次長。

〔市民部次長（久志本幸彦君）登壇〕

○市民部次長（久志本幸彦君） 第5点目の交通安全運動期間に寄せまして、事故防止のために市街地の歩道・道路上駐停車、見通しの悪い郊外の生け垣等を、各地区市民センター、交通安全協会等関係機関を通じて改善してはどうかと、こういうご質問でございますが、交通安全運動につきましては、市民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体とともに、啓蒙啓発運動を中心に年4回実施しております。サービス産業部門の拡大とともに交通の障害物も増加する傾向にありまして、ご指摘のように、これらの障害物を除去することは、交通の円滑化を確保し、さらに事故防止をする上で大変重要なことであると考えております。

現在のところ、違法看板、放置自転車等の道路障害物につきましては、定期的に指導及び撤去を行い、自動車の違法駐停車は警察当局に取り締ま

りを依頼しております。また、生け垣等で非常に見通しの悪いところの改善につきましては、地元関係者を通じご協力をお願いしております。今後は、交通安全運動の中でも、ご提言のような道路の障害物を除去し、交通の安全を確保する運動を、関係機関・団体を通じまして幅広く展開してまいりたいと考えております。

○議長（小林博次君） 小林清隆君。

〔小林清隆君登壇〕

○小林清隆君 ご答弁ありがとうございます。

最初のソーラーシステム導入についてでございますが、いろいろと問題のあることはよくわかりましたが、それとは若干異なるかもわかりませんが、このソーラーシステムの導入につきましては、通産省が時限立法の形で補助金制度を設けております。何か59年にはその制度は切れたとは申されますが、今日なおその法の精神に基づいてまだ予算もついております。ひとつこういうようなものを活用いただく面におきましても、また四日市のソーラーシステムの導入について可能かどうか十分ご検討いただきまして、今後に対処していただければと、こう思います。

それから後の方は、新しい時代に即した機器の導入、あるいは英語教師の雇用、それから児童の評価につきましてはわかりました。

次に、大正村構想についてでございますが、今までの状況につきましては大体理解させていただきましたが、今後どうしていくのか、この点についてちょっと足りなかったんじゃないかと、そういうことで、今後どうしていくのかというようなことにつきましてもひとつご答弁いただくとありがたいと思います。ちょうどこの大正村構想というのは、今国で言う町並み保存というようなことに当たるんじゃないかと、こういうふうにも考えます。町並み保存というようなことであれば、これまた法令でもって補助金制度もあるように聞いておりますし、ひとつそういう面も含めてご検討いただき、私どもの会派が申します一日も早くこの大正村構想が実現する

ようお願いするのでございます。

それから、土地の登記問題につきましていろいろと今ご答弁いただきましたが、現在未登記物件が約 8,000件。近年の年間処理能力が約 500件。単純に算術計算しますと約16年、それだけの年月を必要とします。私どもの会派では、特に町村合併以後の問題につきましては一日も早くやってほしいというようなことを申しておりますので、ひとつこの辺につきましては何とか方途を講じていただいて、より早く、正確に登記ができるようお願いしたいと思います。例えば、ひとつこういう登記の団体といいますか、そういうようなものを設けてでも早急にこれは解決していただきたいということを強く要望するものでございます。

それから、農業研究指導所の方はご答弁いただきましたので、ありがとうございました。

交通安全につきまして、私、特にささいなことでもひとつチェックしてというようなことを申しましたが、特に昼間につきましては案外問題にならないわけなんです。特に夜とか、あるいは雨が降った夕方、いわゆる見通しの悪いときに道路を歩いておられますと、前方から明るいライトをつけて自動車がやってきます。自然そのライトに目をくらまされて、自分のすぐ前に立っておる電柱すら目に入らない、電柱にぶつかるというようないわゆる対自動車の事故ではございませんが、道路に立てられたいろんな電柱とか、その他看板等によって事故を起こす場合があるわけでございます。そういった面につきまして、特に夜分についてもこれで安全かどうかということをご点検いただきますようお願い申し上げます、私の2回目の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 先ほどの大正村構想につきまして、現在は準備委員会をして今調査をいたしておるところでございますが、期間約1年ぐ

らいで調査をいたしまして、そして研究会から委員会設置の方向へつなげていきたいと思っております。委員会設置と申しましても、いろいろ専門家の方も来ていただきまして、企画調整課とか都市計画課、公園緑地課、あるいは営繕課、地域振興課、社会教育課と、いろいろな方に協力していただいて、そして専門家の方も入っていただきまして、そして将来委員会設置の方向につなげていきたいと考えております。

---

○議長（小林博次君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時27分散会

会 議 録

第 3 日

(昭和60年 9 月18日)

○議 事 日 程 第 3 号

昭和60年9月18日(水) 午前10時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (44名)

相松 尚  
青山 峯男  
小井 道夫  
伊藤 信一  
伊藤 雅敏  
小川 四郎  
大島 武雄  
大谷 茂生  
金森 正  
川口 洋二  
川村 幸善  
喜多野 等  
久保 博正  
訓 覇也男  
粉 川 茂  
小林 清隆  
小林 博次

相 松 尚  
青 山 峯 男  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 雅 敏  
小 川 四 郎  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 口 洋 二  
川 村 幸 善  
喜 多 野 等  
久 保 博 正  
訓 覇 也 男  
粉 川 茂  
小 林 清 隆  
小 林 博 次  
後 藤 寛 次  
後 藤 長 六

坂口正次  
 佐野光信  
 高木勲  
 田中基介  
 谷口廣睦  
 豊田忠正  
 中村信夫  
 永田正巳  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本増藏  
 古市元一  
 堀新兵衛  
 堀内弘士  
 前川辰男  
 益田力子  
 水野和幹  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 森安吉  
 山口孝  
 山路剛  
 山本勝  
 渡辺一彦

○欠席議員(0名)

○出席議事説明者

市助	長役	加藤寛嗣
助	役	坂倉哲男
収入	役	片岡一三
調整	監	藪田裕爾
市長公室	長	伊藤長武助
総務部	長	奥山武道男
財政部	長	毛利道一美
市民部	長	鈴木一滋
福祉部	長	鶴飼義弘
商工部	長	岩山村得二
農林水産部	長	川村二郎
環境部	長	竹村照一
都市計画部	長	樋口寛治
建設部	長	東内清一
下水道部	長	島前川鉦博
消防	長	山口勲
次	長	鈴木利夫
病院事務	長	田中利人
水道事業管理	者	奥村仁邦
次	長	尾中忠邦
<hr/>		
教育	長	岡田久江
次	長	西村正雄
<hr/>		
代表監査委員		伊藤涼一

○出席事務局職員

事務局長	宮田 勉
議事課長	板崎 大之丞
議事課長補佐	石原 隆
議事係長	岡崎 雄治
主 事	金森 伸夫
主 事	井上 紀久夫

午前10時1分開議

○副議長（金森 正君） おはようございます。小林議長に代わりまして、議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、41名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（金森 正君） これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 今や文化行政は時代の流れになり、文化を取り上げない自治体はないほどになってまいりました。「明日の都市」の本によると、現在市長として何が気がかりで、何を一番やりたいかという問いに対して、全国の市長さんの第1位の回答が文化、潤いのある都市づくりが85.5%であったそうです。

文化行政と町づくりとの関連については、美術館や文化会館の建設、音楽・絵画等の芸術・文化活動の振興、文化財保護といったことだけが文化行政ではありません。町の中に人々が憩い、ふれあいを深めることができ、オープンスペースを確保したり、歴史的、伝統的な町並みの保存、魅力的な都市景観の創造、地域の歴史・風土を伝える地名の保存、地域特性を生かした地場産業の育成等々、地域社会を個性的で魅力のあるものにしていくことなどは、すべて文化行政の目指すものであります。

また、これらは同時に町づくりの主要な内容でもあります。文化行政は生活の場全体を安全で快適な、魅力のあるものに高めていくための総合的な行政であり、その中にはハード的な要素も当然含まれてまいります。そして、これまで機能性や効率性の追求の中で評価されなかった価値を擁護していくことです。こうした価値が自治体内に根づくと同時に、市民的コンセンサスを形成していくことが必要であります。しばしばいろんなところで言われてまいりました。

先般私の手元に、また皆さんの手元にもこういう「四日市の伝統的工芸品と地場産業」という冊子が配られたと思います。この本は、教育長の刊行の言葉を引用させていただくならば「市民のみなさんに市域内に所在する文化遺産を紹介し、今後の文化創造の資料として活用していただくために、『郷土の文化遺産』をシリーズで刊行していますが、今回はその第4冊として『四日市の伝統的工芸品と地場産業・地域産品』を企画し、編集を進めてきました」と出ております。そして編集あとがきには「今、産業界だけでなく、全国各地の地方自治体においても、改めて地場産業のもつ意義が見直され、熱いまなざしが注がれ始めています。しかもそれは、これまでの商工行政や観光行政とは異なった文化行政の視点からです」という形で取り上げられているわけでございます。

今四日市市はコンビナート等の今までの重要基幹産業が大変な時期になってまいりまして、全庁的に地場産業を取り上げ、復興していかなければ

ならないということをお願いしておりますが、そうした中において教育委員会ひとりがこういう立派な、中途半端な、ある意味では中途半端な冊子を出して満足をしていることが、果たして前段に申し上げましたような文化行政であるんであるかということに私は疑問を持ったわけでございます。

商工部においても、またほかの市民部等においても、こうした地場産業の発展については大変なご努力をされているわけでございます。昨日の教育長の答弁によりますと、私どもの会派の小林議員の質問に対して、文化財伝統的建造物保存地区いわゆる大正村構想に関して一方的に教育長としてのご答弁をいただいたわけでございますが、物の本、それぞれの私たちの先輩のおっしゃるのには、社会教育課がこうした文化行政に携っていくということは、ある意味では今までの保護行政そして保存行政の延長でしかあり得ないというようなことを言われております。今後文化行政を進めていくなれば、くどく申し上げますが、前段で申し上げましたとおり、総合的な視点の確立と独善性の排除といったような行政の文化化についての姿勢が望まれるのではなからうかという気がいたします。

ですから、大正村構想一つにとりましても、街灯・電柱・駐車場・舗装・看板と、いろいろな問題を総合的に考えていかなければならないときに、教育長一人のご答弁で私どもの会派の質問があのような形に終わってしまったということの心と、この「伝統的工芸品と地場産業」の冊子とは同列的に見て非常に嘆かわしい感がするわけですが、そうしたことについてのご答弁をいただきたいと思っております。

次に、由緒ある歴史的町名を保存、継承してほしいと名古屋商工会議所が6月末市長と市会議長に要望書を出されました。それによると、住居表示法の改正など国レベルでも機運が盛り上がっているとして、名古屋城築城以来の文化的遺産である歴史的町名が次々と消え、市民の記憶からも次第に薄れつつあることはまことに残念と訴え、町名を通じて住民の愛郷心

を振興し、青少年に歴史・伝統・文化を継承してもらおうとするため、由緒ある歴史的町名の復活を含め、保存・継承に特段の配慮をとという内容のものであります。

皆さんご承知のとおり、ことしの6月7日超党派による議員立法として住居表示法の一部改正案が成立しました。

改正の主な内容は、1つに町・字などの区域変更により新しく住居表示する場合、できるだけ従来の名称に準拠して定める。2つ目、それが難しいときはできるだけ読みやすく簡明なものにする。3つ目、市町村は消えてしまった由緒ある町名の継承を図るため、標識の設置、資料の収集など必要な措置を講ずるなどでございます。

また、旧住居表示法は37年に制定されましたが、町名を新たに定めるときは、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、読みやすく簡明なものにするとなっていました。

ところが、市町村は従来の名称よりも読みやすさに力点を置いたため、各地で味気ない町名が次々と誕生し、歴史・伝統などを継承した町名が消えていってしまいました。

このため今度の改正では従来の名称を主文に、読みやすさは例外規定とされておられます。旧町名の復活については改正法に盛り込まれませんが、しかし自治省は7月6日各知事あての通知の中で、「旧町名の復活は地方自治法によって、市町村長が議会の議決を経て知事に届け出をすればできる」としております。

今、福岡、仙台、会津若松、彦根そして米沢、藤沢でも町名復活の機運が盛り上がり、全国各地に広がろうとしています。わが四日市においても、多くの由緒ある歴史的町名が消えていきました。私自身の育った比丘尼町では、大名行列のたびにその看板を持って出演をしております。大四日市まつりのヒーローである大入道の生まれた桶之町もなくなってしまいました。しかし、富田一色では旧町名ごとに自治会長さんを出してかたくなに

守っておられ、本当に素晴らしいことだと思います。それこそ文化であります。

役所としては、新町名は定着してきた、再び変更すれば新たに大きな混乱を招くおそれがあるのが、線引き上技術的に難しい、また、事務上、財政上難しいという思いがあって、それこそ難しいと思いますが、旧町名は私たちが子供に引き継ぐべき大切な遺産であります。地名教育として、地名の重要性の認識を早くから小学生や中学生に植えつける必要を大いに感じますし、地区市民センター活動の場であるなら、老人や主婦も大いに参加することができるわけであります。

地名は余りにありふれていて、文化と呼ぶに値しないという認識がこれまで一般にあったのが、行政の文化化ということが昨今論議の対象となっている、その中で地名についての関心は最もおぐれていると言って差し支えがありません。新住居表示法の施行されたこの機に、市長のやる気次第でできる旧町名の復活についてお尋ねいたします。復活が難しいとするなら、秋田市、厚木市でみられるような案内板・標柱の設置事業として進めるとか、名古屋市、米沢市で実施されている「通り名方式」で考えてみてはと思いますが、いかがでございましょうか。

続いて、3番目の三滝川カムバックアメニティリバープランについてお尋ねをいたします。こちらに皆さん方もたくさんおられますが、この3番目の三滝川カムバックアメニティリバープランについてはどんなことだろうという方が多いのではなからうかと思いますが、私も詳しいことはわかりませんが、要するに県の事業で三滝川をもう少し親しみと潤いのあるものにしようじゃないかというところが趣旨なようでございます。

しかし、あそこには右岸、左岸とも多くの建築がなされております。そして、教育委員会の言う歴史的、伝統的地場産業の中にも列記されておりますとおり、三泗市場があそこで営業をなさっておられます。この事業をするために、県は強制撤去をかけて移動させようとしているわけござい

ますが、四日市市は既に大変難しい諏訪公園の周りの整備、そして北条野球場の周りを移転させることに成功いたしました。そうした経験をもとに、県にもいろいろご指導また意思の疎通を図りながら、できることなら穏便にそうした素晴らしい事業を進めていっていただくようにならないものかなという気がいたします。

秋田県の横手市に一つ素晴らしい例がございました。それは建設省の河川環境財団に訴えて、市の景観計画という新たな提案を設定し、積極的に前向きに知事に訴え、そして県事業に対してもその市の政策を立派に遂行したという例でございます。これは国・県・市が一体となって、それこそ庁内における総合行政から、国・県・市のそうした流れの総合行政としてとらえて、新しい横手川を生み出そうとするものであります。

三滝川を親しみと潤いのある川にする、これも素晴らしいことですが、あそこに居住し、またあそこに商売を営む多くの人たちがおられるわけです。そうした人たちの心とまた気持ちを無視してアメニティづくりをやってみても、私たち四日市市民にとってはなかなか納得しにくいところがあるわけでございますから、直接市民とかかわりのある四日市市が入って何とか進めていかないことには、この事業も暗礁に乗り上げるのではなからうかと思えます。危惧するところでございます。

そして、一番心配なのはあそこの右岸にございます市場でございますが、この計画のままでいくとするならば、すべてを撤去という形をとっております。四日市という町の名前からしても、また教育委員会のおっしゃっておられる市場の大切さからしても、あの市場は何としても四日市市の歴史的産物として継続をしていかなければならないと思うわけでございます。

そうしたことで、将来この事業が逐次進んでいく中であって、四日市市としてはあの市場をどのような形であの場所で行っていくか、またあの至近距離で行っていけるようにすると考えておられるのか。まだまだ10年、15年先の事業であるかもわかりませんが、もう四日市市は考えていかなけ

ればならない。早く考えていかなければ、あそこでご商売をされている人たちの不安は募るばかりではなからうかという気がするわけでございます。

次に、動物愛護週間に関連してお尋ねをいたします。

ご承知のとおり、9月20日から26日まで動物愛護週間が行われます。先般私の家でかわいがっておりました犬が亡くなりました。北大谷斎場に埋葬に行こうと思ひまして、連絡をさせていただきましたが、犬は一般廃棄物扱いをするそうでございます。多分道路で車にひかれた犬と一緒に扱うような感じがあるんでしょうけれども、保健衛生課に置いてありますこのパンフレットを見ますと裏に「愛犬家チェック」というのがあります。その中に「生涯犬を家族の一員として飼っていきますか」とか「犬を飼うことによって、あなたの生活がより豊かになりましたか」など行政側といたしましても、犬につきましても大変ゆとりの中から生まれたペットということで大切に、また他人に迷惑をかけないようにと、いろんな広報活動を行っておるわけでございます。

一昔前ですと、そうした形で一般廃棄物の扱いもしようがないなという気があったかと思いますが、昨今ではお家に犬を飼ったり、また高額な猫を飼ったりしている時代でございますから、何とか一般廃棄物扱いをやめて、もう少しきちんと申ってあげる方法を考えられないものだろうかをお尋ねをしておきます。

9月21日に名古屋市に動物愛護センターなるものができます。これは市営住宅、県営住宅、公団住宅等に住んでおられる人たちはペットが飼えないということに対して、名古屋市が思い切ってそうした犬猫公園をつくったということでございます。ちょうどきのう家に帰りました6時半からテレビでやっており、飼育係の人たちのお話がありました。いま申し上げましたように、市営、県営、公団等ではそういう規制が厳しくて、飼いたくても飼えない。そして動物愛護の気持ちがあっても、身近に育てることができないために、そうした教育もできないという状態にあるわけですが、

市営住宅をいろいろ見てまいりますと、空き地のあるようなところもあるわけですし、今の名古屋市のような大きな愛護センター的な施設をつくるということは大変だろうと思ひますが、空き地に共同犬猫センターぐらいをつくりまして、皆さん方に楽しんでいただける方策は考えられないものだろうかという気がします。

この議場におきましても、ぜひとも四日市市に動物園をつくったらどうだというようなご意見がたくさん出ておりますが、動物園の前に犬猫愛護センターのようなものをつくってみるというのもひとつではなからうかという気がいたします。

生活にゆとりが出てきた今日でございます。昔のようなペットに対する考え方を改めるということも一つながら、そうした子供たちに動物をかわいがる精神を養っていくということも、教育としても大切なことではなからうかという気がいたします。これで第1回の質問を終わります。

○副議長（金森 正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君登壇）〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私が感じておりますことを申し上げて、ご答弁とさせていただきますと思います。

社会教育課の方で発刊をいたしました「郷土の文化遺産」シリーズの第4冊目で地場産業を取り上げているわけでございますが、それはそれなりに郷土の文化遺産という視点から取り上げられたものでございますが、実は今日地場産業、特に萬古工業でありますとか、あるいは大矢知のそうめんでありますとか、漁網でありますとかその他幾つかの地場産業があるわけでございまして、いずれも今日の経済活動の中でだんだんにしぼんでいくということではなくて、大変厳しい経済活動の中でさらに発展をしようということで、各部門の方々がご努力をなさっておりますし、私どもも大いに地場産業を振興いたしまして、広く世界に四日市の産物として訴えていきたいということを考えておるのでございまして、地場産業振興センタ

一の建設について大変な努力を続けてまいりましたのも、それが主眼でございませう。

したがって、この冊子がただ文化遺産という形だけで取り上げられてしまったということについてはいささか指摘のありましたように、物足りない感じがするわけでございませう。

元来、市の行政というものが国・県の縦割行政という中にはまり込んでしまっており、そのためになかなか総合性あるいはそれぞれの分野の調整ということが困難といえますか、一生懸命努力をしてプロジェクトチームをつくったり、あるいは調整会議を行ったり、あるいは庁議を行ったりしながら、弊害が起きないように努力をしておるところでございませうが、どうしてもただいま申し上げたようなことから、そのような事態が発生をいたしており、まことに遺憾なことではございませう、願って私どももよく反省をして、今後に対処しなければいけないというふうに考えておるところでございませう。

なお、大正村構想につきましては、立派な建造物、建築物、構築物というものが歴史的な遺産としてあるという今日、時代の進化というものと照らし合わせて、こういったものをできるだけ保存をしたい、そういった意味では私は大正村構想というのがひとつ今日我々に課せられた課題ではなからうかと思っておるところでございませう。

四郷地区全体をこの大正村として地域指定をするかどうか、地域指定をした場合に、どういうことを今後やっていかなければならぬかというようなこと、あるいはそのためにはどういう行政的な処置が必要なのか、そのようなことを調査研究会で取り組んでもらって、検討してもらっておる段階でございませう。

私はそういう方法、あるいはそういった建物を1ヵ所に集めて、いわゆる明治村のような形にやっていく方法、幾つかの方法があろうかと思ひますが、この調査研究の結果を踏まえた上で、全庁的な問題として取り組ん

でまいらざるを得ないわけではございませう、さようご承知おきを賜りたいというふうに思うところでございませう。

特に、文化という概念は非常に幅の広い概念でございませう、とかく各部門に分かれておる組織の中で、これを総合性を持たせてやっていくということについては、よほど注意をしないとミスが出てくるというふうに思ひますので、今後も格段の努力をいたすこととお誓いを申し上げまして、ご答弁といたします。

○副議長（金森 正君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） ただいまのご質問の第2点目でございませうけれども、伝統の旧町名復活についてということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

この旧町名の保存・継承の問題につきましては、去る6月の定例議会におきましても毛利議員からご質問があったところでございませうけれども、ちょうど今から二十二、三年前、昭和三十七、八年だったと思うんですけれども、この新しい住居表示法が施行されまして、四日市にこの住居表示整備事業が始まりましたときの最初の担当者として私もこの事業にかかわったわけではございませうけれども、ちょうどこの当時の行政指導といひますか、自治省から流されてきておりましたのが、従来から読みにくい町名あるいは混乱するような町名は避けて、できるだけ読みやすい新しい町名に改正せよというふうなことがうたわれておりました、勢いそういった方向に走り過ぎた。これも四日市ばかりではございませうけれども、だんだんこれに対する抵抗といひますか、やはり旧町名に対する愛着心といひものが全国的に高まってまいりまして、その後先ほど川口議員もおっしゃいましたように、国会、政府においてもこういった地名保存に対する考え方を踏まえて、住居表示に関する法律の改正が行われた。それによって旧町名の保存・継承について行政指導がなされてきておるといひのが実態でござ

います。

こういったことから、四日市市の場合もこの町名改正に当たっては、従来から今申し上げましたような趣旨をできるだけ生かして、親しまれたあるいは由緒ある町名・歴史的な町名というものについては保存できるように心がけてきておるところでございますけれども、しかし実態としてはこの住居表示の実施によりまして、市街地においては幾つかのなじまれてきた町名が消えていったというのも事実でございます。

現在、富田、富洲原地区の場合には、自治会の名称にこういった旧町名がそのまま継承されているところもございますけれども、この中部地区あたりでは区画整理もございまして、町の形状自体が変わってしまったということから、旧町名が全く残されていないところもあるわけでございます。

現在の住居表示が実施されまして20年余りたった中で、今ご指摘をいただきましたような趣旨に沿って旧町名の保存・継承を図っていくということになりますと、幾つかの方法が考えられると思います。例えば、旧町名を記載しました標識を設置するなり、あるいは旧町名の由来を示しました標示板の設置、あるいは元の町名の区域を記した案内板の設置、さらにはこういった由来・変遷に関する資料の収集、それから収集された資料をもとにした旧町名に関する書籍なり地図、そういったものを編集出版するというようないろいろの方法があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、こういった方法をとるにいたしましても、住民にいたずらに混乱を生じることのないような具体的な方法について、できるだけ早い時期にこういったことが実現できますように、今後さらに十分検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくご了承を賜りたいと思います。

○副議長（金森 正君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 3点目の三滝川カムバックアメニティリバープランについて、その計画の趣旨と概要を建設部の方からご説明を申し上げます。

げます。

この三滝川は県管理の河川でございます。2級河川として市の中央部を貫流いたしております重要な河川であります。県におきましてはこの川を魚の住む川にしたい、また、過去におきましてかき船を浮かべまして、市民の方々がかきの料理を楽しんだということも過去にはございました、そういった風情を取り戻したいという計画でおるわけでございますが、それにいたしましても、この三滝川の左右岸の河川敷は多数の建築物あるいは工作物によって占拠されております。これは占用許可をとったもの、あるいは不法占拠のものがあります。特に河口から生桑橋に至る間約5kmでございますが、この間には官有地内あるいは堤外民地内に約150軒の建物、工作物が建てられております。これは河川改修事業の促進にも大きな障害にもなります。また、環境的に見ましてもよくないということでございます。このため県におきましては、住民の安全を守り、親しみと潤いのある河川とするために、この三滝川カムバックアメニティリバープランを立てたわけでございます。

そこで、まず60年度から3ヵ年計画でこの河川敷の建物の実態調査を行うということでございます。それに基づきまして事業に入るわけでございますが、いずれにいたしましても、実施につきましても大きなプロジェクト事業でもございます。整備するにつきましても相当の期間を要するものと考えられます。本年度はこの調査とともに、公共施設あるいは移転の動きのあるものにつきましても重点的に移転を実施するというところでございます。

また、県ではこの事業につきましても現在関係者にその趣旨のPRを行い、住民の方々のご理解を求めている段階でございます。また、これには市も参画いたしまして、事業の促進をはかる所存でございます。

ざっとした概要でございますが、以上でございます。

○副議長（金森 正君） 商工部長。

〔商工部長（川村得二君）登壇〕

○商工部長（川村得二君） 三滝川改修計画に伴います市場の件につきましてお答えを申し上げます。

現在市内には大小合わせまして15ヵ所の市場が開かれておるといことでございますが、ご指摘の三滝川右岸慈善橋下詰河川敷あるいは堤塘敷上の三泗市場は現在約70店が出店し、2・5・7・10と、こういう日の午前中に開かれておまして、ご近所の方々に常に大変にぎわっておるといことでございます。

先ほど建設部長がお答えを申し上げましたように、県の三滝川改修計画の進捗によりましては将来障害となりますが、市場はそれぞれの地域の方々の台所を賄いますとともに、本市の風物詩として市民の方々に長い間親しまれ、利用されているところでございます。私どもといたしましては、今後とも存続という方向で、場所等について検討をいたしますとともに、県当局とも協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、各15ヵ所の市場というものは食料品を主体として構成されておりますが、新しい品物といいますか、販売品目の導入をするなどして、特色ある市場を促し、将来的には観光客と申しますか、遠くからの来訪者をも期待できるような状況の生まれるよう指導、誘導をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（金森 正君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 第4点目の動物愛護週間に関連してのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目は犬、猫など愛護動物の取り扱い、火葬に当たって一般廃棄物扱いをしないようにできないかと、こういうことと、それから犬、猫などの愛玩動物の愛護センターというようなものを考えてみたらどうかという2つの点があったと思いますが、まず第1点目でございますが、一般

廃棄物の取り扱いということにつきましては、これは廃棄物処理法の中でそういう規定をしておりますので、一般廃棄物だという言い方をしておるわけでございます、そのことよりはむしろ飼い主の方の感情といえますか、そんなものとかかわりのある問題だというふうに考えております。

現在は南部の清掃事業所の方で専用の焼却炉を設けて火葬をすると、こういう取り扱いをいたしておるわけでございます。たまたますぐ隣には古い焼却工場が残っておりまして、特に飼い主の方々の感情を損ねる一つの原因でもあろうかと思うわけでございます。ただこの焼却炉の横には犬、猫の霊を祭るといいますか、慰霊塔なども建てて、折に触れて職員が花を立てたり、あるいは犬、猫を亡くされてここへ火葬に持ってこられた人たちの参拝もございまして、年に1回は関係の人たちで慰霊祭的なものも行われておるといような実態でございます。

その辺のことも十分考慮をしながら、私どもとしては設備の改善とかいようなものをひとつ考えて、不快な思いをしてもらわないような取り扱いを考えていきたいというふうにも思いますし、それまでの間の火葬に当たっての取り扱いについても、飼い主の方々の感情を損なわないように意を配していきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

それからもう1点の愛護センターでございますが、これにつきましては今後の課題というようにことで検討をさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（金森 正君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 どうもご答弁ありがとうございました。私の通告をさせていただいた4つとも文化的視点の中から質問をさせていただきました。市長さんは大変わかっておられるもんですからなかなか攻めにくいんですが、実際私どもこの夏に各市に視察に参りましたときに、「四日市の伝統的工芸品と地場産業」この本を持っていきました。それが教育委員会というふ

うに書いてありますと、やっぱり教育的見地でしか皆さん方は受け取っていただかないために、開けていただくところまでいかないわけです。こういうものがあるんだというところまでいかない。そういう意味ではもう少し今の市長さんがおっしゃる総合行政の中、また地場産業の振興の見地から言っても、もう少し例えば商工部がお金を出したら、これはカラーにもなったんじゃないかなという気がいたします。これだけすばらしい表紙をつくりながら、開けるとポッとかすんでしまう。これは水沢に雨の降った日に撮った写真かなという気がするわけでございます。そうした意味でこうしたものを総合行政の中でとらえていくとするならば、もう少し色合いがある、文化的香りのするいいものができたんじゃないかという気がするわけです。

もう一つ惜しくはということで教育委員会に申し上げたのは、四日市市・四日市市教育委員会というのがあれば、僕も質問しなかったんですがということなのですが、そういう常に一つの何かをやっていくときにセクショナリズムにとらわれないで、やはり市長さんのおっしゃる総合的な見地でやっていきたいわけですが、今市長さんのご心配されておられますその総合行政を進めていく中に、四日市市は今企画調整局的な、企画調整をそうした意味でするところがないような気がするんですが、名前のとおりとするならば、こういう調整を調整監がやられているんですか。その点について、前も調整監は1年たって何の仕事をしてきたんだらう、総括をお答えくださいと言ったことがあります。ご登壇いただかなかったんですが、この機会にいい機会でございますので、一度文化的行政についての調整をどのようにされているのかお尋ねをしてみたいと、こう思います。

親しみと潤いのある三滝川にするために、三滝川カムバックアメニティリバープランというのができているということでございますが、親しみと潤いのある私たちの市の三滝川をよくするのに、残念ながら教育長、パンフレットに小俣町の子供の川の絵が載っているんですよ。今の動物愛護の

パンフレットも小俣町の子供なんです。四日市市の子はこういう絵がかけないのかなという気がするんですね。これは教育委員会に対して、これでけちつけてると、なんかあら探しをしているようでつらいんですが、やはり三滝川をよくするためにということなら、四日市の小学生もたくさんおりますし、中学生もおりますのでそんなことをもう少し研究して、これ建設部に行くとかたくさん置いてあるんですよ。三滝川のことをやるために、なぜ小俣町の子供の絵をここへつけなきゃいけないのか。教育長は教育長になられて時間がないわけですが、やはり庁内をうろついていただくというのも必要ではないかという気がいたしますし、最近町をウォッチングするというのがはやっております。町を見てみるというのも一つですが、まず庁内をそぞろ歩きしていただいて、どんなパンフレットが置いてあるのかというので、非常にがっかりされるんじゃないかという気がいたします。その辺についてご感想を求めておきたいと、こういう気がいたします。

動物愛護週間に関連して、環境部長からお答えをいただいたわけですが、残念ながら廃棄物処理法の何条に入っていますか。わかっていきますか。入ってないです。入ってないということは、担当課長がおっしゃっていました。私が問い合わせに行きましたら、それでいつ変わったのかなという心配があるわけでございますけどね。

実際何十年も連れ添ってきた、例えば女性が1人で住んで、かわいい、かわいい犬が亡くなったというときに、あの南部清掃事務所の横で1,500円出して焼いてもらうのは忍びないような気がいたします。環境部長は犬飼ってないですか。飼っていたらわかるはずなんですけどね。やっぱり飼っている親御さん、また子供たちの気持ち、その家族の一員になってみると、大変な場所じゃないかなという気がいたします。

それで、あそこの所長が焼いているんですね。それについての手当はないらしいんですが、夏になると1日30頭ぐらい焼くということなんです。周りの人も大変におうということもありますけれども、やはり一考してい

ただが必要があるんじゃないかな。今はポンとけられたような感じでございましたので、もうちょっと食らいついてみたいという気がいたします。

それと、今の動物愛護センターの問題でございますが、もしできると環境部がやっぱり管理するんですか。そうじゃないですね。

〔私語する者あり〕

「いや」ということでございますので、もしできたら管理しそうなところで一遍答えていただきたいと思います。それは今から総合調整をしていただいて、ご答弁をいただければありがたいと思うわけでございます。

それから旧町名についてでございますが、三重交通のバスに乗らせていただきますと、四日市の伝統ある町名についてもいろんな放送をされておられます。森議員のいるところで大変失礼でございますが、そうした意味におきまして、町名の正式な呼び名についてもあつた交通機関に四日市市市としても訴えて、改善していただくように申し入れてはどうかという気がするわけでございますが、いかがでございましょうか。

○副議長（金森 正君） 調整監。

〔調整監（伊藤長爾君）登壇〕

○調整監（伊藤長爾君） 再質問の中で私の感想をというふうなお話でございました。ご答弁させていただきたいと思います。

最近の経済社会情勢のいろいろな進展の中で、行政全般にわたって、また市民の方々のいろいろなご要望なり要請なりが多角化し、また多様化をしておる中で、より一層市の行政が総合的でなければならないということにつきましては、常々ご指摘もございまして、またそういうふうな状況であろうと十分判断をいたしておるところでございます。先ほど市長がご答弁で申し上げておりましたように、全般にわたってそれぞれ1つの部で処理できるという時代ではないということございまして、これらをできるだけそごのないようにスムーズに、また効率的に進めていくということが現在の最も肝要な事項ではなからうかというふうに考えておるところでござ

います。

そういう中におきまして、四日市市といたしましては、従来から総合行政を進めるという観点からも、基本構想に基づきます総合計画あるいは年々はその年の予算の編成等を通じまして、全体調整を図りながらこれを実施に移してまいっておるわけでございます。実施に当たりましては、先ほども市長答弁にもございましたが、いわゆる横断的な組織といたしましては、それぞれの事業プロジェクトを必要に応じて設置をして、これによって調整を図りながら進めるといったような形、またあるいは庁議なり調整会議などを通じまして、そのときそのときにおいてできるだけの総合性を保っていくということで努力をいたしておるわけでございます。ご指摘の文化行政、これは行政全般にわたる問題でございます。これらにつきましても、ご案内のように、文化行政のプロジェクトチームといったようなものも設置をいたしまして、できるだけその方向で協議をし、それぞれの部局でもってそういう配慮を進めておる状況でございます。

何といたしまして、調整というふうな形あるいは総合的な見地ということにつきましては、市の全庁、いわゆる上層部だけではなくて、中間あるいはまた一般の職員といったものが、すべてそういう意識を持ってそれに対処していただくということが、私は最も必要ではないだろうか、そういうふうに考えておきまして、すべての機会、あらゆる機会を通じて今後そういうことにより一層遺漏のないように努めてまいりたい、このように考えております。

○副議長（金森 正君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 廃棄物処理法の中の廃棄物の定義の中で「動物の死体」ということで、廃棄物に指定をされております。しかも別の法律、へい獣処理法で家畜の場合は牛、馬、豚、めん羊等家畜については取り扱ひの定義がございまして、へい獣処理法に基づく家畜を除く動物の

死体については一般廃棄物の中に入ると、こういうことでございます。

それからもう1点、愛護センターをつくった場合、どこの所管になるのかと、こういうご指摘でございますが、これは県の保健所の所管として、犬につきましても狂犬病予防条例等がございますし、飼い犬等についての登録、予防注射等についてすべて保健衛生課の方が保健所といろいろ調整をしながらそれらの仕事を受託をしていると、こういう経緯もございますので、もしセンターをつくらば環境部の保健衛生課の取り扱いにする必要があるというふうに考えております。

○副議長（金森 正君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 先ほどはパンフレットのことについて感想をということでございましたので、時間もございませんので、そのことについてだけ申させていただきます。

先ほどご指摘がありましたように、私は3ヵ月にもうじきなるわけでございますが、余りいろいろな幅の広いことがまいりまして庁内をまだ歩いておりません。ほとんど9階へ直行することが多くございましたし、それからいろいろお訪ねしたいところも、あるいは回りたいところもございましてなかなか時間をとることができずに、先ほどご指摘のようなパンフレットも実は直接は見ておりません。ただ、近所の方からこの間県の方が来て、こういう三滝川のことについて話があったということは伺いました。

先ほどの感想をということでございましたので、パンフレットは多分2級河川でございましたので、県の方が募集されたか、あるいは何かでとられたので小俣町が出たんじゃないかと思うんです。今後四日市の方から、そのようなことをやる場合にはせっかく四日市でございますので、建設部を通して県の方をお願いして、きれいな写真とかそういうものを入れていただいたら、もっとアピールするんじゃないかなと考えております。パンフレットのことだけで申しわけございませんが、そのことでよろしくお願

いいたします。失礼いたしました。

○副議長（金森 正君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 昨日の山本議員の質問の中にもございましたが、えてして県が仕事をやる時に四日市市はほっぽり出されるということがよくあります。三滝川の河川改修をしてああいふふうなアメニティ構想を出したときに連絡が薄いということも、なぜいまのパンフレットの表紙の絵を申し上げたかということに通ずるんですが、三滝川を河川改修するのに全然相談しないで、適当にパンフレットをつくってきて事業やっていくというのが、今までの県の姿勢なんです。そういう意味で常に県と折衝しご努力をいただいております坂倉助役を中心にして、この三滝川河川改修については常に監視を怠らず、いろいろな調整を図りながら、行政をやっていくとするその事業について反対をしているわけでございませぬので、スムーズにまたその付近の人のいろんな心配のないような進め方をやっていきたいがために申し上げているわけでございますので、今のように1つのパンフレットをつくるにも相談がないような県のやり方なんですから、現実起こった問題を披瀝しながら、四日市市と県との行政の意思の疎通のなさというところを私は申し上げておりますので、その意を酌み取りながら、今後はその事業に対して市の対処方をよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

〔私語する者あり〕

○副議長（金森 正君） 暫時、休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

○副議長（金森 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 通告の順に従って質問をいたします。

去る9月3日行われました議員研修会で、講師の中島先生から一般質問の内容が美辞麗句が多く、肝心の質問内容がピンぼけしているものが非常に多いとの指摘がございました。私はこの注意を守って簡単明瞭に要旨だけをお尋ねいたしますので、答弁もそれにならって要領よく簡単にお答えをいただきますよう、まずお願いをしておきたいと思っております。このことは、時には質問が厳しく受けとめられるとも思いますが、私は決して理事者の皆さんを困らせようなどという考えは毛頭ございませんので、よろしくお願いをいたしておきます。

まず、質問の第1点は、大型プロジェクトと総合計画の関連についてであります。経済情勢の上向き傾向を受けて、市財政の中に占める税収入も若干の伸びを示すものと思っております。市の公共事業も大きく推進するものと期待するところでありますが、既に61年度の重要施策について国へも要望書が提出され、61年度に向けてその準備が進められておりますが、市の運営は将来に大きな目標を持ち、市民の同意と好感の持てる政策を具体化することが要求されます。

その中で工業高校跡地利用、四日市大学、南部工業団地等の建設で代表される大型プロジェクトが着々と進められておりますが、これらに投資する資金は優に100億円を越え、200億円に迫ろうとしております。経済情勢が全国的に上向きとはいえ、この莫大な資金は財政上非常に厳しいものであり、一般会計に影響を与えることは十分に考えられるのではないかと。したがって、資金計画を立てる上で十分留意する必要があると思っております。しかし、四日市の将来に大きな遺産を残すためにも、これら大型プロジェクトはやむを得ないものと思っております。さらに、58年度から始まっている第三次総合計画とも一体となって進める必要があると考えますので、二、三質問をいたしたいと思っております。

その1つは、58年度から始まった第三次総合計画の進捗状態とその評価はどうか。

その2つ目は、5ヵ年計画の予算の枠組みは既になされ、それに沿って計画が進行していると思いますが、予算額、執行年度について再調整する必要はないのか。

その3つ目は、現在進められている大型プロジェクトの内容、執行年度、予算額等を明らかにされたいと思っております。

その4つ目は、これらの事業計画は地元要望が取り入れられ計画されていると思いますが、計画から既に数年、実行から3年を経過している今日、地元自治会等と調整する必要はないのか。

その5つ目は、第三次総合計画と大型プロジェクトの計画そのものが本来一体となって考えられるべきであるが、総合計画と前後して大型プロジェクトが計画された部分が多分にありますが、これらの整合性はよいのか。

以上5点ほどについて、市の考え方を明らかにしてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、地区市民センターの充実についてお尋ねをいたします。

加藤市政の柱の1つに、地域住民の活動拠点として地区市民センターの充実が挙げられ、各地区に市民センターが建設され、施設の確立はほぼ終局に近づいたと思われまゝです。地区市民センターの役割は、住民の直接参加のもとで自治会活動、社会福祉活動、社会教育活動などが日常的に行われているところでございます。行政の簡素化の一環として、行政改革の中で各部課の改善・整備、出先機関の統廃合あるいは外部委託、職員の定数管理など進められておりますが、地区市民センターの役割をおろそかにしてはならないし、さらに充実すべきと考えますが、現在議論されている中で、この地区市民センターの問題についてどのような方向を志向しようとしているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

また、以前からよく言われている縦割行政の弊害がまだまだ解消されな

いのではないかと思います。一例を挙げますと、小中学生がこの夏休みの社会科の宿題として、市の仕組みのことを勉強するために直接市役所へ行ったり、電話で問い合わせをしたことが1日少なくとも数件あったと聞いておりますが、ある父兄から市役所では子供の勉強にまで各課をたらい回しにされ要領を得なかったと苦情を聞いたところでもございます。子供心に市に対して少しでも不信感を抱いたとしたならば、非常に残念なところでございます。

このことも1つは縦割行政の悪いところではないかと思います。したがって、ライン部門とスタッフ部門、本庁と地区市民センターとの連携を密にすることを十分考えていただきたいと思うのであります。

また、地区市民センターへ軽微な仕事・予算等の権限をゆだねることもライン部門の強化につながるのではないかと思います。この点当局のお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、行政改革、事務改善を行うに当たって、地区市民センターの機能を低下させないよう特に配慮されたいことを要望しておきます。

第3点は、青少年の非行対策についてお尋ねをいたします。

最近の青少年の非行は年齢層が下がると同時に、その内容も酒、たばこ、シンナー遊びと非常に大胆になってきております。青少年を指導する各種団体の役員あるいは父兄も大変苦勞していると聞いております。父兄が目の届くときはその対策も立てられますが、それはごく一部であり、そのほとんどが目の届かないところで行われているのが現状であります。家庭でのしつけ、子供との対話は欠かすことのできないものであり、明るい家庭をつくることはもちろんでございますが、非行対策については市が何らかの指導・助言をする必要があると思われまますので、これらの対策につきまして教育長の考え方をお聞きいたしたいところでございます。

また、近所でのつき合いが疎遠になっている市街地の集合住宅やあるい

は市営住宅の一部などでは、不良グループのたまり場になっていて困っていることが、住宅管理人や地区自治会の役員さんから私の耳に入っております。決められたことを守るべき集団生活の中の市営住宅の一部に、このような不幸なできごとがあることも事実であります。

住民の努力によってこれらは解消することはもちろんでございますが、これら市営住宅については入居基準の見直し、あるいは入居後入居基準を守らない者には厳正に対処すべきと考えますので、理事者の一考を促しておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、学校をはじめとする公共建物の管理を十分に、不良グループの巣にならないようにすることが必要であり、特に夜間無人になるところにつきましても、それぞれの機関と連絡をとりながら対処していただきたいと思っております。この点につきましても、具体策がございましたらお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、県立塩浜病院の移転問題についてお伺いをいたします。

県立塩浜病院の拡張・移転問題につきましても、過去二、三の議員さんから質問されておりますが、最近の動きについて若干質問いたしたいと思っております。

昨年秋、市医師会、塩浜地区連合自治会等から県に対し要望書が出されました。その内容は、いずれも住民に密着した医療を求める現地拡充の方向で検討されたいということだと伺っております。また、これを受けて県議会におきましても、昨年から今年にかけて病院の性格と移転について議論されているところでございますが、県はこの計画は当初から移転を前提として考えられており、その候補地の一つとして、日永泊町の東亜紡織工場の跡地が挙げられていたところ、一部には白紙に戻ったと推測されますが、最近になって日永地区の国有地の一部を候補地として市に打診があったと聞いております。担当部におきまして、この問題にどのように対処しているのか。

また、市としても真剣にこの問題に取り組む必要があると思います。県がもし現地を閉鎖をして、強制的に市外へ移転するようなことになれば、四日市市民にとって重要な問題として受けとめなければなりません。したがって、市はこれらの具体策について県との調整に入ることが必要であり、市長は地区住民の意見を十分聞いた上で将来に悔いの残らない医療ができるようにこの問題を処理すべきだと考えます。

けさの中日新聞の報道によりますれば、県議会の行財政特別委員会で、昨日、石津保健衛生部長は中川正春委員の質問に答え、「現在地での改築は至難のわざ、移転する方向で地元関係者のコンセンサスを求めている」と、このように述べておりますので、市当局の考えをお聞かせをいただきたいと思います。以上をもちまして、1回目の質問を終わります。

○副議長（金森 正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えをいたしたいと思えます。

第三次の基本計画は58年度から62年度までということで、5ヵ年計画ということになっておりまして、現在ちょうど3年度目といえますか、60年度が3年目に当たるわけでございまして、60年度当初におきます進捗率は事業費ベースで申し上げますと54.2%という進捗状況でございますので、ほぼ計画どおり順調に今日まで推移をしてきておるといことが申しあげられるというふうに思います。

元来、この事業計画につきましては、毎年度の予算との整合性を図ります上で、当初予算の要求を各部局から財政部の方に出す前に基本計画との事業の事前調整を毎年行っておりまして、その調整をした結果で予算編成に臨むという手続を経ながらやっておるわけでございますから、いわゆるローリングシステムというようなことで事業執行の確保を図っておるわけでございまして、今後もこれは続けていかなければならないというふうに

思っておるところでございます。

ただ、この5ヵ年計画の予算の執行ということになりますと、最終的に最近の国家財政のあり方の変化あるいは経済情勢の変化というようなことを考えてみますと、やはりこの辺で一遍洗い直してみる必要があるということで、現行の計画そのままでは、今後先ほどお話のありました大型プロジェクトも具体化をしてくるわけでございますから、そのままでは若干現状にそぐわないということで、61年度を初年度といたします第四次の基本計画の策定にただいま取り組んでおるところでございまして、今年度中にそれを確定して、61年度の当初予算に臨みたいというふうに思っておる段階でございますので、さようご承知おきを賜りたいと思います。

それからこの改定をするということで、地元自治会との調整が必要ではないかということでございますが、これは地区市民センター単位の地区懇談会での調査あるいは市民アンケート調査あるいは地域の実情等、十分把握を進めておりますので、格別この計画段階で調整をするということをしなかつてもしておりますので、さようご承知おきを賜りたいと思います。

なお、大型プロジェクトはこの見直しの中で計画の中にそれぞれの年度に分けて取り組んでまいり予定をいたしております。これら大型プロジェクトが入ってきたということと、今後の税収の伸びがどうなるかということがございますので、大型プロジェクトが入ってきてすべて今までどおりということではなくて、若干の影響は出てくるというふうに思いますが、そこらはいろいろ工夫をしながら、一般事業に余り影響のないような形で計画を練ってみたいというふうに思っておるところでございまして、さようご理解を賜りたいと思います。

なお、第4点の塩浜病院の移転の問題でございますが、新聞報道と環境部長が県の次長に確めた内容では若干ニュアンスに強弱があるようでございますが、県は現地整備を含めまして幾つかの候補地を取り上げていろいろと検討をしているようでございます。私どもは当初から塩浜病院の整備

ということについては、地元医師会や住民の現地整備という意向を受けた形で既に県の方に申し入れてあるわけでございまして、今後県との間で十分話し合いを詰めてまいりたいというふうに思っておりますが、塩浜病院について基本的にはこの現地整備という方針を崩しているわけではございません。そういった点で今後県の方と十分折衝をしまっているつもりでございますので、さようご承知おきを賜っておきたいと思っております。

○副議長（金森 正君） 市民部長。

〔市民部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○市民部長（鵜飼 滋君） 第2点目の地区市民センターの充実についてご質問いただいておりますので、お答えを申し上げます。

その中でまず第1点の行財政改革の中での地区市民センターをどう位置づけるかということについてのご質問だったというふうに理解をさせていただくわけでございますが、この点につきましては、昨日の訓覇議員さんのご質問に対しまして市長からご答弁がなされているわけでございますが、ご承知のとおり本市の基本構想に示される都市像に向けての基本姿勢といたしまして、私どもは住民の自立と連帯を基調にいたしました心のふれあいを掲げているわけでございまして、地区市民センターは地域社会づくりを進めていく上での拠点としての位置づけをいたしておるわけでございまして、先ほどもお話がございましたように、総合計画に基づきまして今日まで地区市民センターの整備を進めてまいったわけでございます。特に、地区市民センターにつきましては、私ども行政と市民あるいはまた市民相互のふれあいの場所でもございます。したがって、今後とも地域社会づくりの推進をしていく上での核といたしまして、極めて重要な役割を担っておるというふうに位置づけをいたしておるところでございます。

今後におきましては、特に行革の中でどうしていくかということでございますけれども、私どもといたしましては、今後の行革を進めるに当たりましては、より効率的な行政運営を図りながら、一方ではなお積極的に、

今申し上げましたように地区市民センターの機能の充実であるとか、あるいはまた市民サービスの向上など、地域社会づくりに一層の努力をしまいたいと考えているところでございます。

第2の縦割行政の弊害の問題について、具体的な事例をお示しをいただきましてご指摘をいただきました。この縦割行政の弊害の問題については、先ほどからもいろいろとご議論をいただいているところでございますが、いずれにいたしましても、この問題につきましては行政全般に通ずるわけでございまして、特に私ども地域社会づくりを進めていく上で、そういった縦割行政が弊害とならないように配慮をいたしておるところでございます。ご承知のとおり、昭和58年度には「地域社会づくり連絡調整会議」等を設置をいたしまして、全庁的に相互に連携をいたしながら進めているところでございます。

とりわけ地域社会づくりを進めていく上で、私はその根幹となるものが教育であり、福祉であるというふうに理解をいたしておるわけでございまして、そういう意味で関係の深い教育委員会あるいはまた福祉部、環境部、そういったところと十分連携をしながら、一体的に各種の施策を今後とも積極的に、ご指摘の点も含めながら進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

最後に、地区市民センターの権限の問題と申しますか、館長の権限の問題についてご質問をいただきました。この点につきましても、昨日の訓覇議員さんのご質問に対しまして市長からご答弁がなされているわけでございますけれども、本年度私ども地区市民センターにおきましては、地域の運営委員会であるとか、あるいはまた諸会合を開催するために必要な食糧費等を地域活動費といたしまして、その執行を館長の権限に本年度からゆだねたわけでございます。

今後館長の権限のあり方につきましては、地域社会づくりを推進していく上で地区市民センターが主体性やあるいはまた指導性を十分発揮できる

よう、そういった立場からの権限あるいはまた機能、そういった両面で条件整備をしまっているように、具体的に検討を重ねていきたいというふうに思っておるわけでございます。

その1つといたしまして、それぞれの地域にはたくさんの団体があるわけでございまして、そういった各種団体の活動に対する助成等がより有効に生かされるような活動等の実態を踏まえて、地区市民センターの館長の権限にそういったことをゆだねることができるかどうかという、そういった点を先ほだのご提言も含めまして検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（金森 正君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 3番目の青少年の非行対策についてお答えいたします。

本年度に入りましてから、本市の非行の現況は内容的には軽微なものになりつつありますが、数年前の非行から見れば、やや峠を越したという感がございます。しかし、一部の地域においては、ご指摘のような現状があることを耳にいたしております。

最近の問題行動へ追い込む要因といたしましては、生徒自身の家庭・親に対する不信・不満、それから学業不振などによる情緒の不安定、それから不良仲間との交遊、社会的規範の自覚の不足などの不道徳にもよりますが、その背景には父母の不和、不一致やあるいは親の勝手な理由による離婚・再婚、蒸発などの未熟な人格、それから母親の深夜に至る夜間就労、親の放任とか無関心など、養育に対する親の役割・モラルの不足などによる家庭の崩壊があります。

以上のようないろいろな状況を生み出さないためには、まず親がみずからの姿勢を見直し、襟を正すことは極めて肝要でありますけれども、これといって即効性のある妙薬も今はなく、これまで以上に親の啓発に努めま

して、家庭教育に対する親の認識を新たにしていく以外にはないと考えております。

また、2番目の夜間無人となる学校や公共施設、特に市営住宅などの問題でございますが、留守家庭や空き家、空き室などでの非行を防止するために、各種の集会とか研修会を通しまして、親や地域の人々に対して幅広い協力を要請してまいりました。

その結果、最近では隠れた場所で問題行動が発生しました場合に、親とか近隣地域の方々が発見と同時に学校や地域の補導員あるいは警察への連絡通報がなされるようになりました。その非行への対策が極めて迅速に行われるようになり、非行の増大を阻止することができるようになってまいりました。

今後なお、地区懇談会とか集会あるいは研修会を通しまして、これまでに以上に地域の結束を高めながら、学校とか家庭あるいは地域の人々とそれから関係諸機関、あるいは関係団体、そういう方々と大きな連携をとりながら、より密接に留守家庭での非行防止に全力を挙げていきたいと思っております。

○副議長（金森 正君） 建設部長。

〔建設部長（島内清治君）登壇〕

○建設部長（島内清治君） 青少年の非行対策に関連いたしまして、市営住宅の問題を提起していただいておりますが、まず市営住宅の管理状況につきまして述べさせていただきますと思います。

この管理につきましては、入居者の募集とかあるいは家賃の徴収等人的な管理と建物の維持修繕などの物的な管理とからなっております。しかし、近年住宅団地が大規模化したしまして、管理戸数が非常に多くなってきておるといふ今日、基本的な管理に加えて、共同生活の秩序・維持といった人間関係における特殊な問題が生じてきておるのが事実でございます。

そこで、市といたしましては、この人間関係の問題を重視いたしまして、

入居者に対しまして共同生活の秩序あるいは維持といったことを中心に徹底を図っておるということでございます。それとともに、住宅管理人、自治会との連携を図りながら、こういった非行対策につきましているいろいろ協議を重ね、関係機関との協力を得て、その防止に努めておるのが現状でございます。

それで、ご質問の中にごございました入居基準に合わないものの退去というようにご提言でございます。市営住宅入居と申しますのは、やはり市民の方が対象になっておるわけでございます。非行者があるということについて即退去ということにはまいらない。むしろこれを正していくというのが本筋ではないかと思えます。したがって、非常に難しいところがございますが、その方法等について今後よく研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思えます。

○副議長（金森 正君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 それぞれ4点につきましてご答弁をいただきましてありがとうございました。ご答弁のごございました内容につきましてさらに追求をいたす気持ちはございません。私が建設常任委員長を仰せつかっておりますので、市営住宅の入居基準の見直し、その他につきましては要望ということで遠慮をさせていただいたわけでございますけれども、建設部長からご答弁をちょうだいいたしまして恐縮に存じております。また、委員会で深くそのようなことを研究をしていきたいと、このように考えております。

それぞれのご答弁の要旨に従って、どうか加藤市政に過ちのないよう、悔いを残さないよう、加藤市政万々歳で前進をされますことを祈念を申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（金森 正君） 暫時、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時1分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

私は、去年9月の定例会で、老人問題についてこの壇上からお尋ねいたしました。が、きょうまた再度老人施設についてお尋ねをいたします。

私の知人でおしゅうとめさんが寝たきりになり、特別養護老人ホームへ入所を希望されていましたが、その入所ができるまでの間、奥さんは勤めながら面倒を見ていらっしゃいました。朝出かける前におむつを取りかえ、お昼は食事をさせに帰る。夜仕事から帰ってみますと、部屋の中は汚物でいっぱいでございます。すぐに着がえをさせ、シーツを取りかえ、洗濯と掃除、そんな毎日で、奥さんはくたくたに疲れ、そのしゅうとめさんを何度も殴ってしかりつけたそうでございます。それをはたで見えおられました。だんなさんが、自分の母親を奥さんが殴っている様子を見ていて、やりきれない気持ちでたまらなかったそうでございますが、そのうちに入所が決まり、家族全員がほっとしておられました。こんな例は、決して特殊な例ではないと思えます。寝たきり老人を抱えたご家庭では、こうしたご苦労は多かれ少なかれ経験しておられることと思えます。

ここ数年は、老人の悲劇が目立ってきております。しかも病気を苦しめての無理心中が、その大半を占めているそうでございます。もし寝たきりになったら、老人も、その家族の方も、常にこのような不安を抱きながら生活をしています。にもかかわらず今政府は、高齢化社会で大変だと、ご老人を厄介者扱いをするようなイメージづくりを意図的に進め、本来国がやるべきことを棚上げして、自立自助型の社会づくりに着々と手を打ってまいりました。

老人福祉医療の後退では、1980年8月に実施されました老人ホーム利用者からの費用徴収に始まり、1982年の7月、老人保健法が成立し、9月には家庭奉仕員派遣制度の改悪、対象者の拡大と有料化になりました。これまで無料であった老人医療費が、1983年の2月には老人保健法の実施で、初診料400円、入院1日300円、2ヵ月のみでございますが、徴収されることになりました。引き続き初診料1,000円、入院1日500円、そして入院される間制限なしということで、またその上、定率の負担さえ計画されています。

ことし1月24日に出されました社会保障制度審議会の報告では、重介護を要する老人のための介護施設の制度化とその費用のあり方など中間施設構想が提起されました。それを受けて、来年度から実施を目指してその具体化が進められています。この方向は、これまでの老人福祉と医療の制度を根本から覆すものであり、敬老が軽い老、軽老になり、今やお年寄りを捨てる棄老の政治になっていると言われても仕方がありません。結局のところ臨調路線の老人版と言わざるを得ません。私は、こうした老人に対する冷たい政治を許すわけにはいきません。

我が国では、今48万人とも言われる寝たきり老人の大多数が、公的援助もなく、在宅のまま家族の介護に任されています。このような現状からくる国民の切実な願いの前に、訪問看護とか、ホームヘルパーの派遣など、在宅老人への各種サービスと在宅看護ではできない老人の入所サービスの充実を主張しております。しかし、そのための具体策として既存の施設の充実とか活用、民間活力の導入の必要を一般的に強調するだけで、私たちの願いとかけ離れた重大な問題を提起しています。

報告は、もともと介護したいとして設置した特養に対して、医療の機能がないとした上で、今後は医療と介護の両方の機能を備えた中間施設を、寝たきり老人の介護施設として設置していくとしています。新たに制度化する中間施設は、現にある病院の一部を転用したり、特養を転用してつく

るとしています。また報告では、現在の病院には既に特養老人ホームの入所者と変わらない状態の寝たきり老人が数多く入院しているとして、病院の転用を合理化しています。この実態こそ、まさに寝たきり老人のための養護老人ホームなどの施設を、大量に増設する必要性を示すものでございます。

現に四日市市でも、今特養に入所を希望し、待機をしておられる方々も、病院に入院してその順番を待っておられますことは、治療より介護を必要とされる人たちということでございます。特別養護老人ホームは、そういう人たちの入所施設として役割を果たしてきているのでございます。これに医療機能がないことを理由に否定的立場をとるなど、全く筋の通らない話でございます。

四日市市では、ことしから特養が1カ所増えましたが、50名定員がわずか6カ月で満員となった状態でございます。これから増え続ける寝たきり老人に対して、市はどのように対処されるつもりですか。今後の特別養護老人ホームの増設について伺いしたいと思います。

次に、障害者児の施設についてでございますが、特に小規模授産施設についてお尋ねいたします。

働きたいと思っても、なかなかその勤め口がない。そんな障害者の方々の願い、また養護学校を出ても働く場所がないとの父母の方々の嘆き、そんな中で企業主体の小規模授産施設が市立共栄作業所から独立してできるということを、新聞報道で見ました。小規模の授産施設の経営は非常に苦しい状況にあると聞いておりますが、企業主体の運営方式の授産施設に踏み切られました経営者の方には、敬意を表するものでございます。しかし、民間活力の導入の名のもとに市から切り離し、市の職員の派遣もなくするのでなく、もっと授産施設を充実させるために職員の数も増やし、補助金も増やさなければならぬのではないかとと思いますが、いかがですか。

一昨日も「ともしび共同作業所」のパザーに行っていました。

くのボランティアの方たちや、障害者、また父母の方々が、バザーで資金づくりをしてみえました。ただでさえ障害者児を抱え大変な中、いろいろ手づくりの品物をつくり、売っておられました。去年の6月、一般質問でも申し上げましたが、補助金の増額をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでございますか、お尋ねいたします。

以上をもちまして、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林博次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） お答えいたします。

最初に、老人施設の問題でございますが、高齢化社会の進展ということに伴いまして、要介護老人の問題は順次増加していくということで、その介護機能の確保をどのようにしていくかということは、これから大きな問題になってくるだろうと思っております。そんなために、市としましては、在宅施策や施設対応に積極的に努力を続けておるわけでございます。

先ほど中間施設のご質問があったわけでございますが、これにつきまして、少々私たちの見解を申し上げておきたいと思うわけでございますが、去る1月に国の社会保障制度審議会より、中間施設の必要性、要介護老人に対する中間施設ということでございますが、それに対する建議があったわけでございます。これに基づいて「中間施設に関する懇談会」が設置されまして、8月に「要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設のあり方」ということについて、中間報告が出されたわけでございます。

報告書によりますと、みずからが、そして家族が要介護老人となった場合、家族が過重な負担を負わずに、家庭内で適切な看護あるいは介護を行い得る多様な在宅サービスを用意してほしい、そして最後には、多少経済的負担があっても、要介護老人を引き受け、必要な医療に適切な看護・介護が受けられる場所がほしいというのが、国民的な要望だとされておるわけでございますが、そうした中で現在の特別養護老人ホーム、あるいは病

院の対応では、特に特養のみでは、財政的に見ても、あるいは多様なニーズを、それに対する適応性から見ても困難であろうと、また病院は生活の場ではないから、生活の場としては適当ではないんだということを、報告書の中に記されておるわけでございます。

そうした中で今後の方向としましては、保健活動を重視していく、あるいは在宅サービスの展開、そして入所サービス、いわゆる施設等の入所サービスの充実が必要で、それを市町村が中心になって、最も近いところということで推進すべきであるというようなことが、この報告書に盛り込まれておるわけでございます。そうした意味から考えましても、その考え方といたしましては、極めて積極的な、これから高齢化に向けての介護機能を高めていこうという姿勢だろうと、我々は受け取っておるわけでございます。

その中で特に施設サービスのあり方としまして、在宅と特養の中間施設、現在の四日市でも進められておりますディサービス事業、あるいは短期入所サービス、そうしたのが特養で進められておるわけですが、そうした中間施設と、病院と施設との中間施設、これを「健康福祉施設」と呼んでいこうというような考え方のようでございますが、入所型の、いわゆる収容型の施設でございまして、入院治療後の社会、あるいは家庭復帰へのリハビリや生活訓練を行う、あるいは病院入院の必要まではいかないが、家庭ケアのできない要介護老人に医学的管理や看護を行う、こうした2種類の施設を考えておるようでございます。

そして、その考え方としましては、現在の病院、それから特養に、さらに今申し上げました健康福祉施設の3種類としてシステム化して、積極的に多様なニーズに対応していこうというのがこの報告書の内容だと、我々は解釈しておるわけでございます。

厚生省としましては、来年度試行的に健康福祉施設を10カ所程度、予算化を考えておるようでございます。先ほど水野議員からもお話がありまし

たように、その費用については、原則的に医療は保険で、生活面は基本的に自己負担として考えていきたいということでございます。

こうした姿勢につきまして、我々としても十分理解できることだと思っておるわけですが、そのほか詳細な、例えば施設基準だとか、そうしたことについては、まだ未整備の状態にあるということでございますので、我々といしましては、その趣旨には賛同しながらも、今後の成り行きを注目してまいりたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

いずれにしましても、市としましては本年4月に「陽光苑」が開設されて、特別養護老人ホームの施設入所措置が緩和されたということは、事実でございます。しかし、今後の要介護老人の増加ということを考えてみますと、当然それに伴って入所希望者も増加してくるだろうと思うわけでございます。そうしたことで、この中間施設の国の方針等も見守りながら、福祉施設の必要性、あるいは広域的な対応ということも配慮しながら、民間の協力もお願いして、努めてまいりたいと考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、障害者の就労の問題につきまして、特に小規模授産についてのご質問があったわけでございますが、現在障害者の就労問題といたしましては、基本的には地域社会の中から一般企業へ就職できるように努めていくと、それが基本だと思って職安とも協力をいたしつつ、その就労問題に取り組んでおるわけでございますが、どうしてもそうした一般就労が困難な方々、こうした方々については、授産施設への入所、あるいは職親制度等の活用をいたしまして、福祉の増進を図っていくということで進めております。

現在市内に通所授産施設が2カ所ございます。これが市立共栄作業所と三重ワークキャンパスでございますが、この施設の機能といたしまして、学校から就労に対する訓練施設としての位置づけを我々としては考えておるわけでございますが、現実には障害者が、障害の重度化、あるいは人によ

っては高齢化というようなこともあるわけでございますが、施設の入所時の滞留化が進みまして、年々通所授産施設への入所は、困難になっている状況にあることは確かです。こうした状況を改善していくために、一般雇用との中間施設的な意味合いをもちまして、小規模授産施設の整備を今後とも進めていきたいということで考えておるわけでございますが、現在3カ所が小規模授産所として、県の認可を受けながら進められておるわけでございます。

その中で三浜作業所がございまして、この施設につきましては、社会福祉協議会がこれまで運営に当たっていただいていたわけですが、会の代表者の方、この方は製函業を営んでおる方でございますが、これまでも全面的に共栄作業所の仕事の提供、あるいは三浜作業所の建物その他経費等、一切無償でその運営に協力していただいた方でございますが、精神薄弱者の福祉について深い理解をもっていただいております、みずから責任を持って運営に当たっていききたいという希望を持たれておったわけでございます。このたびこの方を中心として、個人ではなく「みはま会」として、保護者会や有志の方々と組織いたしまして、こうした機関で運営を進めていきたいという意向が寄せられたものでございまして、確かに企業とのつながりもございまして、あるいはより以上地域福祉、地域社会の中で進められるこうした施設としての意味合いも高いと思っておりますし、入所者の処遇が悪化していく、そうしたこともこの方の熱情からして考えられないと思いたしましたので、社会福祉協議会といたしましては、「みはま会」に運営を移すという方向で進んでおるわけでございます。ご理解いただきたいと思っております。

また、こうした施設がやはり円滑に運営していくということが、これからの問題になってくるわけでございますが、所期の成果が上げられますよう、市といたしましては、本年度市の補助額の倍増も図ったわけでございまして、また県に対して、県の小規模授産としての認可をされて、補助

象施設でございますので、補助金の増額、これを強く要望いたして  
ところでございます。

○議長（小林博次君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 ご答弁いただいたわけですが、随分ずれているところがある  
なという感じはいたしました。

特養は、国庫補助でやっておる事業でございますが、この特養をなくし  
ていくということは、やはり老人福祉に対して随分後退ではないかと思  
います。

高齢者社会制度の到来が必至との声とも相まって、高齢者や老人福祉に  
対する福祉の見直しは、急速な勢いで始まろうとしております。中間施設  
構想は老人医療費の削減をねらったものであり、いずれにしても地域福祉  
の対策の充実とともに、現在の老人病院には老人ホームの問題点を改善し、  
真に高齢者の求める福祉体系づくりをしなければならないと思います。だ  
れのための施設か、それを見失ってはならないと思います。

また障害者の問題でございますけれども、先ほども補助金を倍額にした  
からというお話ございましたが、東京都は施設の規模によって差があり  
ますが、年額 300万円から 700万円。お隣の滋賀県では 1 名について月額  
5 万円。京都市では 3 万 8,000円を出しております。今行政改革が叫ばれ  
ておりますけれども、弱者に対しては思い切り温かい行政を強く要望い  
たしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林博次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて質問をいたします。

第 1 点は、地域改善対策特別措置法期限切れを前にしての問題について  
であります。

前回 6 月議会においても、同和行政について質問をしたところでありま

すが、地域改善対策特別措置法の期限も残すところ 1 年半となり、地対法  
後の同和行政のあり方について、それぞれの運動団体も見解を明らかにし  
てまいりました。市行政としても今日までの取り組みを明らかにして、真  
の部落解放を目指す、公正、民主、住民合意の同和行政をどのように行う  
のか、このことを明らかにすべきであります。

ご存じのように同和会は、地対法の単純 5 年間延長を言っております。  
部落解放同盟は、差別は拡大再生産されているという立場から、部落解放  
基本法の制定を求めています。全解連は、部落内外の格差是正という立  
場から、残された課題を達成し、一般行政に移行するための経過措置とい  
う性格を持った事業の完了、自律と融合を目指す新たな法的措置を要求し  
ております。

そこでお尋ねをいたしますが、第 1 点目は、現在まで 142 億円もの事業  
費が充てられ、同和对策事業が取り組まれてまいりました。そのことによ  
って住環境は大きく改善され、地域住民の生活実態も住民の努力と相まっ  
て改善される、あるいは教育行政の上でも進学率も改善され、雇用機会の  
拡大も進み、部落住民の社会的、経済的地位向上も図られ、格差是正も進  
み、意識面での部落差別の解消もまだ課題が残されているものの、解消の  
方向に着実に進んでいるのがいろんな指標でも明らかになっておりますが、  
市長は、この差別が拡大されているのか、あるいはそれとも解消に向かっ  
ているのか、市の責任者としてどう判断をされているのか、お尋ねをいた  
します。

第 2 点目は、残事業について、基本計画の中に組み込んで早く完成する  
よう推進すると、6 月議会では答弁をされましたが、残事業がどこで幾ら  
あり、いつまでに終わらせようと計画されているのか。あるいはなかなか  
進みそうもない、こういう声も聞かれますが、何がネックとなっているの  
か、お尋ねをしたいと思います。

第 3 点目は、部落解放基本法についてお尋ねをいたします。

ご存じのように、この部落解放基本法は、1つには宣言法的分野、2つには事業法的な分野、3つには規制法的分野、4つには啓発法的分野の4分野が含まれており、部落解放基本法そのものだけでなく、事業法と規制法については、別途に法が必要だとしているものです。

そこで第1には、基本法という性格から申しますと、期限を切らぬ半永久的な立法であることは、当然予想されております。環境改善事業が終了した地域では、個人に対する金銭による給付、あるいは減免を、出身に基づいて半永久的に続けろという主張にならざるを得ませんし、このような主張は逆に身分による選別を残し、固定化するもので、部落解放を遠いかなたに追いやるものであります。

第2に、基本法に基づく事業法では、環境改善事業だけでなく、地対法の諸事業の充実・強化を図る施策を総合的、計画的に策定実施するために、必要な法制定の準備、これを求めています。この事業法は、期限が切られずいつまでもやられること、あるいは行政として当然のことながら、公正、民主、住民合意の行政が不可欠であり、不公正な行政運営が生じないように、法的にも歯どめが必要であります。歯どめが効かないということでもあります。また諸事業の充実・強化を主張しておりますが、これらの給付事業の中心は、発足の当初は部落住民の劣悪な生活実態に見合い妥当性のあるものもありましたが、対策諸事業の進捗に伴い、部落住民の社会的、経済的地位が向上した中で、それがそのまま続けられる。住民に行政への過度な依存心を植えつけ、自立への意欲を眠り込ませるといふ有害な役割しか果たさぬものも生じるなど、問題があります。

第3に、基本法制定に当たって、もう1つのねらいとして出されているのは、相次ぐ悪質な差別事件を口実とした差別の法規制にあります。この法規制には問題があります。

それは、1つには、罰則つきの法律で部落差別を規制することは、部落差別の解消にはなりませんし、差別意識の解消は、民主主義の前進のもと

で、正しい部落解放運動や粘り強い説得・啓発など教育的方法により、本人の自主的な納得を通じて進められるものであり、法による規制はこの民主的方向に真っ向から対立するものであり、差別意識を内攻させるにすぎません。

2つには、何が差別であるかが明らかではありません。真の部落解放を願う立場からの意見や批判についても、それらが法規制によって何も言えなくなり、糾弾や確認会を法的にやりやすくしますし、何よりも部落問題についての自由な意見交換と、部落内外住民の社会的交流、相互信頼を重視するとした地域改善対策協議会の意見具申の精神から言っても、差別の法規制は、部落解放、部落問題解決の妨げになります。法務省の見解でも、このような法規制についてはなじまない、このことを明らかにしております。

このように、部落解放基本法について多くの問題点があります。市長は、この問題についてどのように考え、対処されようとするのか、お尋ねをしたいと思っております。

第4点目は、ことしの秋開かれる全国解放保育研究集会に対してどこまで協力するのか、お尋ねをします。市の職員が特別に配置されているようですが、どのような扱いになっているのか、お尋ねをします。本来なら運動団体が一切取り締まるべきであり、職員配置を行うということは問題があります。また幼児を扱う保育園で、内容的に一般的に行われる保育と解放保育とどこが一体どう違うのか、明確にさせていただきたいと思っております。

第5点目は、地方行革の中で、人減らし、合理化、嘱託化、パート化で低賃金労働者をつくり出し、住民サービスの低下や受益者負担で市民に負担をかけようとしているとき、同和行政を聖域として、改めるべき補助金や、個人給付事業における不適当な事業や、高額所得者に対する所得制限導入についても、手をつけようとしておりません。一体いつまでに、どのように改善されるのか、お尋ねをしたいと思っております。

また、職員の活性化を言われながらも同和行政において、職員のやる気をなくすような人事配置が行われていると言われております。市長はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点は、工業高校跡地問題についてであります。

先日議員説明会が開かれ、跡地全体 30,517.18㎡を価格73億 8,000万円とし、公園面積 8,700㎡のうち4分の1、2,175㎡を無償貸し付けすることで、68億 5,398万 9,389円で取得することになり、うち31億5,000万円を即納し、残金については年利率 6.5%で年賦7回払いで支払い、跡地利用計画については、ゾーン計画に基づいて進めるということでありました。数点お尋ねをしたいと思います。

第1点目は、工業高校跡地は過去に学校用地という形で用地を地元の方に寄附していただいた、このような歴史的経過から言っても、取得価格が余りにも高過ぎることです。価格の面で売り手と買い手という言われ方をされましたが、なぜ利用計画もまだ具体的にまとまっていないのに、慌てて買う必要があったのでしょうか。四日市には県の施設が何もないという点からも、地場産業振興センターの分の用地、これらについては県の用地として出させて、いろんな方法があったと思いますし、何も価格が折り合わないならば、四日市市が買わなくても、県に市の計画でもって開発させる方法は幾らでもあったわけですので。市長はどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、68億 5,000万円余の金額、金利を含めてどう償還されるのか、財政の見通しについてお尋ねをしたいと思います。また、工業高校跡地を開発されたときに、金額的にどのように処分されるのか、お尋ねをします。

第3点目は、ゾーン計画に基づいて開発するということですが、いつまでどのような見通しと計画で行うのか、明らかにしていただきたいと思っております。

また、カルチャーゾーンへのプラネタリウムの施設の見通しと計画はどう進んでいるのか、お尋ねをいたします。

第4点目は、商店主の会から切実な意見が出されてきております。工業高校跡地に商業ゾーンをつくった場合、どんなものをつくろうと、駅東商店街が影響を受けることは必至であります。これらの影響について資料的にも明らかにされておりません。この点を明らかにしていただきたいと思っております。また、駅東の商店街が影響を受けても、切り捨てていくつもりでしょうか。それとも全体の開発のあり方を改めて見直されるつもりでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

四日市の玄関として、顔として、百年の大計に基づき後世に悔いを残さない計画としなければなりませんし、今までの幾つかの施設のように中途半端なものにしてはならないと思うわけですので。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず地対法の期限切れ後の問題でございますが、同和対策に関する各種の施策というものは、今日まで同対法なり、あるいは地対法なりというものを基礎といたしまして、市といたしましては、生活改善事業をはじめ、諸施策を進めてまいったところでございます。この結果、実態的な差別というものは、私は着実に解消の方向に進んでおるといふふうに考えておりました。環境改善というものは、それなりの成果は上がってきておるといふふうに考えております。

しかし、今日においても、なお人権侵害の事象が見られる。あるいは最近の経済情勢の変化というようなこともあって、現状の事業の進捗状況で、既にハードの面を含めて解決をしているというふうには、私はまだ言い切れないのではないだろうか。したがって、もちろんこの期限内で最

善の努力をいたしますが、なおそれでも全部あと1年半でできるというふうには、私も考えないところでございまして、したがって、今後に対する対処の仕方といたしましては、根本的にはやはり何らかの法的な裏づけを持った事業化ということが必要ではないだろうか、こういうふうに実は考えておるところでございまして。

その法的な裏づけになる法そのもののあり方がどうかということですが、私は実は、法律ということについては極めて知識が少のうございまして、私は人文系の勉強をしてきたつもりでございまして、どうもその中でも法律が一番苦手でございますので、例えば今おっしゃったような基本法というものが日本の法体系の中でどういう位置づけになるのか、この4つの分野というお話がございましたが、基本法というものが宣言的なものだけであるのかどうか、その辺のことについては専門家ではありませんので、私もここで個人的な意見を申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、市長会の決議といたしまして、基本的な対策というものを法的に整備をしてほしいということ、決議をいたしております。したがって、それから先の問題につきましては、私自身もいろいろ本を読んで勉強したわけですが、どうもはっきり自分の心の中でこれであるという結論を見出すということは、なかなか難しい。残念ながら知識が乏しいと言わざるを得ないわけでございますが、この辺のところは私は専門家に任せて、恐らく国民的な合意が得られるような対策が出されるのではなかろうかと、こういうふうに思っておるところでございまして。

いずれにしても、今までの法的なあり方というのは時限立法ということでございまして、世界人権宣言というようなことも行われておりますし、人種差別撤廃条約に日本も批准をしようということで、今国の方が努力をしている段階であるというようなことを考えますと、やはり時限立法、時限立法で続けていくということには、私自身いささか落ちつかないような気持ちにならざるを得ないという、感想としてそういうような感じがい

たしておるのでございます。

次に、規制的な法文ということですが、これについても、その規制がどうなるのか、中身がどうなのかというようなことは、まだ明らかにされておられませんし、そういったものを含めて恐らく国の審議会の中できちっと議論がされて、結論が出されるということであろうと、私は想定をいたしております、国の方に対して市長会の意向を踏まえて要請をしておるところでございまして、さようご承を賜りたいと思っております。

それから、その次以降の問題については、福祉部長の方からお答えをさせていただきます。

それから第2番目の工業高校跡地の問題でございますが、私は、工業高校の跡地の問題について、県とかねてから折衝を進めてまいりました。当初、57年当時だったと記憶をしておるんですが、知事に対して、普通財産なんだから、それぞれの事業が確定をした段階で、市の方に譲るべきものは譲ってもらえばいいじゃないかと、こういう話をしておりましたが、県は一括どうしても買ってもらうんだということで、長い間もちが明かないままに済んでまいりました。いつまでもここをあのままで放棄しておくということについては、市民にとって必ずしも得策ではないというふうに、だんだんに考えが及んでまいりましたが、59年の3月議会で特別委員会の中間報告として、本市が積極的に開発、活用していくために、早急に跡地を購入するのが望ましいというような報告も出されましたし、さらに59年12月以降の議会で多くの方々のご質問にお答えをいたしまして、60年度の七、八月ごろには払い下げの問題について、県との話し合いを詰めたというお答えをしてきたわけでございまして。そういったようなことで特別委員会のご意向なり、あるいは商業者の方々からのご意向なり、さらには一般市民の方々からのご意向というものを踏まえまして、私の責任において県の方と折衝をして買い取ることにいたし、その値段の詰めに入ったわけでございまして。

この取得価格が高いか安いという問題がございますが、確かにご指摘のありましたような歴史的経過から申しますと、必ずしも私はこの値段が低い値段であるというふうには思っておりませんが、しかし、今申し上げたような事情を踏まえながら、県と十分なる詰めを行ってまいりまして、いずれも鑑定価格の範囲内ということで、県全体のこういった用地の払い下げの問題についての処理の仕方もあるというようなことで、納得をしたというようなことになっておるわけでございます。私は、公園として利用する面積 8,700㎡のうち 2,175㎡については無償で貸し付けるということで、将来とも四日市がそれはずっと利用できるんだと、こういう知事の意向を受けまして、まあまあこの値段ならばというふうに思ったところでございます。

次に商業施設の問題でございますが、55年に設置しました跡地利用懇話会におきます各界、各層のご意見でも、公園、文化施設と並んで、既存商店街と調和のとれた商業施設を望むということがあり、それを踏まえて都市計画協会が策定した報告でもそうなっておりますし、売り場面積につきましては、その時点で非常に分析が出されておりました。これは皆さんのお手元にお配りをしてあると思っておりますが、1万 2,000㎡ぐらいの立地が可能というふうに言われておりますし、さらに59年度の商工会議所が策定をいたしました近代化計画でも、やはり65年度までさらにもう少し多くの売り場面積が四日市で必要であるというふうに見込まれておりますので、これはどうしても商業施設として活用をすべきではなからうかと、こういうことで特別委員会をお願いをし、今この委員会でご検討をいただいております段階でございますから、そのご審議の結論を待って、対処をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

なお、財政の見通しの問題でございますが、これはけさほど来のご質問にもございましたように、それなりの計画を次の3カ年計画の中で組み込みながら、対処をしてみたいというふうに考えております。

なお、商店主の会の問題でございますが、私はいろいろなご意見があるかと思っております。それらのご意見を十分踏まえながら、東西の均衡をとった商業施設の開発ができればというふうに望んでおるところでございますので、今後とも関係者の方々とよく相談をしながら、問題を進めてまいりたい。以上でございます。

○議長（小林博次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 第1点の問題で、第8回の解放保育研究集会についてのご質問がございました。この協力態勢につきましては、現在のところ1人の職員が現在の職務に支障ない限りできるだけ協力するということで、児童家庭課に兼務発令いたしまして、協力態勢をとっておるわけでございます。

なお、取得制限の問題につきましては、6月議会、市長が申し上げたとおりでございます。

○議長（小林博次君） 時間が参りましたので、佐野光信君の質問につきましては、この程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先ほどの佐野議員の質問に関連して、お尋ねをいたします。

地対法期限切れ後の対応についての市長のお考え方の問題でございますが、その中で何らかの法的裏づけを持った措置が必要だというお考えを伺ったわけでございますけれども、その法のあり方の問題として、今のご答弁によりますと、時限立法という形には疑問があると、基本法的なものが必要だというふうなお答えのように伺えたわけでございますけれども、果たしてそうでしょうか。そうなりますと、一体部落差別の解消というものについてどういう展望を持つのか、全く持てないと判断をし、未来永劫に

部落差別は存在すると、こういうふうなご判断に立っているのか。それとも時限的な目標を設定して、そして遅くとも21世紀には持ち越さない、そういう真剣な部落差別解消の努力を払うと、当面期限切れ後のそういう措置として、時限的なものとしての今日までの総括の上に立った、そして真に必要な法的措置に限って求めていくと、こういうことで臨まれるのかどうか。そうあってほしいと思うのでございますけれども、そこらのところが今明らかではありませんので、今一度お尋ねしたい。

それからこの解同が出しております部落解放基本法案、その中に法的規制という内容を含んでおる、こう佐野議員が指摘をしたわけでございます。この点については、いかに法律的知識が弱いとおっしゃった市長でも、事実の問題としてその文案の中にあることは事実でございます、ご承知だと思います。その法的規制ということが行われましたときに、どんな問題を伴うのか、何を罰則の対象にするのか、あるいはまた法的規制ということによって真に効果をもたらすものか、それとも波及して、いろんな弊害ももたらしかねない、その辺の問題も、最高学府を出ておみえになる加藤市長さんでございます、一定のご判断はつくと思うのでございます。これらも率直に見解を出されること、こういうことが部落問題について率直に大胆に話し合っ、真にみずからの中にある差別意識も克服していく、みんなの周りにある差別意識も克服していく、こういうことが必要なんじゃないでしょうか。何かきょうのご答弁聞いてましても、全体として余り深くタッチされない。何かこう避けて通られているような感じすら受ける。ある意味では私は、差別意識というものがまだ存在しているのかなというふうに見ることもできると思うのでございます。

今日、市がとっておりますいろいろな、例えば個人給付の問題についても、もう何遍も指摘していますように、明らかに矛盾、不合理、こういうものが明らかになっているものまで、それを率直に正そうとされないじゃないですか。大胆に正そうとされない。ここのためらいが何なのか。私は

そこにある意味で、難しい問題だから手を触れない、措置を、対策をとれないという差別意識が潜んでいなければと思うわけでございます。ここのところ率直に話して、大胆に議論して解決していくということが、本当に求められておると思うんです。そういうことを真剣に受けとめていただいて、お答えをいただきたい。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

実際、基本法というものが日本の法体系の中でどういう位置づけをされているのかということ、これは法律論の問題でございまして、なかなか私が判断をして、どうこうということが言いにくい。事実なまはなかなか知識で物を言うべきではないというふうに今思っております。

ただ、今後同和対策事業を、ソフト面あるいは若干のハード面について進めていこうと思えば、法律的な裏づけというものが私は絶対に必要ではないだろうかと、こういうふうに思っているので、先ほど申し上げましたようなご答弁になったわけでございます。

規制法といいますか、差別事象を起こした場合の規制で、罰則を設けるとか設けないとか、あるいはその差別というものがご指摘のありましたようにだれが判断するのであるのかどうかというようなことについて、いろいろな本を読みましたが、どうも私自身、しっかりおなかの中に入らない。そうだとすれば、これは私は専門家の方々のご議論にお任せをした方がベターではないかと、基本法についてもそうでございます。したがって、私は先ほど申し上げましたような自分なりの考え方を率直に申し上げたつもりでございますので、ご理解をいただきたい。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時23分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 通告に基づきまして、数点にわたり質問いたします。

ご承知のように世界一の長寿国となり、65歳以上の人々の占める人口比率が12%という驚異的な数字に見られますように、我が国は急速に高齢化社会へと進んでおります。さらに戦後のベビーブームに生まれた我々の世代が、30年後確実に迎えるその時期のことを思いますと、大変心細く、不安になってまいります。国としても、各種年金制度や医療制度の確立をはじめとして、老人福祉対策の充実を図っているものと思われまます。当市においても、今の時代に欠かすことのできない大切な施策であるという観点から、真剣に取り組んでいただいております、その配慮に敬意を表するものであります。

ただ、気遣われますことは、対象者数が比較的数の上において少ない。その割にいろいろな施設や多額の財源を必要として、その効果がなかなか表面化しないことから、ややもするといつの間にか消極的な姿勢になりやすく、心配されます。どうか根気よく長期に持続させる行政であってほしいと望むものであります。

さて、お尋ねする問題は、高齢化に伴う老人福祉対策についてであります。

老後、健康であることがどんなに幸せであるかは、寝たきり老人を思えばよくわかりますし、そのためにも健康であることがいかに大切であるかは、言うまでもないことであります。また、今の老人は比較的金銭面や物質面では満たされており、精神面での家族の愛情や人とのふれあい、コミュニケーションを一番求めているのではないのでしょうか。その大切な肉体及び精神の健康保持対策が、案外福祉行政の中で見捨てられているのでは

ないのでしょうか。

健康保持のためには、体を適当に動かすことや、人々と楽しく語り合ったりすることが、何より大切なことだと思うのであります。多くの老人が欲望を離れ、家族とも人間関係がだんだんと遠ざかって、人生の終わりを孤独の中で暮らしている人も少なくありません。そうした人々のために、何かの施設を考えていけないものでしょうか。

例えば老人のために集い、語り合える場所を提供し、人とのふれあい、会話を楽しんでもらったり、例えば人形や焼き物のようなものをつくるとか、そういった手作業のできる設備を設け、それを福祉の店などで売ってあげるといような託老所や授産所のような、当市独自の施設を考えるとできないものでしょうか。

寝たきり老人や病弱老人が対象でありますけれども、小松市におきましては、朝8時から夕方5時半、その間だけ老人を預かる施設があることを、先日のテレビ番組で取り上げていましたが、そういった施設の応用ができないものでしょうか。

老人が大したこともないのに病院通いをし、その病院で1日じゅう知り合いと語り合っている。そういう人の多いのはなぜでしょうか。昨日中村議員の質問にありました豊田商事の例を見ても、お年寄りが寂しさの余り、いかに会話の場を求めているか。その結果、それが見せかけのやさしさであっても、全財産をも投じてしまうほど愛情に飢えていることを実証するものではないのでしょうか。

現在実施されております生きがい農園の場を増やしたり、ゲートボールコートをより整備するようなことで、1人でも多くの老人の生きがいにつながっていけば、それにかけた経費など安いものだと私は思います。どうでしょうか。ご所見をお尋ねいたします。

次に、旧市民ホールについてお尋ねします。

文化会館設立を機に市民ホールが廃館となり、その成り行きが注目され

ていたときに、運よくと申しますか、タイミングよく四日市郵便局の建てかえ時期と重なりまして、仮の局として貸借関係を結び、現在に至っていることは周知のことではありますが、新郵便局が来月完成と同時に移転が行われるという事実とともに、来年1月を待って貸借関係が終了するやに聞いております。一たんおさまっていた今後の成り行きがまた注目されることとなり、過去に私ども会派の渡辺、永田両議員より議会にて指摘したことでありますので、確認の意味を含めまして、改めて旧市民ホールの今後の利用計画について、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

続いて3点目ですが、市職員登用のあり方についてお尋ねをいたします。

今では職員の新規採用は、行革に伴う定員減少と安定した職場という世相と相まって、狭き門となっております。それを見事に突破され、採用された方々が備えられている資質というものは、どこでも通用するだけの力量を持っている優秀な人材ばかりであると認めるものであります。その人人が、配属された部署にて持てる能力を100%発揮しているかと申しますと、少々疑問を感じるものであります。最初は夢と希望を持って職務に臨んでいても、やはり人間である以上、本音は将来に向かっての自分自身の位置づけと保障にあるのではないのでしょうか。俗に言う出世と収入であります。そういう欲もないようでは、人間仕事に対する積極的な姿勢も出てこないと思われまして、人間働く大前提としましては、生活のために、そのためにこそあるからで、夢と希望を与えることによって、個人の能力を十分に引き出すことができれば、ひいてはそれが市民に還元され、大きな財産となるのではないかと思います。

現在職員の登用に関しましては、上司の判断にゆだねられている状況で、上司の見方次第でそこに不公平が生じてきます。その上、長年勤めているという年功序列的発想から、能力とは関係なしに昇格が決められている実態もあるやに聞いております。そこで、よりの確に能力判定する意味でも、

試験制度を採用し、すべての職員に機会を与え、やる気を起こさせるべきだと考えます。

試験制度がすべてよいとは思いませんし、またペーパーテストで人間性までわかるものではないと承知しております。しかし、従来の内申に試験制度を加味されまして、より正確な昇格基準を確立されることを望むものであります。

また、やる気を出させる一方の意味からも、水道局等の公営企業にて独自に採用されております職員に対しても、実力のある人には、本庁との交流も含めて機会をどんどん与えていくことも必要かと思われまます。

そして、より適切な登用を行うためにも、現在までに多くの先輩議員より指摘されました職員研修のあり方にも、民間レベルの感覚をもっと取り入れて、職員の能力開発、資質の向上を積極的に図るべきだと提案するものであります。

最後に、橋北地区における幾つかの問題について、お尋ねいたします。

住民の間から移転云々の話が出始めて10年以上経過した今日に至り、やっと前に進み出した午起三丁目の移転事業であります。遅きとはいえ、移転先、事業のスケジュール、移転地での配置等が定められまして、その努力に対し敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第であります。

しかし、今後権利者との土地建物の内容や移転費用など、具体的な調整という難しい問題に入っていきますので、なお一層努力を払われ、特に市営住宅の早期着手等、63年度を待たずに進められることもあるかと思っておりますので、あわせて事業の促進を図られるようお願い申し上げます。

次に、地区全体を見渡した中で、住環境整備が甚だしく遅れておりますところの東新町、浜一色、京町についてお尋ねいたします。

この3町は、ご承知のとおり過密地帯であります。消防車はもちろんのこと、清掃車や救急車でさえ進入に困難な道路形態であります。いざ大地震や火災などの災害が起きたとき、多くの人命や財産が失われる危険性

をはらんでおります。また、マイカーすら地域外の離れたところに駐車場を借りている現状であります。当然のこと、下水道整備も遅れております。その裏づけが、地区要望の大半に下水の整備に関するものが出てきているという一言で言い尽くせるかと、私は考えております。そのため再開発委員会を地区に設けまして、行政側のご指導を受け、そして勉強会を行っておりますけれども、現在の悪環境を改善するためには、手法として区画整理事業が最も効果があるということですが、これも非常に難しい事業でありまして、住民の理解と協力がなければ進まないのが、末永・本郷地区における最近の例であります。減歩、住民負担、借地、借家人という問題もありまして、住民の理解と協力を得るためにも、いろいろな角度から検討していただくと同時に、事業促進からも、先行してでも公有地の確保などの努力をしていただくよう、お願いするものであります。また、整備がなされていくとしても、長期にわたるかと思われましますので、その間下水道の整備についても、前向きにご検討いただきたいと思います。

次は、三滝公園に関してお尋ねいたします。

現在武道館を建設中で、来年3月完成と伺っておりますし、開館にあわせて駐車場の整備充実が図られるわけでございます。その時期について具体的にお聞かせいただくと同時に、開館の運びとなりますと、当然車で行かれる方が増え、特に利用度の高い休日などにはたくさんの車による駐車場への出入りが予測されます。恐らく駐車場への出入り口は、公園の北東に当たります午起末永線の関西線踏切際に設けられると思いますが、ほとんどの車が西側より踏切の手前を右折することになります。現況でもその出入りの際には危険を伴うこともありますし、何らかの対策を講ずる必要があると考えますけれども、そのような検討をされたのか。また、グラウンドやテニスコートの利用者が憩える木陰ですら不足ぎみであった縁を、この際増やしていただくよう、昨年12月議会にて要望いたしました。公園内の各施設の改善とともに具体的な計画をお持ちでしたら、お聞かせ願

いたいと思います。

3点目は、橋北幼稚園の2年保育実施と園舎の改修についてであります。

公立幼稚園にありましては、市民の要望を受け、昭和51年より順次2年保育の拡充を図られ、現在に至っておるわけですが、残すところ2園だけと伺っております。そのうち橋北幼稚園におきましては、数年来父兄の間に2年保育実現の希望があり、近年に至っては地区的問題として、PTAはもちろんのこと、自治会でも真剣に取り組まれております。橋北幼稚園に4歳児の受け入れがないために、やむを得ず私立の幼稚園に、時間をかけ、お金をかけて通園しているのが現状であります。特色のある私立の幼稚園を望まれて行かれる人々ばかりでしたら問題はないのですが、公立、私立の選択すら許されない状況は、他の幼稚園と比較し、公平さに欠けていると思います。私自身卒園式に列席した際、送ってくれる後輩が1人もいない式を目の前にしまして、それでも精いっぱい式典に臨んでいる園児たちの気持ちを思いますと、とても悲しい気持ちでいっぱいになります。園には幸いといえますか、空き教室も現在ございます。あとは教育長の英断を待つばかりでございます。何としても来年度から実施されますよう、強くお願い申し上げます。

園舎の改修につきましては、私がここで一点一点指摘いたすよりも、老朽化した木造園舎の実態を教育長みずから見ていただければ、ご理解いただけたと思いますし、古いことがすべて悪いとは申しませんが、教育上の観点から、改善しなければならないそういった点が多々あり過ぎるということをご認識いただくとともに、他と比較して行政の平等の恩恵をこうむっていないという、こういった現実からもご検討されるよう、よろしく願いいたします。

数点挙げましたけれども、どうかご誠意のある回答の方をよろしく願いいたします。

○議長（小林博次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 高齢化社会を迎えて、その老人福祉対策についてお答えいたします。

従来から老人福祉対策として進めております要介護老人への在宅福祉サービスの充実、それに加えて在宅の老人を考えた場合、老人の生きがいを高め、生き生きとした老後づくりを目指していくということは、要介護老人とならないための予防でもありますし、老人福祉対策にとって重要な側面だと考えております。

生きがいは、個人の価値観、人生観などによって、いろいろ考え方が違うわけですが、高齢の方々が世代間の交流、それとともに仲間づくりに努めていく、さらにその能力を生かして、社会奉仕活動や地域社会に寄与する活動などに参加して役割を持っていただくと、そうした中でコミュニケーションを高め、また生活できるような環境づくりを進めていくということが、ご指摘いただいたようにこうした健康老人対策と申しましょるか、そうしたことに一番大切なことではなからうかと思うわけです。

このため市といたしましては、老人福祉センターの利用促進、あるいは老人クラブによる社会参加活動の推進、あるいは高齢期にふさわしい課題の学習と実践活動を学ぶ熟年大学の開校、それと同時にまた高齢者の就労の機会を提供するシルバー人材センター「高齢者事業団」の運営、その充実を努めているところでございます。それぞれの中でそれぞれお年寄りの方々が仲間づくりを進めながら、非常に喜ばれ、頑張っていたいただいているということが言えると思うわけでございます。今後さらに一層この推進をしていくということが必要だと思います。

現在、高齢者総合福祉対策調査研究会をつくっております、老人の意識調査等を進めております。ご指摘のいろいろな対応につきまして、こうした調査の結果を見ながら選択し、さらに一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林博次君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） ただいまのご質問の旧市民ホールの関係について、ご答弁を申し上げたいと思います。

本件につきましては、去る6月議会におきましても、数人の議員の方々からご提言、ご質問をちょうだいしておるところでございますけれども、その際市長からもお答えを申し上げましたとおり、去る5月に片岡助役をキャップにいたしまして、9つの部課の職員で現在跡地利用研究会を設置いたしまして、跡地利用計画、あわせて諸会館の建設計画の策定も、遅くとも年内を目途の一つの方向づけを出したいということで、現在鋭意検討を重ねておるところでございます。

今日までの検討経過を若干申し上げますと、既にご承知のとおりいろんな施設の建設構想があるわけでございますけれども、その中には長年の懸案でございます総合福祉会館、それから保健センター、あるいは職員会館、これらの施設について、その構想をそれぞれベースに合わせた建築物にしたいということで、その規模、機能、あるいは構想、敷地面積等について、種々検討を加えておるところでございます。

また、その敷地の活用計画についてでございますけれども、今のところ現在の旧市民ホールの跡地をこの合同会館の建設敷地のまず有力な候補地として考えておきまして、建物の大きさなり形状、あるいは周辺環境等の物理的な要素、さらには将来の発展性なり変貌ということも十分考慮しながら、検討をしておるところでございます。

しかし、いずれにいたしましてもこれだけの計画をいざ実現しようということになりますと、何分にも非常に多額の事業費を必要とすることでもございますので、したがって、現在四日市市の置かれております財政事情、こういったものも十分勘案しながら、計画の具体化に努めなきゃならぬだろうということでございまして、今の段階では、現在取りまとめを行って

おります第四次の基本計画の策定される時期までに、これらの問題を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

それから次に、職員の登用のあり方にかかわりまして、試験制度の問題等、ご提言をちょうだいしたわけでございますけれども、本来管理監督者に職員を登用いたします場合には、当然のことではございますけれども、本人の持っている能力というものを中心に基づいて行うことが、一つの原則ということになっております。この組織の中で一つの目標を定めまして、部下職員の力を十二分に結集させて、さらにその目標を効率的かつ効果的に達成していくためには、管理監督者のリーダーシップというものが、非常に大きな役割を果たしておることが言えると思います。

したがって、これらの選抜については、十分に慎重に登用することが強く求められておまして、これが比較的職員数の少ない団体でございますと、ある程度職員の勤務成績なり能力というものが十分把握できるということから、強いてそれらの職員の能力を判定するための方策というものを特別に考える必要がないかもわかりませんが、四日市市のように現在 3,000名以上の職員を抱えておまして、どうしても一つの人事考課、あるいはそれぞれの上司からそれらの職員に対する聞き取りというものをしないことには、適正な登用は非常に難しいという面があるわけでございます。

したがって、それではどんな方法が望ましいのかということになりますと、客観的あるいは公平という観点から考えますと、人事考課と、先ほどご提言のごさいました登用のための昇格試験を併用して行うということも、一つの適切な方法であろうかと考えられるわけでございます。

ちなみに現在人口10万人以上の市で昇格試験を実施しておりますのは、まだ約1割程度でございますけれども、最近職員の高学歴化、あるいは高齢化、年齢構成の偏りあるいは組織の簡素化という状況の中で、この昇格試験を実施する団体が増えておることも事実でございます。しかし、これ

も今ご提言がございましたように、単なるペーパーテストだけに頼って行われる昇格試験だけでそれぞれの登用を図るということになると、いろいろまだ問題点があることも事実でございます。昇格試験というのは、人事考課を中心に行われる中で、あくまでも補足的な一つの手段として行っていくのがいいのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

四日市におきましては、これまでの昇格の際には、勤務評定と、先ほど申し上げました上司からの聞き取りを中心に、それぞれの登用を行ってきておられますけれども、昨今の市の行政を取り巻きます行政環境、非常に複雑多様化してまいりまして、管理監督者には、さまざまな能力が必要とされまして、特に企画立案の政策形成能力とか、あるいは状況分析、判断する能力、あるいは部下の指導育成能力というものが、非常に強く求められてきておるのも事実でございます。したがって、今後四日市市のこの管理監督者への登用時におきまして、どういう方法が一番ベターなのかということ、そして職員の能力・適性というものをどういう方法で判断すれば一番適切につかむことができるかということを含めて、今後とも十分に研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解賜りたいと思います。

さらにそれぞれの職員の資質の向上につきましても、いろんな研修を踏まえてそれぞれの実務に対応した方策で今後対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご了解を賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 橋北地区の諸問題につきまして、再開発事業の促進等の問題、また三滝公園の整備等につきまして、2点についてお答え申し上げます。

まず、午起三丁目の移転問題でございますけれども、午起三丁目の皆さ

ん方の移転に対する意向調査というのを、ことし六、七月にかけて行いまして、近くこれに基づきまして、直営でございますけれども、建物調査をしてみたいと思います。こういう調査ができましたら、次に準備、移転に伴うこういう一つの基準案というものを、皆さん、地元の権利者の方々とも十分意見の交換をしながら作成いたしまして、一つのルールみたいなものをつくりまして、一つの移転案というものを一遍考えてまいりたいと、かように思っております。もちろん市営住宅等につきましても、このアンケートにつきましましてはとってまいりましたので、並行して進めてまいりたいと思います。こういうふうな調整を図った上で、一応昭和63年度移転開始を目途に、今後努力してまいりたいというふうに考えております。

地域全体の問題でございますけれども、今おっしゃられましたように、当地区には地区再開発推進委員会ができておみえになりまして、さきの委員会の中で、私どもといたしましては、都市改造を内容とした面的な区画整理事業が、この地域の手法といたしましても一番効果があるし、必要があると説明させてもらってきたところでございますが、いろいろまた今度ディスカッションすることがございまして、今後やはり下水、道路、公園等の環境整備について個々に問題提起しながら、委員会の意向を反映した橋北地区のまちづくりに最も適した手法はということなのか、どういう方法があるんだということも、もう一度皆さん方と詰めてまいりたいと思います。次に9月末日を予定しておりますので、もう少し具体的な図面等も用意しながら、ご意見を聞き、お互いの意見交換をしてみたいと思います。また、この事業方法が確定してまいりますれば、用地の確保ということも必要と思われるので、今後の推移の中で検討してまいりたいと思います。

三滝公園の整備計画でございますけれども、現在武道館の建設及びこれに伴います公園の整備を進めております。武道館につきましては、本年度完成予定でありますし、公園の改良整備は、もう少し継続して進めてまい

ります。

特にご質問のございました進入路につきましては、現在利用しておる進入路の交差部が国鉄の踏切に確かに隣接している関係上、混雑時には車両が踏切上で立ち往生するというような危険性も十分考えられますので、進入路の交差部を踏切から西の方へ離しまして、流出入がスムーズにできるよう、この場所の改良工事を予定しております。

また、現在公園内には、テニスコート、多目的広場、また児童公園ゾーン、また多目的な小広場がありますが、新しい整備計画につきましても、各施設の機能を損なうことのないような整備にいたしまして、また工事中につきましても、できる限り利用いただけるよう進めてまいります。

特に、具体的に緑を増やす問題につきましては、公園の道路前面の緑を増やす問題、また駐車場をとりますところでの緑を増やす問題、テニスコートの西側の緑を増やす問題、また多目的広場にも緑を増やしていこうと、こういうふうに具体的に考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小林博次君） 下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） ご質問のございました橋北地区の公共下水道の問題につきまして、お答えを申し上げます。

三滝川、海蔵川間に挟まれました橋北地区の下水道整備につきましては、昭和45年、市の単独公共下水道事業として工事に着手をいたしまして、戦災復興区域を中心に整備を進めてまいったわけですが、昭和51年から一部地域の供用を開始いたしております。

現在までの事業の進捗状況は、計画排水区域171haに対し、これまでに戦災復興区域を中心に約100haの区域が整備を完了いたしておるわけでございます。一方残されております戦災復興区域外の整備につきましては、これまでも地区の方々から再三強いご要望をちょうだいいたしておるわ

けてございますが、ご存じのように現状では道幅も狭く、公道も数少ないため、下水管の布設が極めて難しい状況下にあるわけでございます。

しかしながら、当地区一帯は外周が河川で囲まれ、排水が非常に悪い地域でもございますため、排水対策上不可欠な場所につきましては、これまでも下水管の布設に努力を払ってまいったところでございますが、ただいまもお話のございましたように、年々浸水問題が深刻さを増しておる状況でもございますので、今後とも浸水対策の面から、緊急を要する箇所につきましては、さらに一層の努力をいたしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

幸い当地区には、先ほど都市計画部長の方からもお話がございましたように、地区再開発推進委員会も設けられておりますので、地区全体のまちづくりの中で今後抜本的な下水道整備のあり方についても、十分話し合いを行ってまいりたいと考えておるわけでございますので、どうかよろしくご了承を賜りたいと存じます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 橋北地区の諸問題の中で最後になりましたが、幼稚園のことについてお答えいたします。

公立幼稚園の2年保育につきましては、昭和51年度を皮切りに、現在23園中21園で実施しており、橋北幼稚園と中部幼稚園の2園が未設置園となっております。この2園は、特に57年度以降の5歳児の応募者が30人以下となり、年によっては20人を割ることもあったことが、その一因となっております。これは全国的な幼児数の減少傾向に加えて、この地域の過疎化傾向とが相まっての結果だと思われま

す。ご指摘の橋北幼稚園へ通園している児童の居住地区は、川原町、滝川町を除く橋北地区のほぼ全域であり、通園距離などからも他の既設の幼稚園への通園も考えがたく、ある意味でその地域に住む子供たちが取り残され

ていると思われる住民の方々のお気持ちも、十分理解できるところでございます。

しかし、2年保育実施につきましては、幼児教育にかかわりのある公・私立の幼稚園・保育園の4者が、本市の幼児教育のあり方について協議し、推進してきた経緯もございますので、橋北幼稚園の2年保育実施問題についても、この4者で構成いたします幼児教育連絡協議会、略して幼連協と申しておりますが、この場に実施の提案をしているところでございます。この協議の結果や都市計画、幼児数の推移、あるいは既存の2つの保育園との関連を十分に考え合わせまして、実施に向けて今後とも前向きに努力してまいる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

また、次に園舎のことでございますが、当園の園舎は、昭和31年ごろに建築されました木造園舎でございますが、当面木造の温かみを生かしながら、園児の教育・指導に適合した園舎に改修をすることによって、イメージの一新を図りたいと存じます。以上でございます。

○議長（小林博次君） 大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 ご答弁ありがとうございましたと言いたいところでありますけれども、率直に申しまして、非常に言いにくいようなご回答でございました。特に老人福祉対策にかかわりましても、私が具体的な例を挙げましてお尋ねした点につきましてのご回答がなかったように思いますし、慣例といいますか、十分検討をいたしますという一言で、見事に肩透かしを食ってしまいまして、大変がっかりしております。これはいずれにしても早急に解決できる問題ではないと思いますし、私も腰を落ちつけて、これから長い期間にわたりどんどんお尋ねしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、旧市民ホールの今後についてということでお尋ねしておりま

す問題にかかわりまして、ご答弁いただいたわけですが、やっぱり形が浮かんできたかなということが、率直な感想でございます。

しかし、私が、お伺いしておりますところ5年来、この問題について議会でもいろいろとご指摘いただいておりますというふうに伺っておりますし、例えばこれが民間に置きかえてみますと、こんなに悠長なことすると会社が倒産してしまうんじゃないかなと、こういう気持ちを率直に抱いたわけでございますけれども、現状もありますし、諸事情もわからないことはありますので、その辺は今後に期待をしまして、いつかは解決をしなければならぬ問題であると思っておりますので、1日も早くご計画のほどを立案されますように、ご期待申し上げます。

市職員登用のあり方につきましても、試験制度の採用ということをメインに置きまして、お尋ねしたわけでございますけれども、いずれにしても人が人を公平に選んでいくということは、非常に難しいことであると思っております。何が一番いいかということは、これはなかなか挙げにくいことでもありますので、現状の中で一つひとつ積み重ねられまして、最もいいという部分を採用されまして、これからも前向きに、また全員の職員に対して平等な機会を与えていただきますように、くれぐれもお願いをしておきたいと思っております。

それから橋北地区の諸問題という中での午起三丁目の移転事業、それから部分的な再開発という問題につきましては、これもやはり早期に解決できる問題ではないと、私も認識しておりますけれども、かなり長い間現状のまま、ある意味では行政の犠牲となってほっておかれた、そういった問題でありますので、今は確かに遅いとは思いますが、今からでも一歩一歩進んでいただきまして、何とか住環境整備がされまして、もとの橋北地区のような活気のあるまちによみがえらせていただくことを、お願いをしておきたいと思っております。

それから、橋北幼稚園の2年保育の実施の問題であります。先ほどご答

弁いただきまして、幼連協の中で協議をして、前向きの姿勢で検討していくというように私はお伺いしましたんですけれども、私どもの会派にみえます坂口議員が、58年の12月議会におきまして、幼児数がだんだん増加をしましりましたので、4歳児の保育につきましても1クラスではなく、2学級の増設を質問いたしましたところ、当時の教育長であります館さんの方から、「60年度をめぐりに2年保育の1学級設置が達成できると考えているので、それを機会に、現在の施設の状況、地域の幼児数の推移を勘案しながら、4歳児をどのように増設するかということを検討していきたい」と、こういった答弁がなされております。私は、4歳児を2学級にしてくれと言っておるのでありません。1学級を何とか設立していただきたいと、ただこれだけの非常に私自身遠慮を含めましたお願いをしているつもりでありますので、何とか実施できますように、もう一度再答弁、お願いしたいと思っております。

そうした、その一つの理由に挙げられました中に、幼児数の減少ということと過疎化という問題に触れてお見えになりましたけれども、4歳児保育がないために、やむを得ず私立の幼稚園に行かれる方も大勢お見えになると伺っております。強いて引きかえてみれば、4歳児保育がないために幼児の、園児の減少につながっていると、こういった私は理解をしておりますのでありますけれども、その辺が少しつじつまが合わないように思いますので、それにつきましてもう一度ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

いずれにしても、地区が今真剣に取り組んでいる問題でもありますし、その辺の過疎化の歯どめの一つにもなろうかと、こういった大きな観点からとらまえておりますので、はっきりとしたご返事をぜひいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） お答えいたします。

ただいまのご事情の説明、それから地元の方のご熱意もよく私は理解できるところでございます。

ただ、先ほどの幼連協に目下提案中でございますので、それも一応踏まえてという気持ちで、私としましては先ほど申しましたように、まだ今後も前向きに努力していくというのが私の決意でございます。よろしくご理解ください。

○議長（小林博次君） 大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 一つだけお尋ねをしたいと思っておりますけれども、4歳児保育、2年保育の実施に当たっての執行権というのは、これは幼連協にあるわけでしょうか。その辺のお答えをひとつよろしくお願いします。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 執行権が幼連協とは私は考えておりませんが、従来の慣習と、目下そこに提案をいたしておりますので、できればその返事を聞いてからでも決意は遅くないじゃないかなと考えておまして、できたら円満に実施したいと考えておるのでございます。

○議長（小林博次君） 大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 相手が女性ですので、非常に心苦しいのですが、私も引くに引けないこういった事情もありましてここにただいま持っております用紙が1枚ございます。先ほど教育長が園児数の減少という問題を言葉で出されましたけれども、実は地元の方で皆さん非常に熱心に動かれてまして、来年度4歳児に該当する方を一軒一軒回られまして、希望者をお伺いしましたところ、もし来年4歳児保育が実施されたならば、そこへ行こうという方の名簿リストでございます。今ははっきりと返事をされた方だけでも二

十七、八名の方がおみえになります。教育と申しますと、そこに確かに立場的に苦しい点もあるかと思ひますし、政治が多少介入するという部分もあるかと思ひますけれども、これはあくまでもお子さん一人ひとりの大変に重大な問題でございます。今、橋北地区の中に私立の幼稚園もありませんし、皆さん送り迎えをされたり、またお金を払ってバスの送迎で通園されたりという、非常に負担となっておることもご認識いただいております。思うんですけれども、こういう声もあることすし、またこういうものも取ってまで何とかして推進してほしいという人々の願ひもあることすので、再度そういう点も考えていただきまして、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 再度のお答えて恐縮でございますが、先ほどその白い紙に27名か28名の方はできたら行こうというお話を伺いましたんですが、幸いここは園舎がもし改築できますと1部屋ございます。それでそこいら辺で前向きに考えたい。目下はせつかく口をかけたものですから、幼連協の返事待ちということになっております。その後前向きに判断いたしたいと考えております。

○議長（小林博次君） 大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 お伺いしておりますと、ご検討をさせていただくと、前向きにご検討をさせていただくと、大変ありがたい言葉ではありますけれども、幼連協というのは、私は今でもひっかかっております。円満にという言葉も出てまいりましたけれども、どういう意味で円満なのか、そういう理由も聞いておりません。まだまだ納得できぬ部分が大変ありますので、具体的におっしゃってもらえるものなら、ぜひ伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 先ほど来教育長がご答弁申しあげておるわけですが、実はその幼連協、幼児教育については、私立の幼稚園があって、大変熱心に取り組んでいらっしゃる。したがって、公立は公立だけの判断でどんどんどんどん事を進めていくということになりますと、私立の幼稚園にかなり影響が出てくるということから、双方が十分話し合っ問題の解決に当たろうということで、幼連協の話し合いが行われているわけでございます、教育長は、ただいま大谷議員さんのご質問にあったことを十分踏まえて対処してくれるものだろうと、私もそういうふうに思っておりますし、来年度以降の問題でもございますので、今直ちにここで確たるご返事を申し上げるということは、予算編成上の問題もあって、大変難しいだろうというふうに思うわけでございます。

したがって、私もきょうの大谷議員さんのご質問というものを十分おなかの中に入れて、今後に対処をしまいたいということで、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（小林博次君） 大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 やっと何かわかりかけてきたりしまして、市長さん、教育長さんの前向きに検討するという言葉をこの場で信用させていただくことにいたしまして、質問自体を終わらせていただきますけれども、時期的なものとしましては、来年度実施しても募集の問題がありますので、そう時間がないということだけをくれぐれもご認識の上、先ほどいただきましたお言葉をいい方向に持っていただきますように深くお願いいたしまして、大変しつこいようでしたですけど、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時34分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 本日最後の質問となりました。大変お疲れでしょうが、しばらくご辛抱いただきますようお願いいたします。では、通告の順に従いまして、4点につき質問をいたします。

第1点目は、非核平和都市宣言についてであります。本年3月の定例本会議において本市も非核平和都市宣言がなされ、心から喜んでいる1人です。戦後40年の節目を迎え、再び悲惨な戦争を起こしてはならないという願いを含め、非核平和都市宣言が急速に広がり、本年7月現在非核平和宣言を行っている自治体は全国で514自治体にも達し、全自治体の15%を超えるに至りました。

また、唯一の被爆国日本だけではなく世界各地でも広がっており、我が国を含め世界で2,611自治体にも達し、核兵器廃絶の日に向け、非核地帯化の動きは世界的な規模で進みつつあります。

本市も宣言から6カ月経過した今日、宣言にふさわしい都市づくりにどのように取り組んでこられたのか、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、まずお尋ねをいたします。

先月、広島、長崎の被爆記念日に議員の代表の方々が平和式典に参加され、大いに成果があったと思います。このような具体的なお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。今後毎年この式典に議員だけではなく、市の職員も含め極力参加してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そのほか少々ご提案を申し上げたいと思います。

まず、非核平和都市宣言が採択された3月25日を記念日とし、毎年記念行事を行ってはどうかと考えております。本議会の日程の関係で前後する場合も考えられますが、非核平和都市宣言の記念日を設定し、記念の集い等を行い、多くの市民に参加を呼びかけていってはどうかと思います。特に、戦後世代の市民は戦争の恐怖を体験しておりません。私も3歳で終戦を迎え、真の怖さを知りません。そこで、戦後世代を中心に平和意識調査を行い、平和意識の高揚を図ってはどうかと思います。

また、平和都市づくりをテーマに、広く市民より標語を公募し、優秀な作品は「広報よっかいち」等で発表していってはどうかと考えます。

本市は、昭和20年6月18日空襲に遭いました。尊い数多くの人命や財産が奪われました。このいまわしい戦争を二度と起こさせないためにも、また後世の世代に残しておくためにも、当時被災された市民から戦争体験記なるものを公募し、それをつづり、1冊の本にしてはどうかと思います。

もう1点としまして、太平洋戦争が終結して40年を迎え、市民の半数以上が戦争を知らない世代となった今日、伝えなければならない戦争資料についても、風化、散乱が著しい現状であります。

こうした中で、行政がリードして市民に呼びかけ、各家庭に眠る歴史の品を集め、展示し保存していける常設展示館の設置をぜひとも実現していただきたいと切に願うものであります。ご所見をお伺いいたします。

第2点目は、家庭の日についてであります。青少年の非行は近年特に暴力化し、家庭、学校、社会へと広がり、非行の低年齢化、女子の非行増加等いとまがなく、まことに憂うべき現況であります。それらの犯罪、非行等の背景には、必ずと言っていいほど家庭の問題が指摘されております。

家庭の環境は子供の人間形成に大きな影響を持ち、教育上極めて重視されなければなりません。青少年の健全育成の土台は家庭であります。そのため家庭が憩いの場となり、教育の場となり、家族のあすの力を生み出す場として、さまざまな方途を工夫し、父母の識見を高め、家庭の教育力を

向上し、温かく厳しい家庭づくりへの努力が急務であります。

それらのきっかけをつくる日として家庭の日が設定され、本市におきましても毎月第3日曜日を家庭の日として設定されておりますが、この家庭の日を本市ではどのようにとらえ、取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

私どもが不勉強なのかもしれませんが、本市における家庭の日のとらえ方は、一部の市民を除いて大半が毎月第3日曜日が家庭の日であることすら知らない現状で、PR不足ではないかと思えます。先ほども述べましたが、家庭が青少年を健全に育成するための最も重要な基盤であるわけですから、毎日が家庭の日となることが望ましいはずです。しかし、仕事を持つ父親や母親はなかなかそうもまいりません。せめて設定された家庭の日は、各家庭が意図的に実践し、それを習慣化していけるよう行政の指導が重要であると考えますが、いかがでしょうか。

毎月の家庭の日に、全世帯に計画表なるものを配布してはどうかと思えます。この計画表の内容としては、毎月の家庭の日のテーマ、ねらい、家庭作業、話し合い、レクリエーション等家庭づくりの行事例を記載し、各家庭ではこの計画表を掲示し、活用するよう指導していってはどうかと思えます。この計画表に基づき実践した家庭から、その家庭の日に行った親子の対話や行事の内容等を「私の家庭の日」と題して作文を公募し、紹介してはどうかと思えます。

また、家庭の日に限っては、自治体が管理する公共施設を無料で親子利用者に開放し、レクリエーション等家庭のふれあいの場を提供してはどうかと思えます。

今年11月10日に四日市スポーツランド・アスレチックにおきまして「ふれあいアスレチック」と題し、無料解放する予定と伺っておりますが、大変結構なことだと喜んでおります。一人でも多くの親子が参加し、大成功できますように努力をお願いしますとともに、今後もこのような行事を毎

月の家庭の日に実施していただくよう切に願うものであります。また、この家庭の日は大人のスポーツ大会やその他の公的行事を極力組まないようお願いしていただきたいと思います。

いろいろ問題点はあるとは思いますが、せめて月1回の家庭の日だけでも親子がゆっくりと話し合い、家族のふれあいを深めることにより、親の子供に対する関心度も高まり、青少年健全育成の一助となるのではないかと思います。本市から青少年の犯罪・非行をなくすため家庭の日のとらえ方を全面的に考えなおす必要があるかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

第3点目は、父子家庭についてであります。

最近、経済的不況また精神的荒廃により離婚が多くなり、それに伴って母子家庭や父子家庭が多くなってきている現状であります。また、今後も増加の傾向にあります。母子家庭には一応の福祉政策があり、手当等が支給されておりますが、父子家庭に対する福祉政策は皆無に近い現状であります。

58年9月の定例議会におきまして、「児童福祉の推進について」を私は質問いたしました。その中で父子家庭の問題についても少々質問しております。その後何ら父子家庭に対する福祉の手が差し延べられておりません。最近の厚生省の発表によれば、低い年取で食事や洗濯に振り回され、子供のしつけに悩むという調査結果が出ております。比較的若い父親が多く、経済面においても、生活面においても何かと不自由しているのが実情であります。

両親がそろっておらず、生活が大変であるという条件は母子家庭とも同じであるにもかかわらず、制度によって何の責任もない子供を差別することは間違いであると思っております。したがって、父子家庭に対しても本市独自で児童福祉手当等を支給していくべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

参考までに既に実施されている市を紹介しますと、鹿児島県の大口市では49年3月に既に条例が制定されております。当時は基本年額1万2,000円、第2子には3,000円が支給されておりましたけれども、53年3月に条例が改正されまして1万5,000円及び第2子には5,000円の支給改正がなされております。本市もこのように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほどの調査結果にもありましたが、父子家庭の父親として共通して一番困っているのが食事についてであります。その解決策の一助として、父子家庭に週2日程度夕食の支給をしてはどうかと考えます。また、毎日の食事の献立表を配布してあげてはどうかとおもいますが、いかがでしょうか。四季それぞれ父親や子供たちが手軽に料理できる栄養のある献立とその結果どうであったか簡単にメモができ、表紙をつけてとじれば1冊の本にできるような献立表を作成し、配布してあげれば大変喜ばれるのではないかと思います。お答えをいただきたいと思います。

最後、第4点目は、小中学生の健康づくりについてであります。

学校教育の中で健康づくりは極めて重要な柱であります。次代を担う青年がたくましい心身を養っていくためには健康教育が基盤でなければなりません。学校教育の中でどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

最近の子供の体格は極めて発達が目覚しい反面、骨格が弱く骨折する子供が多いように思います。それは果たして私どもの子供のころよりも、今の子供の骨自体の方が弱くなったのでしょうか。一概には言えないのではないのでしょうか。転んではけがをし、転んではけがをしということの繰り返しの中で私たちは成長してまいりましたが、今の子供にはそれをとめている親が多いように思います。いわば過保護に育てているため、本当の本人の反射神経や防衛体力に原因があるように思われます。また、すぐに疲れたと口にし、だるさを訴える子供も多いのは体を動かす量が少なく、乗り

物に対する依存度が大きくなっているのも原因の一つであると思います。

私は今の子供に昔の日本の遊びをやらせることを進めます。あやとり、お手玉、竹馬、押しくらまんじゅう、隠れんぼう等々、戦後日本は近代化をあせり過ぎ、古いものを切り捨てることに終始したあまり、古いよいものまでも捨ててしまったのではないかと思います。こういった遊びもその一つです。これらの中には人間が育つのに必要な要素が幾らでも含まれていると思います。そういった点を健康教育の中で取り入れていただきたいと思います。何も学校内で遊びを強調する気持ちなど毛頭ありませんが、健康教育を最重要視する観点から、勉強勉強の明け暮れではなく、もっと余裕のある教育指導を行っていただきたいと思います。

次に、学校保健法に基づく健康診断の疾病異常の第1位は虫歯であります。この虫歯対策についてお尋ねをいたします。

昭和59年度、本市における小中学校の定期健康診断結果表を見ますと、小学校男子の受検者総数1万3,159名のうち、虫歯にかかり処置完了が2,289名に対し未処置が8,241名で、受検者全体の62.63%が未処置のままになっております。また、小学校女子では受検者総数1万2,574名のうち処置完了が3,454名それに対して未処置が7,668名で60.98%。中学男子では受検者総数6,754名のうち処置完了が2,625名に対して未処置が3,405名で全体の50.41%。中学女子では受検者総数6,394名のうち処置完了が2,488名。未処置が3,477名で全体の54.38%が未処置のままです。

いずれも全国及び県平均を下回っているとは言えるものの、半数以上の生徒が虫歯にかかって放置された状態になっております。

虫歯対策は就学以前の幼児期からの歯磨き運動並びに母親の虫歯に対する関心、注意の喚起などが大切であります。学校教育の中では歯の健康に対しどのように指導されているのかをお尋ねいたします。

また、学校における歯磨き運動の実態についてお聞かせください。充実

した歯磨き運動をするには、洗面所の設備が十分でなければなりません。本市の小中学校における洗面所の設備の状況もお聞かせ願いたいと思います。

虫歯にならないことが第1ではありますけれども、早期発見・早期治療が必要であります。学校の集団健診で虫歯を発見しても通学時には治療が難しく、夏休みなどを利用して治療に当たっておりますが、早期治療という点から、夏休み以外にも1年を通じ児童の優先治療を実施していただける日を十分に設定していただけるよう医師会にお願いをしていただき、全児童が虫歯の処置が早急に完了できますように取り計らっていただきたいことを強く要望いたします。

次に、疾病異常第2位の視力異常について少々お尋ねをいたします。

健康診断結果表では、裸眼で1.0以下の視力の子供が、小学校男子で15.4%女子で20.63%、中学男子で28.97%、女子で39.6%という数字が出ておりますが、目の健康についても学校教育の中でどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

聞くとところによりますと、中国では目の悪い子供がほとんどいないようですが、テレビの普及率、パソコン等日本とは生活環境の違いもあるでしょうが、中国の学校では授業開始前には、必ず目の体操を徹底して行うようであります。この体操の効果は大変なものだと聞いております。本市もこの目の体操を十分に取り入れていただくよう、最後に要望しておきます。

以上4点につきご答弁をいただきたいと思います。

なお、私は今回再質問は一切いたしません。どうか誠意ある納得のいくご答弁をいただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 総務部長。

〔総務部長（毛利道男君）登壇〕

○総務部長（毛利道男君） それではご質問の一番最初の非核平和都市宣

言についてのお答えをさせていただきたいと思ます。

四日市におきましては、去る3月、ご指摘のように議会の議決をちょうだいいたしまして、非核平和都市宣言を行ったところでございますけれども、ご指摘のように、この宣言のしっばなしにならないように、いろんな本市にとって初めての試みも含めまして幾つかの行事を行ってきたところでございます。すなわち8月の原爆の記念日に合わせまして、懸垂幕あるいは啓発の看板を掲出いたしましたし、それから広報への折り込み、あるいは8月8日には文化会館におきまして「非核平和都市講演と映画会の夕べ」、あるいは写真展等も開催させていただいて、多数の市民の方々のご参加をいただいたところでございます。

私自身もこの8月6日に広島市の平和祈念式典に初めて参加をさせていただきました。この核兵器廃絶に対する全国民の願いを直接体験させていただいたわけでございますけれども、当日式典の参加者の中に非常にたくさんの方々がいられたことから、自分自身の目でこの核廃絶への希望・念願はひとり日本人のみにとどまらず、世界の願望であるということを確認させていただきまして、非常に意を強くしたものでございます。

こうしたことから、今後の取り組みといたしましては、ご指摘いただきましたように、市民の平和に対します意識の盛り上げを図っていかなければならないことは言うまでもございせんけれども、そのための具体策といたしまして、啓発塔の設置なりあるいは市立図書館での資料コーナーの開設、それからさらに今後も平和祈念式典への参加などを考えておるところでございます。

しかし、こうした平和への念願というものは、単にこの広島あるいは長崎の被爆によります核兵器廃絶といったものだけではなしに、先ほどもお話にございましたように、四日市市民の中にもこの戦争被災者の方々がたくさんお見えになるわけでございます。今後はご提言をちょうだいしました四日市空襲の体験記の募集といったものも、一つの計画として考え合

わせていきたい。さらには、幸い本市の場合に、外国との友好都市提携をも行っておるわけでございますけれども、こういったものも通じて広く世界平和のかけ橋の一助として進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくご了解をいただきたいと思ます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の家庭の日について申し上げます。

家庭の日は昭和41年、青少年育成国民会議が発足すると同時に、健全育成環境づくりの一つとして、一部の県で実施されていた家庭の日を全国に広げる方針を決めましたことに始まります。ここにちょっと古うございすが、先ほどもございましたように、家庭の日は秋田県と鹿児島県でほとんど同時にそういうことをするというようになったというのが、大変古いんでございすが、ございまして、先ほど言いましたように、41年に青少年育成国民会議が発足と同時にできました。

その後、昭和46年にできるだけ第3日曜を家庭の日として周知することが決定されて、漸次相次いで発足した都道府県市町村民会議でその普及と啓発活動が推し進められまして、また行政機関にも普及要請がございました。

当四日市では、四日市市青少年育成市民会議というのがございまして、ちょっとこれはそのときの会議の内容が書いてございますんですが、こういうのがございまして、家庭の日の普及啓発に努めると同時に、明るい家庭づくりの作品の募集に取り組み、絵画とかポスター、標語などの作品集を制作して配布しております。これが昨年度集めたものでございます。中に作文とか絵とかがかいてございすが、こういうものも配布いたしています。また、地域や会員の各種団体における家庭教育懇談会にも力を入れております。

行政といたしましても、家庭の日を広報紙やパンフレットで普及・啓発

するとともに、四日市こどもまつりとか家族オリエンテーリング、ふれあいアスレチックなど家族そろって参加できる各種の行事を月表になっておりませんが、必ずしも第3日曜とは限らないのでございますけれど、各種の行事を催してございまして、また各種の団体育成を推進する中で、地域の家庭の位置づけとともに、家族そろって地域行事への参加を図り、地域を大切にすることを育成し、連帯を高めるように努めております。

家庭の日はあくまでも青少年の育成の基盤であり、また1年365日が家庭の日とすべきが本来でございますが、せめて毎月第3日曜には家族の皆さんの心のふれあう日にしていく必要があるかと思っております。したがって、第3日曜が家庭の日ということの啓発に努めるとともに、第3日曜にはなるべく公式行事、地域行事で、内容的に家庭の日の認識が高まるような内容に指導し、各家庭に真の意味の家庭の日を位置づけるように努力してまいりたいと思っております。

それから続いて、4番目の小学生の健康づくりについてお答えいたします。

最近の子供は体格は大きくなりましたが、気力、体力ともひ弱であると各方面からご指摘がなされております。骨のもろさとか近視とか虫歯のある子供が増加して問題にされております。健康は子供たちにとって教育活動の根底となるものでございますが、ご指摘のように、学校におきましてはいろいろな方針を立てております。

本市におきましても、学校教育の指導方針に「豊かな心と丈夫な体を持ち、やり抜く子供を育てる」を基本方針にしてございまして、教育指導の具体的重点方針の中に体力づくりを組み入れております。また、健康な生活習慣の育成についても提示してあります。各校では知育・徳育・体育の調和のとれた発達を目指しながら学校教育の中で体力の向上や健康の保持・増進を図り、心身ともに健康な体力づくりのために計画的、組織的、継続的に取り組んでおります。

そのために子供たちの学校生活では教科体育を基盤にして、クラブ活動の学校行事及び自由時間におけるの体育的な活動の充実を図っております。中でも学校創意の時間、いわゆるゆとりの時間でございますが、学校創意の時間では各学校の特色のある学校づくりに関連して、健康増進のための業間活動などとともに、学習や生活に関する相談活動、勤労体験、季節の行事にかかわる活動など幅広く活用されております。

また、保健面では学校保健法に基づく定期健康診断のほか、担任教師や養護教諭の日常観察、それらの指導によって一人ひとりの健康状態をチェックし、学級健康簿や各児童の健康手帳に記入して疾病の早期発見に努めるとともに、日常的な指導も行っております。

次に、とりわけ歯の衛生や目の健康については予防と早期治療が大切でありまして、罹患児童が多数でも激痛を伴うことが少ないために児童や保護者とも軽視しがちであります。先ほど小中学校で未処置の歯の方が大変多いのにほったらかされているということをちょっとご指摘がございましたが、そのようなことで痛みが少ないというようなことから軽視されがちです。

そこで、各学校では日常における指導とともに、学校行事、施設なども配慮いたしまして、保健指導に基づき歯の衛生週間、6月4日より1週間ぐらいですが、正しい歯の磨き方、それを学ばせて、その後カラーテスターによって歯磨きの良否を確認させたりしております。

その施設につきましては国の学校環境衛生の基準では水飲み、手洗いのための水洗数は児童生徒50人につきまして3個以上とするとなっておりますが、本市はその基準については昭和51年ごろより、水洗数は児童生徒数90人に10個、大体2学級に1カ所の手洗い場を設けまして設置してございます。これは国の基準よりもはるかに多く設置してあることになっております。

次に、目の健康に関しましては、目の愛護デー、10月10日前後には学習

時における読み書きの正しい姿勢の指導をしております。また、ご指摘の目の体操やそのほか疾病予防方策につきましては、専門医のご協力を得まして効果的な指導法がとられるように心がけていきたいと思っております。

さらに、保健便り・学年学級通信では歯磨きや目を大切にすることなど、健康な生活週間を身につけるよう家庭に対しても啓発しております。

健康教育の充実につきましては、子供たちの生活環境や生活の様式の変化から、学校におけるその指導も多様化しておりますが、まず戸外遊びの奨励、給食を通じて偏食を直すこと、それから排便、衣服や身体の清潔を保つことなどとともに、学校教育全体の中で指導を一層充実してまいりたいと考えております。

○議長（小林博次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 父子家庭についてご質問ございましたので、お答えいたします。

先ほどのご質問の中にもございましたが、昭和58年に厚生省の調査が行われました。その折に四日市における父子家庭は一応 576世帯ということになっております。父子家庭の抱える問題としましては、お話がありましたようにやはりしつけ問題あるいは健康問題、これは子供の問題ですが、養育上の問題や日常生活における家事の問題ということが非常に心配だと父子家庭のお父さんたちがおっしゃっておるわけでございますが、同じころに四日市の民生委員が調査いたしました。こうした中でも父子家庭は生活力はあると、しかし、子育てに欠ける、そしてぜひとも再婚したいという希望が非常に多いということが指摘されておるわけでございます。

市としましては、こうした状況を踏まえまして、父子家庭の子供たちを一度激励してあげようじゃないかということで、小学校入学児童あるいは中学校卒業児童こうした子どもたちに対して母子家庭と同じように祝い品の贈呈をしております。あるいは介護人、やはり家事介護ということで介

護人の派遣事業も制度化はしておるわけでございます。しかし現実に利用がないというのが現状でございます。

また、社会福祉協議会にお願いしております、母子家庭の子供、父子家庭の子供、小学校5年生の子供を対象にいたしまして激励行事等を進めております。これは「一日里親会」と申しておるわけでございます。それから結婚相談を行っているわけでございますが、さらに子供の養育上の問題につきまして、それぞれの保育所の機能をもっと活用できないかということで、育児相談あるいは優先入所を特に父子家庭の場合には配慮しているつもりでございますし、希望の家におきましては短期の、もし病気等の場合に短期入所ができるようにと、相手が乳児の場合でございますが、こうした対応もしているわけでございます。

しかし、現実にこうした制度につきましてやはり活用が不十分であるということも確かでございますので、こうした施策の啓発には今後大いに努力していかなければいけないと思っておりますし、また民生委員の協力を得ながら、何よりもやはり相談活動を充実していくべきじゃないかと、今のところ考えておるわけでございます。

ご指摘いただきました児童福祉手当の問題でございますが、調査結果等によりましても、経済的にはそれほど問題として上がってこないというようなこともありますので、母子の場合は児童扶養手当制度がございますが、父子の場合には何ら制度がないということでございます。

ただし、国の方で現実には経済的にも恵まれない父子家庭もあるんだということが問題になりまして、多分58年だったと思っておりますが、税制上の優遇措置がなされまして所得税の控除が、いわゆる寡夫控除、夫の方でございますが、それが始まったわけでございます。

なお、夕食の支給あるいは献立表の支給というようなことをご提言いただいたわけでございますが、経済的にある程度恵まれているんなら、その市場性の処理の中で対応できるんじゃないかというようなこともございま

すし、また実のところこうした夕食の支給、そうした内容等の問題で果たして真に必要な親子のふれあいというようなものができるだろうかというようなこともあるわけでございます、こうした面につきましても、今後の課題として一度考えてみたいと思っております。

○議長（小林博次君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時16分散会

## 会 議 録

### 第 4 日

（昭和60年9月19日）

○議 事 日 程 第 4 号

昭和60年9月19日(木) 午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第85号ないし議案第 100号……………質疑…委員会付託

第 3 議案第 101号および議案第 102号……………説明…質疑…委員会付託

議案第 101号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

議案第 102号 工事請負契約の締結について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(41名)

相 松 尚  
青 山 峯 男  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 雅 敏  
小 川 四 郎  
大 谷 茂 生  
金 森 正  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
訓 覇 也 男  
粉 川 茂  
小 林 清 隆  
小 林 博 次

後藤寛次  
 後藤長六  
 坂口正次  
 佐野光信  
 高木勲  
 田中基介  
 谷口廣睦  
 豊田忠正  
 中村信夫  
 永田正巳  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本増蔵  
 古市元一  
 堀内弘士  
 前川辰男  
 益田力子  
 水野和幹  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 森安吉  
 山口孝  
 山路剛  
 山本勝  
 渡辺一彦

大島武雄  
 川口洋二  
 堀新兵衛

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	坂倉哲男
助	役	片岡一三
収	入	藪田裕
調	整	伊藤長爾
市	長	奥山武助
総	務	毛利道男
財	政	鈴木一美
市	民	鶴飼滋
福	祉	岩山義弘
商	工	川村得二
農	林	竹林二郎
環	境	樋口照一
都	市	東
建	設	島内清治
下	水	前川鉦一
消	防	山口博
次	長	鈴木勲
病	院	田中利夫
水	道	奥村仁人
次	長	尾中忠邦

○欠席議員 (3名)

教 育 長 岡 田 久 江  
次 長 西 村 正 雄

代表監査委員 伊 藤 涼 一

○出席事務局職員

事 務 局 長 宮 田 勉  
議 事 課 長 板 崎 大之丞  
議事課長補佐 石 原 隆  
議 事 係 長 岡 崎 雄 治  
主 事 金 森 伸 夫  
主 事 井 上 紀久夫

午前10時1分開議

○議長（小林博次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、37名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（小林博次君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

発言を許します。

毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 おはようございます。9月定例会最後の一般質問となりま

した。それでは、通告の順序に従いまして質問いたします。

まず、ごみ・廃棄物についてであります。私は、リサイクル社会の実現を目指してとの観点から5つほど質問させていただきます。

新しい公害源として注目されていた使用済み乾電池の水銀処理問題につきまして、去る7月24日、厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会廃棄物処理部会適正処理専門委員会の報告書が発表されました。これによりますと、使用済み乾電池の処理についての基本的な考え方を、他のごみとあわせて処理しても、生活環境保全上特に問題となる状況にないとし、特別な処置を講ずる必要性は認められないと明言したのであります。いわば厚生省は安全宣言を出したわけですが、この点につきまして当市としてはどのように受け取られ、対処されるのか、明確なるご答弁をまずお尋ねいたします。

また、当市における使用済み乾電池の回収状況並びに処分の方法等につきましても、あわせてお尋ねしたいと思います。

ごみ問題の2点目は、リサイクルについてであります。ご周知のとおり、昭和48年秋の石油ショック以来私どもは、地球上の資源には限りがあることをいやというほど知らされました。このことは逆に、資源の有効利用が大切であるという認識を高めることにもなったわけであります。アメリカ政府特別調査報告「西暦2000年の地球」によりますと、当面枯渇が危惧される鉱物資源として6種類の金属を挙げ、その中でも乾電池の材料である水銀及び亜鉛については、1974年の埋蔵量で予測した場合、需要の伸びがなかった場合ですら、30年足らずで枯渇するとしています。資源・エネルギーをほとんど海外に依存している我が国にとって、リサイクル社会への志向は、これは当然の帰結であろうと思います。当市におきましては、環境部のご努力により、また市民の皆様のご協力によりまして分別収集が軌道に乗り、53年にはリサイクルセンターとして、四日市再生資源共同組合がスタートし、専門誌にも取り上げられ、広く全国に紹介されました。そ

ここで、このリサイクルセンターの現状をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、モデル地区を設定して実施しておりますプラスチックの個別収集状況について、その成果をお尋ねいたします。

ごみ問題の3点目は、デポジット制の導入についてであります。現在我が国では、1年間に約120億個の缶入り飲料が消費され、そのうち約1割がポイ捨てされているようであります。酒屋さんで行われているデポジット瓶の場合は約95%以上が返却され、ほとんどポイ捨てされることなくリサイクルされて、約15回ほど洗浄して再利用されているようであります。缶の場合はワンウェイの使い捨て容器としてつくられているため、どうしてもポイ捨てされやすいわけであります。

ところで、最近では瓶にも、ガラス瓶の表面に樹脂フィルムを張りつけ、ファッション性を加味したワンウェイ瓶が出回ってまいりました。それはさておき、当市におきましては毎年10月「空き缶一掃の日」を設定し、市民ぐるみの空き缶回収作戦を展開し、100万個以上の空き缶が回収されているようであります。この運動はぜひとも続けていただきたいと評価するものであります。より本源的解決の手段としてのデポジット制の導入についてお尋ねいたします。

この制度は、ご周知のとおり、ジュースやコーラ等の容器に預かり金、デポジットを上乗せして販売し、中身を飲んだ後、空になった容器を販売店または容器回収機に返すと、預かり金が戻ってくるというシステムであります。昭和57年8月埼玉県神泉村で、全国に先駆けてローカルデポジットの実験が行われ、順次日立市、町田市、前橋市、宇都宮市、それにことしの4月には府中市と、わずか3年の間に全国で30カ所以上となり、今後このデポジット制の導入実験はますます広がってくるものと思ひます。そこで、当四日市市としても、公園とか駅前とか、人の多く集まる場所を特定してデポジット制の導入を図ってはどうかと提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

ごみ問題の4点目は、ノー包装運動についてであります。この運動につきましては、去る8月30日付の中日新聞で岡崎市の実行例が詳しく紹介されたところであります。後で捨てるにもかかわらず包装紙でくるんでもらうのは資源のむだ遣いではないか、こんな呼びかけで岡崎市では、昭和57年7月、森林資源の節約とごみの減量だけでなく、合成洗剤のかわりに天然石けんを普及させることで河川の浄化に役立てようと、いわば一石三鳥をねらった運動だそうであります。この運動の仕組みは、市は協力店に、「ご協力ありがとうございます。ノー包装運動岡崎市」と書いた円形のシールと「ノー包装運動協力店」の看板、粉石けんを配り、協力店はシール1枚につき2円の実費を市に支払う。石けん、看板の費用は市が負担。消費者が協力店へ「包装は結構です」と申し出ると、協力店は包装紙で包むかわりに、店名スタンプを押したノー包装シールを品物に張って渡す。消費者やノー包装の贈答の品をもらった人は、このシールをためて市や協力店に持っていけば、3枚で120g入り天然石けん1袋と交換してもらえる。このようになっているようであります。ことしの敬老の日の行事でも、岡崎市では4,000人のお年寄りに配る缶入りのあめを包装紙で包まず、外箱の上にノー包装シールを張ってお渡ししたそうでありますが、このように市の主催・共催する行事の記念品にはすっかり定着したと報道されておりました。

ごみ対策は、この岡崎市の例のように、行政・企業・市民が一体となって粘り強く継続してこそ実効は上がるものと思ひますし、実はこの運動が、56年の模擬市議会がきっかけで、ある中学生議員が資源を大切にしなければいけないと訴えたのに対し、市長が市としての取り組みを約束したことから、この運動が実行に移されたそうであります。私はこの記事を読みまして、環境行政にも英知と勇気ある決断が不可欠であるという点で大いに考えさせられました。

ただいま長々と紹介しました岡崎市のノー包装運動を当四日市市もそっ

くり取り入れよと申し上げているのでは決してありません。ひとつ当市も英知を結集し、市民総ぐるみの独自のものを実践に移さねばと思う次第であります。したがって、ご答弁というより、何かご見解、ご感想があれば伺いたいと思います。

ごみ問題の5点目は、ごみ教育についてであります。何といたしてもごみの問題は、一般市民の方々のごみに対しての正しい認識とご理解、ご協力がなければ解決できません。市の広報とかPR映画での啓発はもちろんのこと、現在「動く市政教室」において北部清掃工場が見学コースに組み入れられているそうですが、清掃事業を理解していただく上で極めて有効な方法であろうと思います。「百聞は一見にしかず」であります。市内の各所から収集されてきた大量のごみの山、悪臭と闘いながらごみ処理に日夜従事される現場の職員の方々、文字どおり縁の下の力持ち的存在であります。私はこの機会に、関係者の方々に心からご苦労さまですと申し上げたいと思います。

さて、現在小学校4年生を対象に社会科の副読本として、「くらしとごみ」という立派な教材が使用されております。ここにございます。聞くところによりますと、教育委員会の指導主事の方がパッカー車に乗り込んで取材・編集されたそうでございます。また、北部清掃工場の見学会も活発に行われ、ことしは既に23校を数えるまで申し込みがあったようですが、このように小学校の児童たちがごみ処理過程を学習する中で環境に対する意識を高めることに対し大いに評価するものであります。私はこの際さらに一歩進めて、幼稚園や保育園の園児を対象に幼児向けの啓蒙用絵本を作成し、自分が散らかしたものは自分で片づける、物を大切にす、そして町をきれいにすの心芽生えをはぐくんではどうかと提案するものであります。全国の自治体の中で、北九州市が初めて幼児向けの絵本をことしの4月発行いたしました。ここにございます。B5版、カラー8ページ立てで、私が特に感心しましたのは、単に幼児向けでなく、各ページに

保護者向けのキャプションが記載されていて、家庭でのしつけの教材として父親や母親がこの絵本を使用することで、おのずから町の美化意識を高めることをもねらった点であります。教育長のご所見を伺いたいと思います。

なお、小学校4年生がせっかく「くらしとごみ」を教材として勉強するので、例えば町の美化やごみにかかわる作文やポスターを募集し、優秀作品には賞を贈るとともに、先ほどの「くらしとごみ」の副読本に掲載してはどうか。また、子供たちの豊かな想像力を引き出す意味からも、ごみとして捨ててしまう廃品を活用した自由作品を制作させたらどうか。この点につきましてもあわせてお尋ねいたします。

以上、ごみについての質問はこの程度にとどめまして、次は、人間の廃棄物処理施設ともいべき公衆トイレについて簡潔に伺います。市内にあります公衆トイレの改装、あるいは増設のお考えはあるのかどうか、環境部長にお尋ねいたします。以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 幾つかのご質問をいただいたわけですが、順次ご答弁申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、第1点目の使用済み乾電池の問題でございますが、ただいまのご指摘のように、先般厚生省が行った調査に基づいた安全宣言というようなものが出されたわけでございますが、それは考え方といたしましては、大気中の水銀濃度が、いわゆる清掃工場の煙突から出る濃度でございますが、世界保健機関がガイドラインとして定めております量の1,500分の1ぐらいただと、あるいは埋立地の地下水や浸出水を処理した排水処理施設から出ています排水についても、国の基準を下回るような状況だというようなことから、安全宣言に踏み切ったというふうに思われるわけでございますが、あわせて市町村が現に行っております分別収集についても、その自主性に

任すというような表明をいたしております。しかし一方では、業界に対して、アルカリ乾電池に含まれております水銀の含有量を3分の1以下に削減しなさいとか、あるいはボタン型の水銀電池については、店頭で別途回収の方法を指示するというようなことで、現実はこの回収は実施をされておるわけでございますが、そういうような形をとっておるということでございます。

それから、全国状況を見ますと、約7割強の市町村が乾電池を分別しておりますし、そのうち9割程度は保管をされておる状況だということでございます。そこらの実態もでございますので、厚生省では、清掃行政の全国的組織でございます社団法人の全国都市清掃会議というのがあるわけでございますが、もちろん四日市市も加入いたしておる団体でございますが、その中へ特殊廃棄物処理技術システム開発振興基金というのを設けて、そこで広域的に回収・処理をする手法について研究をしてほしいと、こういうような業務委託をしておるというような実態も片方にあるわけでございます。

四日市といたしましては、この厚生省の安全宣言が出たわけでございますが、必ずしもこれで住民が安全だということで安心をしたというようなことにはならぬ、いわゆる不安を払拭するというには至らないというふうに思いますし、たとえ微量な水銀であっても、長期的に蓄積をされていけば、安全かどうかは疑問があるというふうにも思われますので、この広域的な処理方策が決まるまでの間、当面分別回収をして保管を続ける考え方でございます。なお、昨年の回収の量は10tでございまして、これは4月にそういうPRに入りまして、新しく指定の袋を配ってそこへ入れてもらって、10月に回収したということで、半年間というような期間での回収でございましたので、10t程度であったと。したがって、本年もまたこの10月の暮れから11月の初めにかけて実施をするわけでございますが、恐らく15tから20tぐらい出てくるんじゃないかというふうに考えておりま

す。これを当面は保管という形で考えておりますが、最終的に完全に処理をしようということになりますと、北海道にございます野村興産というのが全国で1か所、この水銀の回収・処理ができる工場があるわけでございますが、そこへ委託をするより方法がないわけですが、この場合にはトン当たり10万円から15万円くらい経費がかかるというふうに言われております。いずれにしましても、当面の間は保管ということ考えておるところでございます。

それから、ちょっと後先しますけれども、廃プラスチック類の問題について先に触れさせていただきますが、これも、四国の愛媛大学ですかの研究の中で、この廃プラスチック類を燃やしたときに猛毒ダイオキシンが発生するおそれがあるというような警告、これは微量なもののようにございますけれども、発生するというようなことが警告されておりますし、もちろんこのプラスチック類、石油化学製品でございまして、高温で燃えるということになりますし、燃えるときの酸素の消費量も非常に多いということで、焼却炉の運転にいろいろ問題があるというようなことで、取りざたをされた経緯があるわけでございますが、それらとの関連も考えまして、私どもといたしましては埋立ごみに分類をする、焼却不適物というような形で分類することにまず手をつけたわけでございますが、その後本年度から、一部の地区についてテスト収集を実施しておる、この廃プラスチック類だけをまとめて回収するというようなことをしておるわけでございます。

この両方の問題を総合して評価をいたしてみますと、まずこの分類が徹底をして、埋立ごみに入っていたというようなことから、焼却ごみの中に組成率として入っています廃プラスチック類が、ここ三、四年前に21%程度あったわけでございますが、それが15%程度に減るというようなこともございましたし、それから燃焼するときのカロリーでございまして、これも1kg当たり1,400から1,600キロカロリー程度あったものが、現在では

1,100から1,300キロカロリー程度に20%程度低下をするというようなことで、炉の運転上の負荷を減少することができましたし、この特別回収、テスト回収の結果、大体1人の生活の中で排出されるのが、1日当たり42g程度出てくるのと違うのかなと、これはあくまでもまだ推計でございますけれども、そうしますと、年間に3,900tから4,000t程度がこのプラスチック類として出てくるであろう。しかし、このプラスチック類、いろんな分野に含まれておりますから、これは100%特別分類をするわけにはいかぬと思っておりますけれども、今の状況から判断をして、大体4,000t程度と推定できるというようなことから、今後熔融固形処理をしようということを考えておりますので、それらの要処理能力の予測の目安として利用できる、こんなような形で評価をいたしておるところでございます。

それから、次のリサイクル問題でございますけれども、ご指摘のようにオイルショック以来、資源の活用というようなことで、いろんな方面で論議を呼んだわけでございますが、これは四日市市といたしましても、幸い49年の4月に四日市再生資源協同組合、これは、従来から個々にやってみえました廃品回収の業者の方31商店が組合を形成されまして、そして市の廃棄物の中にまじっておる、再生資源として利用できるものを集めさせてくれというようなことで、よその都市では委託料を払ってこの収集を委託するというようなケースが多いわけでございますが、四日市市の場合、この協同組合によって、いわゆる独立採算方式のもとに収集運搬処分をいただくというようなことに一応協定をいたしまして、そのような方式が、先ほどちょっと質問の中で触れられましたように、四日市方式ということで専門誌に紹介をされているというようなこともあるわけでございます。

ちなみに、この再生資源協同組合に扱ってもらいました昨年度の再生資源のごみ量が年間で4,611tございまして、本市で収集いたしております収集ごみが6万1,426tでございますから、その量に比較しますと7.5%を占めるというようなことでございまして、49年にこの制度を発足させた

時点では大体千二、三百t程度のものでございましたので、それから見て格段の量の増加ということでございます。このごみの処理の費用は、ごみ処理場へ持ち込まれるごみは、ごみ処理場の焼却炉で焼却して灰を埋立地に埋め立てます。しかし、まだまだ焼却工場や埋立地の方へ持ち込まれます営業用のものにつきまして、かなりな資源が含まれているということでございますので、今後さらにこのごみの分別についての住民へのPRの徹底のほか、会社、事業所などにもPRを強化して行って、さらにこの効果を高めたいというふうに考えておるところでございます。それから次に、デポジット制の導入でございますが、これは先ほども触れられましたように、容器を返却するときに、保証金として事前に上乗せしてあった料金を返すという制度でございますが、これは散乱ごみ、特に空き缶の投げ捨てが全国的に非常に問題になってきてまして、それらの対策というようなことから、6年前に京都市で条例化をしようというようなことで検討をされ始めたわけでございますし、それに続いて関東地区の知事会議でもその問題について取り上げられたわけでございますが、デポジット制というものについては、業者の理解なりが必要でございまして、その辺の調整がつかずに、なかなか日の目を見ることができないという現状でございますが、小規模な自治体や、あるいは一定の地域、例えば自然公園だとか、あるいは動物園だとかというような、こういう施設の中でそれらが実験的に実施をされるというようなことで、先ほどご紹介ございましたように三十数カ所になろうかと思っておりますが、ローカルデポジットが行われておるといのが実態でございます。しかし、これにつきましてもなかなか難しい問題がございまして、特に最近、これらのもとになります缶ジュースなどが自動販売機で売られるというようなこともございまして、なかなかこの返却金の処理等に問題があるというようなことで、非常に難しいというふうに考えております。

そのため本市といたしましては、57年度から毎年10月の末に「空き缶一掃デー」を設けまして、散乱場所を清掃していただくというようなことで

対処しておるわけですが、実績といたしましては、大体毎年3万5,000人前後の市民の方々にご参加をいただき、100万個を超える回収をするということで、これがすべて資源化されるというような成果を上げておるところでございます。

また、本市についてもデポジット制を実施したらどうかというご提言をいただいたわけですが、これにつきましてはいろいろ検討もさせていただきたいと思いますが、先ほどの自動販売機の問題等とも絡みますし、特に他都市、あるいは業界などともよく状況を調査いたしました上で、何らかの格好で対応をしたいというふうに考えておるところでございます。

それから次に、ノー包装運動の展開の問題でございます。ご指摘のように、本当に後で捨てるとわかっていながら包装紙でくるんでもらうことは資源のむだ遣い、全くそのとおりでございまして、四日市市としては、昭和四十七、八年ごろ、いわゆるオイルショックの時期から、四日市市の婦人会連絡協議会が一つの運動ということで取り上げていただきまして、全会員に買い物用の手提げ袋を配布していただき、ノー包装運動を展開するというような形で実施をしていただき、現在でもそれは継続をしておるわけですが、石油危機についての意識の薄れというようなことや、経済の落ちつきというようにいろんなこともございまして、なかなか過剰包装についての批判意識というものも薄らいでおるのが現状でございます。したがって、先ほどいろんな事例なり、あるいはいろんなご提言をいただきましたので、よくこの運動と絡み合わせて十分考えながら、本市として独自のものをひとつつくり上げていきたいというふうに考えております。

それから、ごみ教育の問題につきましては、教育長さんの方からご答弁をいただくということにいたしまして、公衆便所の改装・増設等の問題でございますが、現在市内には18カ所に公衆便所が設置をされております。これらはほとんど公園だとか、あるいはグラウンドなどの運動施設、駅の

前というようなところでございまして、いわゆる都市機能の付属設備というような感じで設置をされておるわけでございます。環境部といたしましては、これらの公衆便所については、清掃等の維持管理については行っておりますけれども、これらの改装なり、あるいは新設というようなことについては、現在の時点では特に計画がございませんので、その旨お答えを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ごみ教育についてお答えいたします。

「三つ子の魂百まで」と申しますが、人間形成の基礎的な段階である幼児期にごみについての教育を実施することは、極めて大切なことと考えております。ただ、幼い子供が対象でございますので、ごみの収集の仕組みとか働く人々についての理解はかなり難しく、指導の重点は、なるべくごみを出さない、ごみを出したときにはきちんと片づけるといった態度の形成にあると存じます。現在市内の幼稚園や保育園では、保育者が子供に寄り添ってともに遊び、ともに製作し、ともに片づけるといった体験を重視して指導しております。その際、紙くずや木切れなどの燃えるごみと、くぎとか針金などの燃えないごみとを区別して片づけさせることも行っております。幼児期には、こうした実際の生活の中で行動を通して教えることが何よりも大切であります。

ご指摘のごみの教育のための絵本の作成につきましては、その内容や期待できる効果などにつきまして、先ほどの本なども参考にいたしまして、そのほかいろいろの配布物なども参考に、検討してまいりたいと思います。

また、「くらしとごみ」に作品を掲載したらいかかというご提案がございましたが、それにつきましても、今副読本にしております本、大変評判がよろしいんだそうでございますが、その本の改訂版を出す機会に、ぜ

ひ前向きに検討していきたいと思っております。

さまざまな廃棄物を使った造形作品の制作は、本市におきましても、空き缶とか、あるいは発泡スチロールとか、かまぼこ板とか、そういうような廃品などを利用いたしまして作品をつくったりいたしております。創造性を伸ばすといった芸術的な目標のほかに、廃棄物の再利用といった省資源につながる社会的な意味も学ばせるねらいもあることはご指摘のとおりでございます。

先日、9月15日、16日で行っていただきましたか、文化会館に小中学生の作品展がございまして、社会科と科学の展覧会でございました。ちょっと見に参りましたんですが、その中で、課題はたくさんございましたんですが、小学生も中学生も大変ごみの問題を課題に取り上げてまして研究物を発表しております、特に赤い札で入選とか特選とかと書いてある中にごみの問題がございました。大変よく研究しております、小学生などで、夏休み中の1カ月に我が家から出したごみというのを仕分けしております、そしてこれだけ出たというのを自分の前へ置きまして写真を撮ったりして、大変いい研究ができておりました。それからまた、追跡調査というんですか、4年目になるという子供の作品もございました。中学生になりますと、それを科学する。カビが生えるという、パンのカビは幾日で生えたとか、シリカゲルを入れたときにはどうなったとか、大変詳しいので、ごみの作品が大変多いのに驚いたわけでございます。これも、ふだん清掃関係の方が毎日のように苦勞しておられるのや、学校での関心とか、自宅でもかなりのPRができていたんだということを見まして感心いたしました。子供のごみ・廃棄物についての関心を高めたり、それからごみの処理について実践的な態度を育てるためには、何よりも指導者の意識の啓発が大切であると存じます。機会をとらえまして、教員に理解を求め、また指導を考えていきたいと思っております。

○議長(小林博次君) 毛利道哉君。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 ご答弁ありがとうございました。

厚生省の安全宣言、1点目の点につきましては、環境部長の方から、現時点では安全に疑問があると、今の分別収集を続けて保管をしていきたいと、こういうご答弁でございました。

私の手元に、これはわずかでありますが、30自治体の、この厚生省の安全宣言に対する今後の対応と報告書に対する意見、こういうふうにございますが、ほとんどが現在の分別回収を続行していきたいという対応としてのご返事が返っております。中には、「今さらこのような変更は困る。対応のしようがない。市民にも分別収集が定着した」、こういう和光市のご意見。それから草加市は、「住民感情等を考えると、分別収集はやめられない」、また尾道市は、「分別収集を始めたばかりだ。安全宣言には困っている」、こういうようなご意見も返っております。

いずれにしても、今回の厚生省のいわば安全宣言でございますが、国立公害研究所の主任研究官後藤典弘氏は次のように批判をしているわけでございます。「厚生省は乾電池使用量の急増を何ら考慮に入れていない。アルカリ電池の使用量は、現在年率20%程度伸びておる。これは3.8年で2倍となるというスピードである。たとえ水銀の含有量を2分の1にしたとしても、4年でもとどおりにになってしまう」という指摘をしているわけでございます。また、「ボタン形電池の業者による店頭回収も、全体の10%程度が回収できているだけだ。抜本的な対策にはならない。したがって、この使用済み乾電池に対しても逆ルートの回収システム、デポジット制を取り入れたそういうものを実行すべきだ」、こういう提言をしております。

私は、今回のこの厚生省の安全宣言につきましては、軌道に乗った分別収集に水を差すものである。住民の合意を得ることができるとどうか、極めて難しいものではないか。また、特別な処置は必要ないというガイドラインは、50年先、100年先の安全はそのときになればやればよいという、

いわば無責任のツケを子供や孫たちに渡すに等しい言い分じゃないか、言うならば、企業、販売側に偏った報告と断ぜざるを得ないと考えております。

次に、リサイクルにつきましても、特にプラスチックのリサイクルというのが非常に再生というのが難しい点ではありますが、ちょうど9月12日の夜、「中村敦夫の地球発22時」というテレビ番組でごみの特集をやっておりました。ごらんになった方も大勢いらっしゃると思いますけれども、廃プラスチックが油に再生できる、そういうような紹介もされておりました。また、中古のテレビから金が回収される、こういうことも紹介されておりました。リサイクルにつきましてもこのテレビ番組では紹介はなかったんですが、各務原市の、てんぷら油の使用した後のものから石けんをつくる、また、生ごみより有機肥料をつくるコンポストプラント、これは豊橋市では、都市農村環境結合計画、ユーレックスプラントとして実施をされているそうであります。また、長野県の白田町でも、生ごみのコンポストプラントが非常に有効に活用されているそうでございます。言うならばリサイクルと申しますのは、一つの鉱山を開発したことにもなるんじゃないか、新しく資源を持つことにもなると思うわけでありまして。そういうことで、これからはやはりそういう廃棄物再生業者に対する技術指導とか、また育成、そういう面がやっぱり今後の課題として残るんじゃないか。また、廃棄物の交換制度とか廃棄物情報システム、修繕センター、中古品バザール、そういうようなことも検討に値するものじゃないかと、こう思います。

続きまして、このデポジット制の導入についてでありますけれども、難しい点は、当然これはあるわけでありまして。ただ、私が申し上げたいのは、「私捨てる人、あなた捨てる人」では困るわけでございます。捨てる意識をどう定着させるか、これがデポジット制度導入の意義ではないか。

また、廃棄物専門家の指摘するところでは、環境政策には3つの類型がある。1つは、空き缶のポイ捨てをやめましょう、いわば人々のモラルに

訴えるという、これはモラル型環境政策。これは効果は現在余り期待されていらないわけでありまして。2番目が規制・禁止型の政策。シンガポールへ行きますと、たばこのポイ捨てが禁止になっている。違反した方は相当の罰金が徴収される。また、アメリカにおきましても、缶の口金、プルタブを禁止している州が非常に多い。また、北欧におきましても、缶のワンウェイ容器の利用を法的に規制している。これは、法律とか条例と、そういうようなものが当然なされなければなりません。3番目が、経済的手段を用いる環境政策。これがデポジット制であります。この空き缶の散乱問題に関しましては、最も有効な手段としてこのデポジット制が挙げられる、このように専門家は指摘をしているわけでありまして。

当然この空き缶の散乱の防止という基本的なものと同時に、ほかのメリットといたしまして、実験を行うことで、環境美化を熱心にやっているんだという地域へのイメージアップ、また市民に対して空き缶の散乱問題を理解させるというPR効果、それと実験データの収集という、そういうような側面からもメリットがあるんじゃないか。実施につきましても、いろいろな問題等もあろうかと思いますが、でき得ればひとつ前向きに、どこか特定してそういう実験をひとつ導入していただきたい、このように要望する次第でございます。

また、ノー包装運動につきましても、これもデポジット制度の導入と同じく、言うならばこれは新しい仕組みをつくる、システムをつくる、いわば一種の社会実験制度であります。これは専門家も指摘しているところでもあります。したがって、すべての関係者、つまり生産、流通、販売、消費者、そして自治体と、すべての関係団体が、かけがえのない資源と環境を保全していくという共通の目的のために力を合わせていく以外に、ごみ問題の解決の道はないんじゃないか、このように思う次第でございます。

ごみの教育につきましても、前向きのご検討をしていただく旨のご答弁をいただきました。何と申しましても、息の長い啓蒙を継続することが大

切じゃないか。いずれにしても、21世紀はごみ問題が表面に噴出して  
くることは、これは間違いありません。その目前に迫った21世紀の主役は、  
とりもなおさず現在の子供たちであります。そのためにも、今こそ環境政  
策の充実を強く望むものであります。

結論といたしまして、言うならごみは豊かさの表徴とすることができる  
んじゃないか。なぜならば、アフリカにはごみ問題は存在しないからであ  
ります。また、廃棄物問題は、古くて新しい永遠の課題であるとも言える  
んじゃないでしょうか。すべての人が関与している以上、これはすべての  
人が免れることのできない問題ではないかと思えます。

これからのごみ・廃棄物行政は、従来の、出てきたものをいかに処理、  
処分するかという、いわば後始末行政ではなくて、資源と環境という座標  
から生産そのものをコントロールし、都市における物の循環を再生する  
というリサイクル社会の実現を目指した行政へと転換を図っていく必要があ  
るのではないか、このように思う次第でございます。

ごみ問題でコミュニティを語る時、ゴミニティと言うようであります。  
住みよい四日市、クリーンシティ四日市の建設を目指して、行政、企業、  
市民が一体となって今後取り組んでまいりたいものだと思います。

以上、今後のごみ・廃棄物行政につきまして、加藤市長のご決意なりご  
見解があれば、伺いたいと存じます。

それから、公衆トイレの問題でありますけれども、ちょっとこれも資料  
をごらんになっていただきたいと思いますが、今のところ公衆トイレの改  
装・新設の予定はない。屋外での生活時間が大幅に増大してまいりました。  
町におきます人々の生理を解決して快適な生活を支えるために、清潔で、  
しかも町の景観とも調和したストリートファニチャーとしての公衆トイレ  
の設置を望みたいわけでありまして。工業高校跡地の利用もいよいよ具体  
的な段階へと入ってまいりました。この跡地の中にもひとつ立派な公衆トイ  
レをぜひつくっていただきたい、このように要望したいわけでありまして、

まちづくりの立場から都市計画部長のご所見を伺いまして、私の質問を終  
わります。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 廃棄物の処理のあり方というのは極めて重要な問  
題でございますし、私としては、空き缶ということについて、どこか1つ  
の地域を選定して、その地域で空き缶を捨てない、道路に捨てないという  
運動を展開してみてもというふうに思った次第でございます。

○議長（小林博次君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（東 寛君）登壇〕

○都市計画部長（東 寛君） 工業高校の跡地への公衆トイレの設置につ  
いてどう考えておるのかということでございますが、確かにまちづくりの  
一環といたしまして、特に都市の景観形成の一つといたしましてこういう  
ものは非常に大事だと思っております。特にトイレそのものを公園の中に  
単体でつくっていくのがいいのか、また公共施設というものを、今後工業  
高校跡地の中の具体策とあわせて、こういう公共施設とあわせてつくっ  
ていくのがいいのか等々の問題がございますので、十分今後検討してまい  
りたいと思えます。

○議長（小林博次君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時9分再開

○議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第85号ないし議案第100号

○議長（小林博次君） 日程第2、議案第85号昭和59年度四日市市立四日

市病院事業決算認定について、ないし議案第 100号農業共済事業無事戻しの実施についての16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 議案第88号、第10款教育費のうち、体育振興費の海星高校の甲子園出場に対する補助金の追加計上についてお尋ねいたします。

義務教育の生徒を対象とした学校教育活動の一環として実施されるブロック大会並びに全国大会に参加した場合の補助金は、必要経費の60%しか出ないということを聞いております。ちなみに、私どもの西笹川中学校、おとしはハンドボールで、女子でしたか、札幌大会に東海地区代表として出場させてもらったそのときに、約 100万円ばかり経費が要るのに60万円ばかりしかいただけなかったというので、去年は明石でありましたので、私も応援に駆けつけましたんですが、同じように必要経費の60%しか出ないと。ことしは不幸か幸いか、男子も女子もブロック大会の代表として北海道の函館で大会があったんですが、女子も男子も出場ということで、必要経費がざっと計算しても二百数十万円要る。にもかかわらず、補助金はその半分に満たない額で、父兄も学校も大変困ってみえたことをお聞きします。

そういう状況で、今回の海星高校の甲子園出場、大変名誉あることであるが、110万円奨励金が出る、補助金が出るということで、私としてはその辺の矛盾が、どういうふうな形で計算されたのか、その算出根拠をひとつお尋ねしたい。

それと、その他のスポーツ、例えばいつも私どもテレビ等で見せてもらって、すばらしいなと思っておる四日市中央工業高校のサッカー部も出場されておられますが、そういうその他の高校などのスポーツ大会等の出場

についての補助金はどうなっておるのか。一遍その辺を比較しながらお尋ねしたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林博次君） 教育次長。

〔教育次長（西村正雄君）登壇〕

○教育次長（西村正雄君） ただいまご質問いただきました教育費の体育振興費の中にごございます負担金補助及び交付金の中で、海星高校が夏の甲子園大会に出ましたときに助成いたしましたこの補助金 110万円につきましてお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

ご存じのように海星高校の野球部は、第67回の全国高等学校野球選手権大会、いわゆる夏の甲子園に出場されたわけでございます。これの 110万円の支出の基準といいましょうか、そういうものについてのお尋ねでございますが、これにつきましては、大変歴史のある高校野球でございまして、戦前から、戦後は特にテレビの普及によりましてテレビに放映ということから、学校の名誉だけではなくて、その所在地、あるいは県のPRということが大変高く取り上げられてやられております。本市も大変、この野球の試合を通じまして本市の紹介、PRをしていただいたということ、もう1つは、この高校野球がスポーツの振興に大きく貢献をしていただいた、こういうことだと思います。そういうことから、これの助成につきましてはいろいろ検討もいたしましたが、これにつきましては、海星高校そのものにつきまして申し上げますと、過去に出場をしております、その中で近いところでは、この前の56年のときにも助成をしておりますが、今回は、いろいろ事情もございましたけれども、同等の応援をしたということでございます。

ちなみに、この三重県下ではかの学校が甲子園へ参りました。これは、58年の夏の大会には相可高校が出ております。これにつきましては、地元の多気町におきましては、町費 300万円を補助しておるようでございます。それからまた、この60年の夏、あるいは春の選抜もございます。この大会

の種類によって多少異なっておりますけれども、例えば60年の春の選抜では明野高校が出ておりますが、小俣町では町みずからが200万円、そしてお隣の伊勢市では70万円をお祝いしたと、こういうことに相なっております。さようございまして、我々といたしましてはスポーツの振興ということに焦点を当てて助成をさせていただくと、こういうことございまして、今回補正をお願いしておるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

なお、お尋ねの義務教育関係のスポーツ関係での派遣に対する助成についてお尋ねがございましたが、これは、去る55年の4月から奨励金の交付基準というものを定めておりまして、その基準によって助成をさせていただきまして、スポーツの振興に努めております。この中身は、学校教育関係、いわゆる義務教育関係、それから社会スポーツ関係、両方ございますが、お尋ねの義務教育関係につきましては、確かに今までの補助につきましては、ある率でもって助成をさせていただいております。しかしながら、情勢といたしましては、スポーツ熱も大変盛んになりましたし、各種の競技が本市の若人たちの一つの大きな目標として今取り組みをさせていただいております。これは、健全育成という観点からも大変喜ばしいことだと思っております。そういうことから本年、先般でございますが、この基準につきまして決裁を得まして、改正を見ました。適用は4月にさかのぼりまして、全額の補助ができるようにしたいと、このように考えております。

なお、社会体育につきましては、選手だとか監督の出られる場合には、補助率が今までは半額であったのが、3分の2ということに引き上げをしたいということになっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

お尋ねの義務教育以外の、いわゆる高等学校等のスポーツでございますけれども、これらにつきましては今後十分検討してまいりたいと、こう考

えております。

○議長（小林博次君） 豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 義務教育について、スポーツ奨励金交付基準というものを役所で作ってみえまして、それを60年に改正して、さかのぼって交付するというので、大変うれいお話を聞かせてもらって、私ども非常に結構だと思います。

ただ、先ほどのご説明によりますと、確かにスポーツ、特に高校野球によってスポーツが振興した、その牽引車になったのは私も大変結構だと認めますが、あの高校野球を見ておると、いろいろとそれぞれの立場で多少の批判はあるんじゃないかと思っております。PL学園なんかがあつた場を利用して、余りにも行き過ぎた応援だなどということを私は常々個人的に、感触ですが、感じております。今教育次長さんのご説明ですと、四日市を紹介してもらったPR費としたらまあいいんじゃないかと、よその地区はもっと出しておるといふようなことで、そのことに対して私は言うておるんじゃないしに、やっぱり先ほども申しました、同じ高校生で、同じスポーツをやっておる中で平等に扱えぬものかなと、扱ってもらふ努力を願えぬかということをお願ひしたいわけなんです。私は、海星高校に110万円出したことが多いの高的なことじゃないしに、やっぱりほかのスポーツもそのような目で見えてやって、そして激励し、そして振興につなげるように行政がやるのがその役目じゃないかと思っております。

そういう意味で、委員会でも十分討議願ひたいと思っております。特に委員会の方にお願ひしたいのは、こういう機会に、スポーツばかりに限らず、文化奨励金の交付基準等もつくられて、その面もひとつ生徒、それから社会人の奨励に役立てるよう、ひとつこの場をかりて、これから委員会に付託されて論議されると思っておりますが、よろしくお願ひいたします。それでは、私の質問を終わります。

○議長（小林博次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第88号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の第10款教育費第5項の社会教育費の文化振興費についてお尋ねをしたいと思ひます。

これ、補助金「交響連詩四日市」制作演奏費という形で100万円が計上されているわけですが、いろいろお聞きいたしますと、この「交響連詩四日市」、四日市青年会議所が30周年記念という中で作り上げてきたと言われておりますが、このたぐいの補助金の要綱、これは一体どうなっているのか。お話を聞きますと、この補助金100万円については補助要綱がなかった。いろいろ私どもが切実な課題で要望いたしましても、補助要綱がないという形で補助金はなかなか出されないわけですが、このJ.Cの30周年記念事業の「交響連詩四日市」の制作演奏費に、どういふいきさつで、どんな基準で100万円を出してきたのか、あるいは、今後いろんな団体がこういったものを行う、そういったときにどう対応していくのか。あるいは、この「交響連詩四日市」、いろいろお聞きしますと、内容的にも問題がある、こういうお話を聞くわけですが、それではこの交響連詩の中身について全面的に認めた上で補助金を出してきたのか。また、この青年会議所、こういったところ、全国で行革行革という点で大いに行革の風を吹き荒らしているようでございますが、そういった団体がこういった行革ばやりの中で補助金を要求してきた、あるいは市そのものが言われぬに出したのかもしれませんけれども、このいきさつも含めてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） お尋ねの「交響連詩四日市」のことについてお答えいたします。

先ほど佐野議員からも、ことしは四日市の青年会議所の創立30周年であるということがございましたように、青年会議所ではその記念事業といたしまして、四日市でシティマラソンをすゝるとか、あるいは世代交流のゲームボール大会をすゝるとか、それから「交響連詩四日市」の作曲をすゝるとか、そのような行事を計画しておりました。交響詩を持ってあります市というのは、まだ全国にそんなにたくさんもございませぬ。私が記憶しているところでは一番古いのは、多分群馬だと思ひます。それから北海道の岩見沢、それから最近私はテレビで見たんでございませぬけれども、京都がやはり3人の方によって作曲されたということにニュースで見ただけでございませぬ。

四日市の交響連詩というのは、この9月23日に発表会を行うわけですが、演奏をすゝるのは四日市の交響楽団、少し人数が不足しますんで、名古屋の方と交流がございまして、この前、夏に「第九」をやりましたときに応援をしていただいた方たちなんです、名古屋の交響楽団の方が友情出演というお話ができておるようでございませぬ。それに合唱が少しついておまして、前からございませぬ四日市の混声合唱団、それから少年少女の合唱団など約200名か250名ぐらいになると思ひます、大変大きなイベントになっておます。これらの方は来ていただくわけですが、旅費とかいろんなものがかかります。それから、音楽文化の振興という意味で100万円の申し入れがございませぬ。それで、全曲というのはまだ私は聞いておりませぬのですが、しかし今後四日市の音楽文化向上のために大変資するという観点から、ぜひ助成をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（小林博次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 今答弁をお聞きいたしますと、この「交響連詩四日市」、あたかもJ.Cがやったのではなくて、四日市市そのものが認めてやったんだと、この「交響連詩四日市」を四日市のものだというような答弁の中身であったわけですが、それについては若干問題があると思ひます。

また、答弁漏れの問題、今後の問題、あるいは中身の問題、言われたから文化の振興に資するということだけでなく、中身も十分検討した上でこういったものは出すべきでございますし、どうぞ関係の教育民生常任委員会で十分今後の問題を含めて論議いただきますようお願いいたします。

○議長（小林博次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第86号についてお尋ねをいたします。

59年度水道事業決算は、当年度純利益だけで6億4,700万円余りを上げたわけでございますが、私はここで、59年度を含む水道事業の財政計画期間として設定されております58年度から60年度のこの財政計画と照らして、またその他の面からお尋ねをしたいと思っております。

59年1月から水道料金の27.94%という大幅なアップをしたわけでございます。1t当たり24円3銭という値上げをしたわけでございますが、そして58年度には1億2,900万円余り、59年度6億4,700万円余りの黒字となったわけでございます。このまま推移いたしますと、60年度も恐らく3億円の純利益を上げることは間違いないだろうと思うわけでございます。大幅な水道料金値上げをしたわけですし、その根拠に財政計画というものが示されたわけでございます。その財政計画が適切であったのかなかったのか、こういう問題も問われなければならないと思っておりますが、財政計画によりますと、それだけの値上げをしても、60年度末までに1,100万円ほどの利益が出るだけだと、現行の料金でいくと、60年度末には20億3,900万円の赤字になるんだと、だから値上げをするんだということでございました。しかし実際には、3カ年を通して、値上げしてなお1,100万円ほどのプラスになるだけだと言っていたのが、約10億円も黒字を出すという形になろうかと思うのでございます。一般の企業と違いまして、やはりその収支結果というものは、利用者の、市民の負担にかかわるわけでございますから、べらぼうに利益を上げるという形があってはならないと思うのです。

そこで、財政計画とこの決算の結果とを比べてみますと、給水収益の面、それから支出の面では、人件費とか、あるいは受水費、こうしたところに大きな数字の差が出てくるわけでございます。もちろん天気、天候に影響されて、水需要の伸びというものも左右されるということも、よく事情はわかりますが、それにしても余りにも大きい違いではないかというふうに思うわけでございます。この点について、一体当局はどのようなお考え、評価をされておられるのか、単に天気の問題で片づけられる性質のものかどうか、その辺のところを改めて伺いたいと思うわけです。

それから、この総括原価、コストといいますが、そういうものに大きく作用しております県水の受水費という問題でございますけれども、これが、実際に59年度の場合をとりましても、非常に高い原価になっております。1t当たりにして、59年度で116円49銭、59年度の水道料1t当たりが114円5銭ということでございますから、供給単価よりも高い県水を買っているという形になります。58年度の場合、111円98銭ということでございます。若干60年度は、いろいろな経緯もあって下げられるかのように聞いておりますけれども、それにしましても、四日市の施設能力、そういうものから見まして、実際に県水をもっと節減すべきではないか。県の企業庁の財政に振り回されて、四日市が必要のない水を、しかも非常に高い水を買うという、こういうことについては、これまでも指摘してまいりましたが、59年度の数字を見ましてもそういう点のはつきり出てきております。これらについて考え方を改めて伺いたいと思っております。

それから、財政計画上、受水費が8,000万円も差が出る。60年度の場合には2億数千万円も差が出るというふうな財政計画になっておりまして、非常に値上げ計画そのものがずさんであったと言わざるを得ないと思うのでございます。こうしたところのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（小林博次君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥村仁人君）登壇〕

○水道事業管理者（奥村仁人君） 水道事業決算に対するご質問でございますが、59年度決算に対する考察と今後の対応ということについてどう考えておるかというご趣旨であったかと思えます。

まず、59年度決算によります給水収益につきましては、58、59年度の有収水量の見積もりは、55年度から57年度の有収水量等に基づきまして算定をいたしましたものでございます。この期間の水量の伸びにつきましては、3年続きの冷たい夏、冷夏でございまして、水量の伸びはほとんどなく、横ばい状況となっていたのでございます。ところが、58年度の有収水量は、夏場の猛暑と冬場の異常な寒波によります凍結防護などによりまして、前年度に比べまして大幅な増となったのでございます。その上59年度は料金改定直後ということもございまして、節水によります需要減と、58年度におきます有収水量の増加の反動を考慮いたしまして、財政計画どおり有収水量を見込んだのでございますが、逆に58年度を上回る夏場の猛暑と、夏季から秋口にかけての降水量も58年度を大幅に下回ったというようなことで、前年の好記録をさらに上回るような使用量となったのでございます。

これらの諸条件によりまして、給水収益で予算を大きく上回りました、ご指摘の2億400万円の増収になったものでございます。また、費用面で、受水費の節減を図ったこと等によりまして、予算に比べまして3億1,300万円増の6億4,700万円の利益剰余金を計上することができたのでございます。

ここで、利益が出過ぎておるじゃないかというような見方があるかもしれませんが、公営企業の場合でございまして、民間のように決算利益が外部に流出するというようなことは絶対にあり得ないことでございますし、またその資金は企業内部に留保されまして、企業債の償還でございましてか施設の改良に充てられるわけでございます。したがって、利益が生じたことによりまして、自己資金の充実を図り、適正な運用をいたすこと

によりまして市民への利益還元を図ってまいりたい、こう考えておりますが、具体的な方策などにつきましては、常任委員会でご審査を賜る所存でございまして。

それから、前回の料金改定の問題のご指摘がございました。ここでもし料金改定を行わなかった場合を想定いたしますと、大幅な赤字となったことは必至でございまして、赤字を持ちながら経営の健全化のための努力をしない企業につきましては、自治省の起債が制限されるというようなことになりまして、事業運営に多大な支障を来すことにもなるわけでございます。これらのことから、料金改定の実施時期につきましてはやむを得ないものであったと私ども考えておる次第でございまして。

それからまた、ご指摘の受水費の関係でございまして、これは、県の60年度の料金改定の際に企業庁に私ども折衝いたしまして、今後5年間で約5,000万円程度、年間1,000万円程度のダウンになるような改定をさせていただいておりますので、今後受水量が増大いたしましても、過去の料金に比較しまして有利な条件になるものでございます。また、去年、ことのように夏場、本市の自己水源でございまして水量を上回るような日が35日もございまして、この北勢水道用水がなかった場合、これは大変なことになっておると考えられるわけでございまして、本市にとりましてこの北勢水道用水、いわゆる県水の受水は貴重な水資源と言わざるを得ないと思えます。今後につきましても、総合的な計画に基づきまして、受水費の軽減になお一層の努力をいたす所存でございまして、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（小林博次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初にも申し上げましたように、余りにも財政計画との差が大きい。天候と言ってしまうとそれまでですけれども、そうでない部分もあるわけです。私どもはこの値上げ幅について随分意見を申し上げてき

た。受水費の抑制、県水の受水量の抑制、この辺の問題も現実に提起をしてまいりました。それだけでも59年度決算において8,000万円の努力をしたならば、こういう結果も出たということをおぼわしていると思います。

いずれにいたしましても、57年度に9,000万円ほどの赤字が出たから直ぐに値上げという、いきなり値上げというふうな形で出てきたわけですが、今後の問題については、やはり十分ひとつこれらの点を配慮されまして、慎重を期していただきたい。できれば12月議会にでも、60年度で財政計画期間は切れるわけですが、61年度以降の水道財政計画というものをどう持つのか、こうした点を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（小林博次君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥村仁人君）登壇〕

○水道事業管理者（奥村仁人君） 61年度以降の財政計画につきましてのご指摘でございますが、なるべく早い時期に新しい財政計画を樹立いたしまして、今後に備えたいと思えます。

○議長（小林博次君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 議案第101号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第2号）  
及び議案第102号工事請負契約の締結について

○議長（小林博次君） 日程第3、議案第101号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第2号）及び議案第102号工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申

し上げます。

議案第101号は、本市一般会計補正予算第2号案であります。今回の補正は、四日市市土地開発公社が行う四日市工業高校跡地及び南部工業団地の用地取得資金の確保を円滑にするため、同公社に対する債務保証限度額を増額しようとするものであります。

議案第102号は、雨水2号幹線築造工事について、指名競争入札により、金額1億5,400万円をもって大林・朝日土木建設共同企業体と請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

---

○議長（小林博次君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、1件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（小林博次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月25日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時48分散会

# 会 議 録

第 5 日

（昭和60年9月25日）

○議 事 日 程 第 5 号

昭和60年9月25日(水) 午後2時開議

- 第1 議案第85号ないし議案第102号……………委員長報告…質疑  
討論・採決
- 第2 議案第103号 教育委員会委員の任命について……………説明…質疑  
討論・採決
- 第3 発議第8号 国保財政の危機打開に関する意見書の提出  
について……………説明…質疑  
討論・採決
- 第4 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第5 委員会報告第7号 請願の審査結果について……………採否決定
- 第6 発議第9号 同和問題解決のための新たな法的措置に関  
する意見書の提出について……………説明…質疑  
討論・採決

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(44名)

相 松 尚  
青 山 峯 男  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
伊 藤 雅 敏  
小 川 四 郎  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生

金 森 正  
 川 口 洋 二  
 川 村 幸 善  
 喜多野 等  
 久 保 博 正  
 訓 霸 也 男  
 粉 川 茂  
 小 林 清 隆  
 小 林 博 次  
 後 藤 寛 次  
 後 藤 長 六  
 坂 口 正 次  
 佐 野 光 信  
 高 木 勲  
 田 中 基 介  
 谷 口 廣 睦  
 豊 田 忠 正  
 中 村 信 夫  
 永 田 正 巳  
 野 崎 洋  
 野 呂 平 和  
 橋 本 増 蔵  
 古 市 元 一  
 堀 新兵衛  
 堀 内 弘 士  
 前 川 辰 男  
 益 田 力

水 野 和 子  
 水 野 幹 郎  
 毛 利 道 哉  
 森 真 壽 朗  
 森 安 吉  
 山 口 孝  
 山 路 剛  
 山 本 勝  
 渡 辺 一 彦

○欠席議員 (0名)

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
市 助 役	坂 倉 哲 男
市 助 役	片 岡 一 三
収 入 役	藪 田 裕
調 整 監	伊 藤 長 爾
市長公室長	奥 山 武 助
総務部長	毛 利 道 男
財政部長	鈴 木 一 美
市民部長	鶉 飼 滋
福祉部長	岩 山 義 弘
商工部長	川 村 得 二
農林水産部長	竹 村 二 郎
環境部長	樋 口 照 一
都市計画部長	東 内 寛
建設部長	島 内 清 治

下水道部長	前川 鉦一
消防長	山口 博
次長	鈴木 勲
病院事務長	田中 利夫
水道事業管理者	奥村 仁人
次長	尾中 忠邦

教育長	岡田 久江
次長	西村 正雄

代表監査委員	伊藤 涼一
--------	-------

○出席事務局職員

事務局長	宮田 勉
議事課長	板崎 大之丞
議事課長補佐	石原 隆
議事係長	岡崎 雄治
主事	金森 伸夫
主事	井上 紀久夫

午後2時1分開議

○議長（小林博次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、43名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第85号ないし議案第102号

○議長（小林博次君） 日程第1、議案第85号昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第102号工事請負契約の締結についての18件を一括議題といたします。

本件に関する委員長報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

渡辺一彦君。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第88号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源及び一般財源として市税を追加計上して収支の均衡を図ったのであります。今後の財政見通しについて理事者からは、「今後19億円程度の補正が必要であると考えが、原油の値下がり、為替相場の変動等により、景気が好調に推移し、法人市民税等の伸びが期待できること、また59年度決算により繰越金が見込まれることなどにより、十分対応できる見通しである」との説明がありました。

歳出第2款総務費、歳出第4款衛生費、第2条債務負担行為の補正、及び第3条地方債の補正につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第93号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について、及び議案第94号四日市市税条例の一部改正につきましては、それぞれ関係法令の改正による所要の整備であり、別段異議はありませんでした。

議案第96号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、浄化槽法の施行により所要の整備を行おうとするものであります。現行手続の簡素化を行うとともに、浄化槽の設置に関するトラブ

ルが生じないよう施策を講じるべきとの意見がありました。

議案第98号動産の取得につきましては、防災行政用無線の購入であります。購入先は県外の業者からとなっており、機器の保守点検を含め、できる限り地元業者から購入すべきであるとの意見がありました。

議案第101号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第2号）につきましては、四日市市土地開発公社が行う四日市工業高校跡地及び南部工業団地の用地取得資金の確保を円滑にするため、同公社に対する債務保証限度額、すなわち85億円及びこれに対する利子を増額しようとするものであります。

当委員会は、高度経済成長期のように開発すれば即売却できるような期待は持てないことから、このような大幅な増額が、将来、本市財政を圧迫することが懸念されるので、資料の提出を求めるとに、担当助役の出席を求め、ただしたのであります。

理事者からは「今後の実施計画については、昭和61年度からスタートする第四次基本計画の中で具体化することになるが、本市には、この工業高校跡地、南部開発のほかに、大学設立問題、総合会館構想などの大型事業も多く、一般公共事業の施行に影響がないよう財政計画を立てていく必要があり、特に南部開発には市費の持ち出しがないようにする考えである」との説明がありました。

当委員会は、南部開発に対する市費の持ち出しがないことを確認するとともに、安易な先行投資を行うのではなく、これらの事業に対して具体的活用計画を厳密に立て、将来、本市財政に破綻を生じさせないようにすべきであることを強く指摘し、承認した次第であります。

議案第102号工事請負契約の締結につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小林博次君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

川村幸善君。

〔教育民生委員長（川村幸善君）登壇〕

○教育民生委員長（川村幸善君） ただいま議題となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきましては、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第88号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第3款民生費につきましては、本年4月に開設された特別養護老人ホーム「陽光苑」の建設費に対する補助金及び国民健康保険高額療養費資金貸付金の追加補正が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

歳出第10款教育費につきましては、過日の本会議で質疑のありました「交響連詩四日市」の制作・演奏に係る補助金及び海星高校の甲子園出場に対する補助金について論議が交わされたのであります。

「『交響連詩四日市』は、青年会議所の記念行事として企画制作され、発表会の後本市に寄贈されるものである。本市の音楽文化の向上を図る上で極めて有益であり、またその内容から、今後本市で開催される天津友好都市提携5周年記念行事、全国お茶まつりなど各種のイベントにおいて利用が図れるものであるため、市として補助を行いたい」との説明がありました。

当委員会は、「交響連詩四日市」の内容等について検討を行い、今後この「交響連詩四日市」を本市の種々の行事の中で活用するよう要望するとともに、文化活動に対する補助金の交付について、文化振興、青少年の健全育成、父母負担の軽減の観点から、早急に基準を設け、基準に基づく公平な対処を行うよう要望いたしました。

次に、海星高校の甲子園出場に対する補助金につきましては、「スポー

ツの振興に大いに貢献し、全国的な本市の紹介、PRとなるものであり、過去の例にならって助成を行おうとするものである。また、本年4月からスポーツ奨励金交付基準を改正し、義務教育児童生徒の学校教育活動における全国大会などの出場に対する必要経費について全額助成を行うとともに、社会体育活動の助成についても充実を図った」との説明がありました。当委員会は、スポーツ活動に対する助成については、教育的な見地から、すべてのスポーツ種目について公平な取り扱いがなされるよう格段の配慮が必要であり、市が特別な観点から助成を行う場合は、教育費からの支出は不適切であり、今後は他の費目において予算計上を行うべきであることを、強く指摘いたしました次第であります。

議案第90号昭和60年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、退職者医療給付費交付金の額の確定により、超過交付分の返還金の計上であり、別段異議はありませんでした。

議案第95号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料減免の基準額の引き上げなどの改正を行おうとするものであり、1委員から、一般被保険者の保険給付費等に占める保険料の賦課総額の限度範囲の引き上げについて反対があり、賛成多数により承認いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案どおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告いたします。

○議長（小林博次君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

森 安吉君。

〔産業公営企業委員長（森 安吉君）登壇〕

○産業公営企業委員長（森 安吉君） ただいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、

当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第85号昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

59年度の当事業決算におきましては、総収益70億 3,229万 1,540円に対し、総費用70億 1,179万 6,505円、差引 2,049万 5,035円の純利益を生じたのであります。

理事者からは、「主として利用患者数の増加などにより純利益を生じたものの、なお、多額の累積欠損金を抱えており、材料費の増高や診療報酬の改正と同時に薬価基準の引き下げが実施されるなど、今後の病院経営においても、依然として厳しい環境下にある」との説明がなされたのであります。

当委員会は、これを了としたところでありますが、地域の中核病院としての使命を果たしていくため、重症患者のための検査機能の充実をはじめとする施設整備など、地域医療サービスの向上を図るとともに、引き続き経営基盤の確立に一段の努力を払うよう要望いたしました。

さらに当委員会は、今議会でも取り上げられました駐車場の整備について、特に担当助役の出席を求め、考えをただしたのであります。

助役からは、「市立病院の駐車場については、当面借地により増設を図ることとし、現在駐車場不足を来している他の公共施設も含めて、財団法人開発公社を管理主体とするか、または別途駐車場管理公社を設立するかして、総合的な駐車場整備を行うよう検討中である」との答弁がありました。

市立病院駐車場については、当委員会において従来から強く指摘してきたところであり、この際立体化することも加えて検討し、恒久的な駐車場整備について、早急に結論を出すよう要望するとともに、既存の駐車場については、厳正な管理運営を行うよう指摘いたしました。

以上により、当委員会は本件を認定すべきものと決定した次第でありま

す。

次に、議案第86号昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

59年度の当事業におきましては、総収益46億 121万 1,996円に対し、総費用39億 5,333万 4,891円、差引6億 4,787万 7,105円の純利益を生じたのであります。

これについて理事者からは、「前年度に引き続き水需要の伸びによる給水収益の増収があったことに加えて、支出において北勢用水受水費の節減などにより、財政計画を上回る純利益が生じたものである」との説明がありました。

当委員会は、今回財政計画を上回る純利益を生じたことについて、過去10年間の有収水量と財政計画の比較、県内各市並びに全国同格都市の水道料金などに関する資料の提出を求め、現行の財政計画について、活発な論議を行ったのであります。

論議の過程において、夏季の猛暑と秋季の降水量の減少など、気象条件が大きく影響し、水需要が促がされたこと、多量使用の一般家庭が増加したことなどが主な要因となって、給水収益が財政計画を上回ったものであると判断するに至ったのであります。

さらに、今後の事業運営についてただしたのに対し、理事者からは、「積極的な老朽管の布設替えなど施設の改良を推進し、市民サービスの向上に努める。料金改定の時期については、できるだけ延期することにより、市民に対して増収による利益の還元を図りたい」との説明があり、これを了とするとともに、本市の水道事業が安定供給のために水源確保を図りつつ、良質にして低廉な給水に努めていること、全国的にも数少ない全市上水道化を目指し、水沢簡易水道の上水道統合事業を推進していることに対し、その労を多としたのであります。

当委員会は、北勢用水は市民への上水安定供給のための水源として確保

しておく必要があるものの、県及び受水部会内での調整を十分行い、さらに一層受水費の節減に努めるよう要望いたしました。

以上により、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり承認した次第であります。

次に、議案第87号昭和59年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

59年度の当事業決算におきましては、共済事業総収益1億8,729万3,430円に対し、共済事業総費用1億 3,802万 2,080円、差引4,927万 1,350円の純利益を生じたのであります。

理事者からは、「果樹共済事業において、干害と異常低温により近年にない異常災害となったものの、他の4共済事業においては、いずれも軽微な被害にとどまり、総合で純利益を生じたものである」との説明がありました。

当委員会としては、農業を取り巻く厳しい内外環境の中で、本事業の果たす役割は大きなものがあり、今後とも事業の運営に当たっては、農業動向に対応した適切な事業の推進に努力するよう要望いたしました。

以上により、当委員会は、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり承認した次第であります。

議案第89号昭和60年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、最近単勝式及び複勝式投票券の購入者が急増してきたことに伴い、発券機を増設するための機器使用料を追加し、これに関連する債務負担行為を計上するものであり、別段異議はなかったのでありますが、ノミ行為防止のため、車券発売締め切りから発走までの時間短縮にさらに一層の努力を払うよう要望し、承認いたしました。

議案第88号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、歳出第6款農林水産業費及び歳出第13款第1項農林水産施設災害復旧費、議案第100号農業共済事業無事戻しの実施についての2議案については、別段異議な

く承認いたしました。

以上をもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（小林博次君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

山口 孝君。

〔建設委員長（山口 孝君）登壇〕

○建設委員長（山口 孝君） ただいま議題となっております各議案のうち建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第88号昭和60年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第8款土木費につきましては、別段異議はなかったのでありますが、第1項土木管理費に新規計上されております自然環境保全対策協議会の関係経費について、論議がなされたのであります。この協議会は、自然環境と居住空間のよりよい調和を求めて、質の高い環境の実現を目指し、総合的、計画的な環境施策を進めていくため、本市の自然環境保全に係る諸事項を調査、協議するために、新しく設置されるものであります。

各委員からは、設置の根拠が条例でなく要綱であること、窓口が都市計画部公園緑地課となっていること等について意見が出たのでありますが、理事者からは、「将来的には条例化する予定であり、窓口も一応公園緑地課となっているが、市長公室、農林水産部、環境部、建設部、都市計画部、教育委員会で十分協議を重ねている」との答弁がなされたのであります。

当委員会は、この協議会が形だけのものとならないよう全庁的な推進体制を整備し、真剣にこの問題を協議、検討していくよう要望した次第であります。

歳出第13款第2項土木施設災害復旧費につきましては、正式名称のない小河川についても、災害復旧の国庫補助対象となるよう日ごろから管理し、対応するとともに、災害査定時の査定率を高めるよう努力すべきとの意見

があったほかは、別段異議はありませんでした。

議案第91号昭和60年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、別段異議はなかったのでありますが、公共下水道事業には、毎年多額の市費が投入されており、水洗化区域内の市民と区域外の市民の間に、受益の面でかなりの不平等が生じており、今後公共下水道事業の基本的な見直しを行っていくよう要望いたしました。なお、国庫補助金の増額により工事が集中する場合には、市民生活への影響に十分配慮すべきとの意見がありました。

議案第92号昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第1号）及び議案第97号四日市市駐車場条例の一部改正については、現在建設中の本町駐車場が完成する本年12月より、駐車料金の改定等を行おうとするものであり、それに伴う予算の補正と条例の整備をするものであります。

一部委員より、値上げ幅が大き過ぎるとの反対意見がありましたが、当委員会は、昭和48年以来、10年以上据え置いてきていること、及び周辺の状況からしてやむを得ない措置として、賛成多数でこれを了とした次第であります。なお、当委員会は、これに関連して、来庁者の駐車場不足の対策を検討するよう要望した次第であります。

議案第99号市道路線の認定については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小林博次君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務委員長にお尋ねをいたします。

議案第101号60年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、いわゆる市

土地開発公社に対する債務保証の件でございますが、現在の市土地開発公社に対する債務保証は95億円とか聞いておりますが、それに匹敵する85億円の債務保証を追加するというところでございますが、その議案、あるいは委員会での審査の経過、あるいは資料を見てまいりますと、その支出予定額については一定の数字が示されておるようでございますけれども、財源ということになりますと、すべて一般財源という形で簡単に処理をされているわけでございます。

先ほどの委員長のご報告によりますと、他の事業もあり、将来の財政展望も含めて、第四次基本計画の中で明示するんだというふうなお答えのようにお聞きしたわけでございますけれども、それにしても余りにも大きな債務保証をすることに対してのそういう財源計画そのところが余りにも簡単過ぎるのではないかというふうに思うんですが、この点は、総務委員会としては、いかがお考えになったのでしょうか。

役所同士の保証だし、役所が銀行から借りるんだから、それを保証するだけだからという安易に考えられがちかもしれませんが、大変な債務保証ということでございます。ここのところは、第四次基本計画云々とかいう形でこの場をしのぐんではなしに、これほどの大事をやるというからは、当局ももっと議会に対して、市民に対して、はっきりした内容、方向を示すべきではないかと思うんですが、この点について総務委員会の委員長にお尋ねをするわけでございます。

また2点目は、総務委員会に配られたと言われるこの資料によりますと、工業高校跡地事業につきまして、公社事業として、いわゆる支出予定額というのが出されております。その下に市事業として、61年度から早くもこの工業高校跡地の支払いといいますか、市費で買い戻すという措置がとられるかようになっております。しかし、こういう方式は問題がありはしないか。3万500㎡の土地を全体として開発し、道路をつける、公園をつくる、それから駐車場もつくる、商業施設もつくるという今のゾーン計画

でいく限り、それらの整備を全体として、それらの施設に案分して、諸経費というものは割り振っていかねばいかぬのじゃないかというふうに思うんです。一般の開発はそういう方向ですね。特にこの開発は、そういう例外がとられるということについては、異論がありますし、そういう異論を持つ見地からみますと、部分的に市が先買い取っていくという、こういうやり方は、大変問題が多いというふうに思うんですが、このあたりの議論は総務委員会ではいかがでしたでしょうか。

それから、なお3番目ですが、同じ総務委員会に配られた資料によりますと、大学設置費というのが、数字が出ておまして、61年度から6,000万円とか、1億8,000万円とか、総額50億円の一般財源持ち出しという数字が出ているわけでございます。たしか5月の議員説明会におきましては、大学設置は、全体事業に53億円で、市費は30億円だと聞いておったわけでございますが、これはそうしますと、この数字から見ますと、将来30億円を開発公社にまた債務保証をして、そして年次的に市が払っていくという形を示すのかなと受けとめたわけでございますけれども、それにしても当初53億円という事業費であった、その中の市負担は30億円と我々に説明されておきながら、いつの間にか利子か何か加わって50億円になる。こんなことはいつどこで起こってきているのかということ、甚だ疑問に思うわけでございます。四日市大学の市の助成の方式等も問う形になるわけでございますが、これらの点についてどの程度解明されたのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（小林博次君） 総務委員長。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） ただいまの小井議員のご質問にお答え申し上げます。

第1点のいわゆる債務負担行為の土地開発公社に保証限度額の85億円の件でございますが、小井議員もご心配のように、総務委員の皆さん方も非

常に心配されまして、先ほど委員長報告で申し上げました経過のとおり資料の提出を求め、しかも担当助役の出席を求め、ただしたのであります。

私ども、こういった安易な開発、これは主に南部開発地区の問題でございしますが、いわゆる工業高校跡地につきましては、カルチャーゾーンであるとか、あるいは地場産業振興センターであるとか、計画はそれぞれ特別委員会でもご審議願ひ、いわゆる市、議員、商工会議所等々の協議の中で検討中でございますので、確かに委員会の中の論議では、商業ゾーンに対する売却価額は、いわゆる鑑定価額でやるのか、あるいは実勢価額との差ができたときにはどうするとか、いろいろな質疑がなされたのであります。しかしながら、まだ具体的にいわゆる道路一つにとりましても、まだまだ予算化されていない、額の上乗せ等についての論議にはならなかったというのが、事実かと存じます。

なお、安易過ぎるではないかとか、あるいは61年度を初年度とするこの第四次基本計画の中には、確かに、先ほどこれも報告の中で申し上げました、いわゆる大学設置問題、総合会館構想、こういった大型プロジェクトの事業等もあるわけでございますが、その辺を深く心配して、いろいろ尋ねたわけでございます。

なお、土地開発公社から短期に買い戻すようにご理解を得てみえるのかどうか、お話がございましたが、跡地、特に商業業務ゾーンについては、商業者に直接売却し、その他は7年間ぐらいに分割して買い戻したいという理事者の考え等も聞いております。

いずれにしても、膨大な額でございますので、真剣に、繰り返しますが、担当助役の出席を求め、資料をもとに検討させていただいた次第でございます。

なお、大学問題の30億円がいつの間にか50億円になっているという件につきましては、私どももまだまだ不安定要素の中での資料だという理解をしたわけでございます。ただ、繰り返しますが、各事業費につきましても、

確かにまだ建築物の確認もなされていないわけですし、あるいは先ほどご指摘のあった、一般会計を圧迫しないということにつきましては、各委員の皆さま、口をそろえておっしゃったわけでございます。

この辺の経過を報告いたしまして、小井議員に対するお答えにさせていただきます。

○議長（小林博次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 どうもありがとうございました。

時間もありませんので、2点目、3点目については、今後にもただしてまいりたいと思いますが、1番目のこの本議題であります債務保証の財源計画を明示しない、こういう点について、甚だ疑問に思います。批判的な見地を明らかにしておきたいと思います。

○議長（小林博次君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 同じく議案第101号について、お尋ねをいたします。

総務委員長にお尋ねをしたいんですが、先ほど小井議員からの質問に対しても、何かわかりにくかったもので、再度という形になるんですが、特に南部開発に伴って、委員長は、市費の持ち出しをしないという表現を理事者がされたというふうに報告をされておられます。私自身も3月議会で指摘をしたんですが、やはり新生四日市構想にも出ておりましたように、リース方式とか、土地信託方式を利用する、またスポンサー方式を使って造成をしていくか、また造成業者にある程度企業誘致もあわせて発注していくというようなことも含めて、結局、「造成した、すぐ売れる」というような形をとっていかないことには、今委員長が報告されました市費の持ち出しをしないということで、現実に四日市市では、北勢公設市場の前にあります土地についてもまだ売れておりませんし、旧市民病院跡地についても、売るには大変時間がかかりました。ですから、幾ら理事者がそのよ

うなお答えをされた、助役が出られて報告されたということがありまして、現実に過去の経過を見ますと、絵にかいたもち、空想論にすぎないという気がするわけでございます。だから年々売る年月が遅れてまいりますと、金利分を上乗せをしていかなければならない。そうしたときに、あそこの西南部開発をされた場合に、金利上乗せをして売っていく保証というのはどこにもないわけでございますから、大変難しいことだと思っております。ですから委員長の報告された市費の持ち出しをしないという点について、どのように詳しくただされたのかをお尋ねをしたいと思いますし、工業高校跡地につきまして、商業ゾーンについても同じようなことが言えるわけでございます。

ちょっと耳に挟んだところによりますと、工業高校の跡地、商業ゾーンについては、64年を目途に売却したいというようなことが、総務委員会の方で出たという話を聞いております。私自身はこの工業高校跡地の特別委員会の委員ですから、詳しい質問を差し控えたかったわけでございますが、現実にそのような問題が理事者の方から答弁をされてるということについて、もう少し委員長の方からその辺の内容を詳しくこの議場で報告をしていただきたい、こう思うわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林博次君） 総務委員長。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） 川口議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほども小井議員のご質問に答えたわけでございますが、よくご理解が得られなかったかと思いますが、前後しますが、いわゆる商業ゾーンにつきまして、売却予定ということについて話があったかなかったかということでございますが、記録をたどってみましても、そのような事実はないようでございます。

ただ、「商業ゾーンの売却について確定的なことは言えないが、まず跡地の中の公園等を整備し、具体的活用の目途ができれば、63年度ぐらいに

はめどをつけたい」という発言はありました。

それから南部開発につきましては、市費を持ち出さないというふうに報告申し上げましたが、これにつきましては、いろいろな、先ほど川口議員もおっしゃられた、かつての議会における一般質問でも、その手法についてはいろいろとご提案があったわけでございますが、

〔私語する者あり〕  
以上でございます。

○議長（小林博次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
発言を許します。

佐野光信君。  
〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 今議会に提案された議案の中で、4点について反対をいたします。

第1点は、議案第86号昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

既に59年の1月に水道料金は平均で27.94%もの値上げが行われたわけでございます。私どもは、この時点において、この値上げの理由、あるいは値上げ幅、そういったものについて見通しが甘い、そういう点も指摘しながら反対をしたわけでございます。ところが59年度の決算を締めてみますと、いろいろ理由を挙げられるけれども、財政計画に示された以上に、6億4,800万円余の大幅な黒字を生み出してきたわけでございます。こういった点でこの財政計画、見通し、あるいはそれに基づく値上げ幅が不適切であったと、こういう点が言えるわけでございます。また、この財政計画の中でも明らかにされているわけでございますが、県水の受水費の決算額との大きな違い、一定努力をされた、こういう点については認めるわけ

でございますが、県の企業庁の財政運営に振り回され、財政見直しを行う、こういった点でこのような狂いが起き、市民に対しての大きな負担増になってきたわけでございます。そういう点で、この第86号について反対するものでございます。

次に、議案第92号昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第1号）並びに議案第97号四日市市営駐車場条例の一部改正についてでございますが、この97号によって駐車場料金が値上げをされ、92号で補正予算が組まれたわけでございます。今回駐車場料金が、30分50円を100円に値上げされようとしているわけでございますが、幾つかの問題があります。

一つには、現在の市役所が、機能が集中しており、市役所へ来るのに乗用車を利用しなければならないわけでございます。しかし、市の駐車場は狭く、皆さん方も経験されているように、雨天の場合とか、そういったときはいつも時間的に大変混雑をし、不便な思いをしているわけでございます。しかも市役所を利用される方、用事で来られる方は30分だけでは十分用をなさない。こういう状況でありながら、無料時間を30分のままに据え置く。そして、それ以上のものについては値上げをするということでございますが、これらの点も改善をし、40分ないし50分、こういうふうに時間帯を長引かせて、市民の負担を軽減しなければならないと思うわけでございます。

また、近鉄パーキング、あるいは諏訪公園の地下駐車場、第一信販の立体駐車場など、これらの駐車場は、時間当たりの駐車場料金は割高になっておりますが、しかし商店街を利用する、こういう点では地の利もあるわけでございます。またそれらの有料駐車場の利用者は、買い物などをすることによって、実情は駐車場料金が無料である。こういう場合もあるわけでございます。そういうものと比較いたしましても、1時間当たり200円の駐車場料金というのは、地の利や、あるいは施設面から見ても高いわけでございます。何のための公共施設であるか、こういうふうに言わざるを得

ません。

また、本町における公共駐車場の問題でございますが、周辺の活性化、こういう点でも地元からの要望も出、つくられたわけでございますが、この駐車場におきましても、結局中小商店が無料駐車券を発行するでありましょうし、そのことによって中小商店が負担せざるを得なくなり、この1時間200円というのは、余りにも高過ぎるわけでございます。

また、市営駐車場は、公用車の駐車場も兼ねており、しかも公用車は3階の全部、そして2階の一部に固定をされております。しかし、1階、2階の一般駐車場が満杯で、道路上にも待機をして、道路渋滞を招いている。こういう状況のときにも、公用車用として固定されている3階につきましても、多くの空車の状態がつくられております。かねてより、公用車のスペースを固定せずに効率的に運用すべきである、このことを主張しているにもかかわらず、改善をされておられません。この3階の効率的な運用をすれば、もっと収入の面についても上げることができるわけでございます。あるいは管理を外注しておりますけれども、少ない人数で管理しており、大変な状況でございます。そういう点で2階、3階にもテレビモニターなどを設置して、混雑時にそこへの駐車指定などを行うならば、駐車場の効率的運用が図られるわけでございますし、また公営駐車場が少ない、こういう点では、早期に増設も含めた改善を図らなければならないと思うわけでございますが、これらの改善も図られないままに安易に値上げを行うことについては、公共施設という点からも、認めることができません。

議案第95号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、退職者医療制度が導入をされ、政府は、国民健康保険に対する国庫補助金の削減を行ったわけでございます。そのことによって大幅な見込み違いを生じ、国保加入者にとって保険料アップという負担を強いられることになったわけでございます。この見込み違いによって保険料負担を、100分の65から100分の75まで多く取ることができる。こういうふうにこの95

号によって改められるわけでございます。このような負担増については国の責任で行うべきものであり、加入者に負担転嫁することは、認めることができません。

○議長（小林博次君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第86号昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について、議案第92号昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第1号）、議案第95号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、及び議案第97号四日市市駐車場条例の一部改正についての4件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林博次君） 起立多数であります。よって、本件は認定及び可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた14件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

## 日程第2 議案第103号教育委員会委員の任命について

○議長（小林博次君） 日程第2、議案第103号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案第103号は、本市の教育委員のうち1名が、去る6月以来欠員となっておりますので、その補充として佐藤榮二氏を、また来る10月5日任期満了となります栗原弘氏の後任として小菅弘正氏を任命いたしたいと存じ、提案するものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第103号教育委員会委員の任命について、お尋ねをいたします。

昨今、国いろいろな審議会、例えば臨時教育審議会あるいは行財政改革委員会、そういったところに対して財界代表を送り込む、参加させる、こういったことが行われているわけですが、今回の教育委員会の委員の任命について、県の教育委員会では財界代表が参加をしているようでございます、新たに今回財界代表が提案されたということは、財界がこういった要望を行ってきたのかどうか、この点ひとつお尋ねをしたいと思います。

2つ目には、中立、公正、民主的な教育に当たる、こういう点について、確信を持って当たってもらえる人であるのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 教育委員会の事務というのは、極めて広範多岐にわたっておりますので、教育委員の人選につきましては、広く各界各層から人材を求めることが妥当である、こんなふうに考えておるわけでございまして、現在の教育委員の方、学職経験者の方、あるいは行政経験者の方、あるいはお医者さんといったような構成であります。まあ財界から教育委員をとという要請を、私は受けたことはございません。

それから小菅さんにつきましては、既に皆さん、十分本市の方はご存じでございますし、当市の科学教育振興基金も創設をさせていただいております、今日まで当市の教育振興に多大の貢献をされていらっしゃる方でございます、まことに見職の高い方でございます。私は、こういった方々が教育委員として本市の教育行政の振興に当たっていただけるならば、さらに一層いい教育行政を展開することができるだろうと。もちろん公平であり、忠実な方ということは、私から申し上げるまでもなく、皆さんの方がよくご存じのとおりでございますので、お答えといたします。

○議長（小林博次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

日程第3 発議第8号国保財政の危機打開に関する意見書の提出について

○議長（小林博次君） 日程第3、発議第8号国保財政の危機打開に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 ただいま議題となっております発議第8号国保財政の危機打開に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

昨年10月、退職者医療制度が創設され、これにより国保財政は改善されるものと大いに期待されていたところであります。

しかしながら、この制度の実施と同時に国民健康保険の療養給付費に対する国庫負担が大幅に削減されたこと、退職者医療制度の加入者数の政府の見込み違い、及び老人保健制度における医療費拠出金の負担増から、国保財政は悪化し、今や深刻な危機に直面しているのであります。

このため、政府に対し、国庫負担の増額と老人保健制度の基本理念である各保険制度間の負担の公平を図るため、加入者率の見直しを求めるべく、お手元に配付の意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のと

おり可決されました。

---

#### 日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小林博次君） 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました事項について、閉会中に調査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出を承認することに決しました。

なお、各常任委員長から、閉会中の継続調査の報告が提出されております。お手元に配付いたしておりますので、これによりご承知願います。

---

○議長（小林博次君） この際、報告いたします。

請願第12号部落解放基本法制定について、及び請願第15号事業の完了、自立と融合をめざす新たな法的措置についての請願2件につきましては、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

〔退席する者あり〕

---

#### 日程第5 委員会報告第7号請願の審査結果について

○議長（小林博次君） 日程第5、委員会報告第7号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたし

ます。

これより本件を採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

#### 日程第6 発議第9号同和問題解決のための新たな法的措置に関する意見書の提出について

○議長（小林博次君） 日程第6、発議第9号同和問題解決のための新たな法的措置に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口廣陸君

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口 陸君 ただいま議題となっております発議第9号同和問題解決のための新たな法的措置に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

同和問題の解決は、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重要な国民的課題であります。

昭和40年の同和対策審議会答申以来、20年を経過し、「地域改善対策特別措置法」の期限まで1年有余となりました現在、生活環境は改善をされてきておりますが、残事業の早期達成、就労保障、教育の機会均等の保障、啓発活動の強化など多くの課題が残されているのであります。

そこで、政府に対し、お手元に配付しました意見書を提出し、同和問題の速やかな解決を図るよう、強く要望しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林博次君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林博次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（小林博次君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和60年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後3時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 小林博次

四日市市議会副議長 金森正

署名議員 川口洋二

署名議員 久保博正

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 常任委員会の閉会中の調査報告について
8. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

昭和60年9月定例会会期日程

9月12日(木)	午前10時開会 議案上程…説明
13日(金)	休 会
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	
17日(火)	午前10時開議 一般質問
18日(水)	午前10時開議 一般質問
19日(木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
20日(金)	各常任委員会
21日(土)	常任委員会(教育民生・産業公営企業)
22日(日)	休 会
23日(月)	
24日(火)	
25日(水)	午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決 追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(60.9.5)

◎ 9月定例会市議会について

1 会期日程 別紙のとおり

2 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 9月12日(木) 午後2時まで
- (2) 議案質疑 9月17日(火) 午後4時まで
- (3) 請 願 9月17日(火) 午後4時まで
- (4) 討論・その他 9月24日(火) 正午まで

3 発言順序

(1) 一般質問

- ① 新風クラブ ② 新政クラブ ③ 清風会
- ④ 自由クラブ ⑤ 日本共産党 ⑥ 市民クラブ
- ⑦ 公明党

(2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4 発言時間

(1) 一般質問 (答弁を含む)

- 市民クラブ 2時間40分 新政クラブ 2時間40分
- 自由クラブ 2時間20分 清風会 2時間
- 新風クラブ 1時間40分 公明党 1時間40分
- 日本共産党 1時間

(2) 関連質問 5分以内 (答弁を含まない)

(3) 議案質疑 15分以内 (答弁を含む)

(4) 討論 15分以内

※ 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、

所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。

③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

④ 正・副議長の所属する会派の時間配分については、所属議員数を1名減として算定する。

※ 関連質問の要領

① 一般質問に限る。

② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。

③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議 決 事 件 一 覧 表

〔市長提出議案〕 (19件)

議 案 名	議決結果
議案第 85号 昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 86号 昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について	原案可決 認 定
議案第 87号 昭和59年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について	原案可決 認 定
議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 89号 昭和60年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 90号 昭和60年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 91号 昭和60年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 92号 昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 93号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について	原案可決
議案第 94号 四日市市税条例の一部改正について	原案可決
議案第 95号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第 96号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 97号 四日市市駐車場条例の一部改正について	原案可決
議案第 98号 動産の取得について	原案可決
議案第 99号 市道路線の認定について	原案可決
議案第100号 農業共済事業無事戻しの実施について	原案可決

議案第101号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算(第2号)	原案可決 原案可決 同 意
議案第102号 工事請負契約の締結について	
議案第103号 教育委員会委員の任命について	

〔議員提出議案〕 (2件)

議 案 名	議決結果
発議第8号 国保財政の危機打開に関する意見書の提出について	原案可決 原案可決
発議第9号 同和問題解決のための新たな法的措置に関する意見書の提出について	

〔請 願〕

番号	件 名 紹 介 議 員	請願者の住所・氏名 付 託 委 員 会	審査結果
12	60. 9.12受理 部落解放基本法制定について	四日市市寺方町2281 部落解放同盟三重県連合会 四日市市協議会議長 杉 浦 久 高	取り下げ
	豊田 忠正	教 育 民 生 委 員 会	
13	60. 9.12受理 西南地域への消防署設置について	四日市市笹川三丁目94の8 四郷地区連合自治会長 斉 藤 喜 久 男 ほか 4名	採 択
	川口 洋二 豊田 忠正	総 務 委 員 会	
14	60. 9.12受理 神前小学校職員室新設移転並びに特別教室(視聴覚室)設置について	四日市市曾井町487-1 神前小学校建設委員会委員長 坂 倉 萬 吉 ほか 2名	採 択
	喜多野 等	教 育 民 生 委 員 会	

15	60.9.12受理 事業の完了、自立と融合をめざす 新たな法的措置について	四日市市赤堀三丁目2-1 三重県部落解放運動連合会 四日市支部準備会 荒井孝行	取り下げ
	佐野光信	教育民生委員会	
16	60.9.13受理 三重平中学校への障害児学級の設 置について	四日市市三重三丁目10 三重地区連合自治会長 馬屋原寛 ほか13,028名	採択
	川口洋二 喜多野等	教育民生委員会	
17	60.9.17受理 可搬式消防ポンプの配備について	四日市市高花平二丁目1番地の 49 高花平連合自治会長 武田鶴夫	採択
	喜多野等	総務委員会	
18	60.9.17受理 国家機密法案(国家秘密に係るス パイ行為等の防止に関する法律案 )に反対する意見書の提出につい て	四日市市本町1-10 山本ビル3階 弁護士松葉謙三 ほか2名	継続
	小井道夫	総務委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
9 月 17 日	1 新風クラブ 中村信夫 (発言時間60分)	1 行財政改革について 財政運営 行政経費の節減方策 職員・給与の適正化の考え方	18
		2 町づくりの課題について 旧市街地の活性化 3 悪徳商法問題について 被害状況と対応 再発を防ぐための施策	
	2 新風クラブ 谷口廣陸 (発言時間40分)	1 情報公開制度について 2 納税貯蓄組合の実態について 3 羽津緑地公園指定について	32
		3 新政クラブ 古市元一 (発言時間60分)	1 北部地区の治水・排水について 雨水幹線の計画及び工事見直し 第2期事業認可区域 2 市立四日市病院について 駐車場 給食 医師及び看護婦の対応
4 新政クラブ 訓覇也男 (発言時間60分)	1 国庫支出金の削減その後について 2 地方行革について 3 地方にとって大学とは何か	56	

(9月18日)

5	新政クラブ 山本 勝 (発言時間40分)	1 住宅建設(宅地造成)と交通対策について	73
6	清風会 小林 清隆 (発言時間60分)	1 特色ある学校づくりについて ソーラーシステムの導入 時代に即した教育機器の導入 英語指導の外国人教員の雇用 児童・生徒の成績評価 2 四郷を中心とした大正村構想について 3 土地登記について 4 農業研究指導所について 5 交通安全運動期間によせて	81
7	清風会 川口 洋二 (発言時間60分)	1 地場産業の振興について 2 伝統の旧町名復活について 3 三滝川カムバックアメニティリバープランについて 4 動物愛護週間に関連して	104
8	自由クラブ 山口 孝 (発言時間60分)	1 大型プロジェクトと総合計画の関連について 2 地区市民センターの充実について 3 青少年の非行対策について 4 県立塩浜病院の移転問題について	123
9	日本共産党 水野 和子 (発言時間30分)	1 老人施設について 2 障害児者の問題について	135
10	日本共産党 佐野 光信 (発言時間30分)	1 地域改善対策特別措置法期限切れを前にしての問題 2 工業高枝跡地問題について	142

(9月19日)

11	市民クラブ 大谷 茂生 (発言時間60分)	1 高齢化社会を迎えて 2 旧市民ホールの今後について 3 市職員登用の在り方について 4 橋北地区の諸問題について	154
12	公明党 益田 力 (発言時間50分)	1 非核平和都市宣言について 2 家庭の日について 3 父子家庭について 4 小中学生の健康づくりについて	173
13	公明党 毛利道哉 (発言時間50分)	1 ごみ・廃棄物について 使用済み乾電池の「安全宣言」 リサイクル デポジット制の導入 ノー包装運動 ごみ教育 2 公衆トイレについて	190

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	市民クラブ 豊田 忠正	議案第88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算(第1号) 第10款 教育費 第6項 保健体育費	208

2	日本共産党 佐野光信	議案第88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第1号) 第10款 教育費 第5項 社会教育費	212
3	日本共産党 小井道夫	議案第86号 昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分 並びに決算認定について	214

### 付託議案一覧表

#### ○ 総務委員会

議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第2条 債務負担行為

第3条 地方債

議案第 93号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第 94号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 96号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第 98号 動産の取得について

議案第 101号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第2号)

議案第 102号 工事請負契約の締結について

#### ○ 教育民生委員会

議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第 90号 昭和60年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 95号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

#### ○ 産業公営企業委員会

議案第 85号 昭和59年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 86号 昭和59年度四日市市水道事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第 87号 昭和59年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳出第6款 農林水産業費

第13款第1項 農林水産施設災害復旧費

議案第 89号 昭和60年度四日市市競輪事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第 100号 農業共済事業無事戻しの実施について

#### ○ 建設委員会

議案第 88号 昭和60年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳出第8款 土木費

第13款第2項 土木施設災害復旧費

議案第 91号 昭和60年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
(第1号)

議案第 92号 昭和60年度四日市市営駐車場特別会計補正予算 (第1号)

議案第 97号 四日市市駐車場条例の一部改正について

議案第 99号 市道路線の認定について

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

昭和60年9月25日

総務委員会

委員長 渡 辺 一 彦

教育民生委員会

委員長 川 村 幸 善

産業公営企業委員会

委員長 森 安 吉

建設委員会

委員長 山 口 孝

四日市市議会

議長 小 林 博 次 殿

総務委員会

○ 行政改革について

本市の行財政改革は、昭和52年の行財政調査会の答申に基づき、順次、必要な見直しが行われ、特に、昭和56年度からは第一次行財政改善整備5カ年計画をたて、その改善整備に努めている。また、今回、国の「地方行

革大綱」を一つの指針として、昭和60年度を初年度とするおおむね3カ年間の行財政改革の基本方針を7項目〔1.組織機構の簡素合理化 2.事務処理の機械化・OA化 3.事務事業の外部委託 4.事務事業の見直し 5.職員数の適正化 6.給与の適正化 7.職員・職場の活性化〕に分け、本市行財政改革大綱をまとめている。

そこで、総務委員会の閉会中における調査事項については、この行財政改革大綱に絞って論議したところである。

特に、理事者からは、「6.給与の適正化」については、ラスパイレス指数が112.5で高給与団体であるとして本年7月に個別助言指導団体の指定を受け、国家公務員給与との整合を図るべく何らかの手立てを講じなければならない状況にある、また、「5.職員の適正化」についても、本市の特色ある施策によるものとはいうものの、人口1万人当たりの職員数が類似都市に比べ多く、組織機構の簡素合理化、事務事業の見直しなどにより、その適正化に努力したいとの説明があった。

当委員会は、行政のスリム化への理事者の努力に対し評価するところではあるが、各委員からは次のような意見が出された。

- ・行政改革を進めるためには、職員の意識改革が必要不可欠であり、ラスパイレス指数の単純比較だけで給与の引き下げを行うことは、職員の勤労意欲を損なうことになる。市職員が高給与であっても、施策に特色があり、市民が高サービスを受けられるのであればよい。ただ、行政全体を厳しく見直し、節約を図っていくことは必要である。
- ・臨時職員の活用は、人事行政を総合的に考えて行うべきであり、臨時職員の配置により、その職場全体の士気を損なうことになってはいけない。
- ・外部委託等により、行政が「安かろう、悪かろう」となっていくといけない。地方自治とは市民サービスを体現するものであるという理念を貫いてほしい。

・機械化、OA化により、組織機構、職員数などの見直しを行い、メリハリのある行政組織とすべきである。

・行政改革によりスリム化を検討すべきところもあるが、行政サービスは数字で表現して比較できないものが多く、その辺をよくわきまえるべきだ。

・行財政改革大綱は、自治省の指針にのみとられるのではなく、本市の行革を進めるうえで重要な事項はその他にもあり、今後、具体的に考えて進めるべきである。

・一部局的な発想で施策を行うのではなく、市全体を眺め施策を行うべきである。

今後、この行財政改革大綱に則り、昭和65年度までの改善の具体的なプログラムとして、第二次行財政改善整備計画が策定されることになるが、当委員会は、引き続き行財政の改善に積極的に取り組むべきであると考えている。

#### 教育民生委員会

##### ① 家庭奉仕員（ホームヘルパー）の地区市民センター配置について

当委員会は、急速に進行する高齢化社会に対応するためには、地域における在宅福祉の問題を検討すべきであるとの考えから、家庭奉仕員（ホームヘルパー）の地区市民センター配置を調査項目に取り上げ、家庭奉仕員との懇談を行うなど活動を行った。

家庭奉仕員は、身体・精神上の障害により日常生活を営む上で支障がある在宅の老人・障害者（児）に家事・介護等のサービスを行うものであり、現在、市嘱託家庭奉仕員26名、市社会福祉協議会臨時家庭奉仕員7名がブロック別に拠点配置され、派遣活動が行われている。

市は、家庭奉仕員の本来の業務は、日常生活上の世話・介護を行うこと

であり、地区市民センターへの配置については派遣対象世帯の頻繁な移動状況に即応した効果的な派遣を行うため拠点方式で実施しており、今後需要に応じ順次臨時家庭奉仕員の増員に努めながら拠点を増やしていく考えである。また、家庭奉仕員からは、「業務がまだ十分に理解されていない、地区市民センターへの一人配置は精神的負担が大きい、民生委員とは十分な連携に努めている」などの発言があった。

各委員からは、（ア）家庭奉仕員の地区市民センター配置の意義、進めるべき方向等の組織的な問題（イ）家庭奉仕員の業務についての技術的な問題（ウ）地区市民センター配置に伴う労務管理等待遇的な問題について議論が交わされ、出された主な意見は次のとおりである。

##### （ア）組織的な問題

・家庭奉仕員は、地域での福祉活動の重要な一環を担っている。地域格差を是正するため、家庭奉仕員を地区市民センターに配置しセンター業務として位置づけることが適切である。そのためには、家庭奉仕員の受け入れなど地区市民センターの体制づくりが必要である。

・今後、寝たきり老人等はますます増加することが予想され、ボランティアなど地域ぐるみでの取り組みが強く求められており、家庭奉仕員はその指導的存在としての役割が望まれる。

・家庭奉仕員は、民生委員との密接な連携に努めるとともに、地区の実情に詳しい地区出身者を配置することが望まれる。

・家庭奉仕員だけに過大な役割を求めるのは厳しい。福祉は、保健婦・ケースワーカー・地区市民センター・民生委員・ボランティア等関係者が一体となって相談、連携し進めなければならない。

・地区市民センターをまず地域福祉活動の拠点として体制を整備すべきであり、そのためにモデルケースを検討してはどうか。

・家庭奉仕員は、パートなり市単独でも増員をはかる必要がある。

##### （イ）技術的な問題

- ・家庭奉仕員の一層の技術向上をはかるとともに、活用増大のため制度の広報に努めるべきである。
- ・家庭奉仕員の業務としては、相談活動に力を入れるべきではないか。

#### (ウ) 待遇的な問題

- ・地区市民センター配置については、精神衛生面での問題、労務管理面での問題が懸念される。
- ・臨時家庭奉仕員と嘱託家庭奉仕員との待遇面での差異は、増員するに当たって支障を生じていくのではないか。

#### 産業公営企業委員会

##### ○ 茶産業の振興と全国お茶まつりについて

伊勢茶として知られている本市のお茶は、地場産業としての歴史も古く、年間 2,630 t の生産量を誇り、水沢地区を中心とする一帯は、県下でも有数の茶産地となっている。ところが、近年の茶産業にあっては、古い体質に起因する生産性の低下に加え、食生活の多様化による消費量の停滞により、経営の合理化及び消費拡大対策が必要になってきている。

このような状況の中で、本年11月には本市において第39回全国お茶まつりが茶産業関係者の総力を結集して開催されるに当たり、当委員会は水沢地区の茶園と三重県農業技術センター茶業センターの視察も行い、茶業振興について次の4項目に分けて調査を行った。

- (1) 茶園のほ場整備と改植について
- (2) 製茶工場の統合・整備について
- (3) 茶の消費拡大対策について
- (4) 全国お茶まつりの推進について

各委員から出された主な意見は、次のとおりである。

- ・茶農業の安定経営のため、茶業への災害補償制度の導入を検討すること

- ・茶農家に対して、茶園ほ場整備に係る融資制度の周知徹底を行うとともに、受益者負担率の軽減をはかり、茶園ほ場整備を積極的に推進すること
- ・個人製茶工場の多くは住宅地域内にあり、住工分離をはかるために工場の団地化を推進すること
- ・消費者ニーズの多様化に対応して、消費者にアピールする茶製品の開発を行うこと
- ・鈴鹿山麓一帯は風光明媚な茶園が広がっており、本市のイメージアップをはかるために、茶園を取り入れた観光開発を行うこと

当委員会は、茶業振興のために市は積極的な姿勢を示すべきであり、第四次基本計画に盛り込む予定の「(仮称)茶業試験地」について、単なる研究機関にとどめず、茶業振興の中核施設として茶農家との架け橋となり、さらには茶業界の体質改善に寄与していく必要があると考える。

また、本市の地場産業である伊勢茶と萬古焼は一体としてPRすべきであり、今後両者をセットにした大々的なモニュメント建設の検討が必要と考えるとともに、全国お茶まつりが茶産業の進展に大きく寄与し、成功裡に終わることを望むものである。

#### 建設委員会

##### ○ 緑化推進について

本市の都市緑化については、街路、公園、その他の公共施設での緑化を進めており、現在、市民1人当たりの樹木数は、1.4本となっている。また都市公園の整備状況は、同じく市民1人当たり 6.4㎡となっており、全国平均を上回ってはいるものの、このうち緩衝緑地が約3分の1の面積を占めており、児童公園等の住区基幹公園が不足しているのが現状である。

当委員会においては、特に市街地における緑化推進について重点的に協議したが、各委員から出された具体的な意見のうち、主なものは、次のと

おりである。

- 地域ごとに木や花を決めて、その地域の特色を出しながら緑化を進めること
- 将来的に電柱の地下埋設をはかることにより、緑化を促進すること
- 現在ある緑化推進委員会の組織を強化し、活用すること
- 平面の緑化だけでなく、ベランダ等も利用した立体的な緑化も進めること
- 市の中心部をはじめ緑の少ないところは、緑化倍増、3倍増といった具体的な目標をたてて進めること
- 予算措置を含めて、緑化推進体制を強化すること
- 学校等の公共施設の緑化については、新設の際にどれだけ植樹をしなければならないかをルール化しておくこと

理事者からは、「市民組織による公園・街路の維持管理の推進や、苗木の無料配布により、緑化意識の高揚をはかったり、記念植樹や一日動物園の開催により、緑化、公園に対する意識の啓発を行いたい。また公共施設の緑化については、本市や他市の実態を調べた結果、10%以上の緑化率となるよう今後要綱的なもので指導推進していきたい」との説明があった。

当委員会は、緑化については、単に公園緑地課だけの問題でなく、全庁的な取り組みが必要であり、まず公共施設の緑化を早期に制度化し、市民あるいは民間企業等の理解と協力を得ながら、長期的な視野に立って推進すべきと考えるものである。

#### 常任委員会の閉会中の継続調査項目

##### 総務委員会

地区市民センターの充実について

##### 教育民生委員会

社会教育施設について

##### 産業公営企業委員会

大四日市まつりについて

##### 建設委員会

魅力ある都市形成について